

令和2年度
包括外部監査報告書

環境施策に関する財務事務の執行について

令和3年3月
長野県包括外部監査人
公認会計士 柴田 博康

目次

第1 総論	1
I. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査の対象期間	1
4. 事件を選定した理由	1
5. 外部監査の実施期間	1
6. 監査対象機関	1
7. 監査従事者	2
8. 利害関係	2
II. 包括外部監査の視点と方法	3
1. 包括外部監査の視点	3
2. 包括外部監査の方法	3
3. 監査対象とした事業	4
第2 選定した特定の事件の概要	7
I. 環境施策に関する国の対応	7
1. 環境基本法	7
2. 環境基本計画	9
II. 環境施策に関する長野県の対応	11
1. 長野県環境基本条例	11
2. 第四次長野県環境基本計画について	12
3. 環境施策についての長野県の状況	14
III. 監査対象機関の概要	19
1. 監査対象機関機構図	19
2. 環境部分掌事務	20
第3 監査の結果及び意見の総括	24
I. 監査結果の総評	24
1. 本年度の包括外部監査について	24
2. 包括外部監査の総括	26
II. 監査の結果及び意見一覧	28
1. 監査の結果及び意見の項目数	28
2. 監査の結果及び意見の要約	29
第4 監査の結果及び意見	43
I. 環境政策課	43
1. 長野県環境審議会運営事業	45
2. 環境保全活動推進事業	48
3. 環境教育推進事業	53
4. 環境自然保護基金	56
5. G20 関係閣僚会合推進事業	57
6. 環境影響評価審査事業	58
7. 環境保全に関する調査研究	61
II. 環境政策課(旧環境エネルギー課)	63
1. 次期長野県環境エネルギー戦略の重点施策構築事業	65
2. G20 を契機とした環境エネルギー政策等発信事業	66
3. 家庭の省エネ政策	67
4. 事業活動の省エネ政策	71

5. 建築物の省エネ政策	73
6. 総合的施策の推進	76
7. 自然エネルギー政策	78
Ⅲ. 水大気環境課水環境係、水質保全係及び水源水道係	84
1. 水環境保全普及啓発事業	86
2. 河川・湖沼等水質保全対策推進事業	87
3. 水道事業監督指導事業	93
4. 水道施設整備促進事業	94
Ⅳ. 水大気環境課大気保全係	97
1. 環境保全活動等推進事業	98
2. 大気常時監視事業	99
3. 騒音・振動・悪臭対策事業	103
4. 化学物質対策事業	107
Ⅴ. 自然保護課	109
1. 人と生きものパートナーシップ推進事業	112
2. 希少種戦略構築事業	115
3. 外来生物戦略構築事業	118
4. 自然探勝会事業	121
5. 自然保護センター整備・運営事業	123
6. 信州ネイチャーセンター構築事業	125
7. 魅力ある自然公園づくり事業	128
8. 国定公園等自然環境保全対策事業	131
9. 自然保護レンジャー事業	132
10. 自然公園施設等整備事業	135
11. 自然環境整備支援事業	137
12. 県立自然公園整備支援事業	140
13. 民間との協働による山岳環境保全事業	143
14. 登山道等緊急整備支援事業	146
Ⅵ. 資源循環推進課	151
1. “チャレンジ800”ごみ減量推進事業	153
2. 産業廃棄物の3Rサポート	159
3. きれいな信州環境美化運動の推進	160
4. 循環型社会形成推進事業	161
5. リサイクル関連法等の円滑な推進	162
6. 一般廃棄物処理に係る市町村支援	163
7. 一般廃棄物処理施設に係る許可事務等	164
8. 産業廃棄物に係る許可事務等	165
9. 多量排出事業者等に対する産業廃棄物処理計画等の作成指導及び公表	167
10. 産業廃棄物処理業者等の指導育成	168
11. PCB 廃棄物処理推進事業	170
12. 廃棄物処理施設用地の維持管理	171
13. 関東甲信越産業廃棄物処理対策連絡協議会	172
14. 産業廃棄物実態調査	173
15. 廃棄物指導員配置事業	174
16. 不法投棄監視連絡員配置事業	175
17. 廃棄物不適正処理の防止	176
第5 本報告書で用いた主な用語	183

第1 総論

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

環境施策に関する財務事務の執行について

3. 外部監査の対象期間

原則として令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

ただし、必要に応じて令和元年度以前及び令和2年度の執行分を含む

4. 事件を選定した理由

全国で4番目に広い県土を有しており、県土の8割を森林が占めている長野県は、豊かな自然環境に恵まれ、清らかな水や空気を育み、多様な生物の生息場所となっている。

長野県では、すべての県民は、健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っているとして、平成8年に「長野県環境基本条例」を制定している。

平成30年3月に策定された「第四次長野県環境基本計画」では、「SDGsによる施策の推進」を基本方針に掲げ、環境保全の取組にとどまらず、環境を活かして経済・社会の課題解決を図る取組も積極的に推進していくとしている。

「長野県環境基本条例」や「第四次長野県環境基本計画」のもと、長野県の豊かな環境を次の世代に確実に引き継いでいくため、県は県民、NPO法人、事業者、行政機関などあらゆる主体とのパートナーシップが必要であると考え。さらに、様々な主体を有機的に結びつけていくためには、県が適切な役割を果たしていく必要があると考える。

県が実施している環境対策や自然保護に対する取組に関しては県民の関心も高いと考えられ、包括外部監査において、財務事務の執行が法令・規則等に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的、効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと考える。よって、環境施策に関する財務事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

5. 外部監査の実施期間

令和2年7月6日から令和3年3月15日まで

6. 監査対象機関

環境部、地域振興局

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	柴田 博康
監査補助者	公認会計士	宮本 和之
同	公認会計士	水城 由貴
同	公認会計士	高岡 敏夫
同	公認会計士	柄澤 千恵子
同	公認会計士	原 茂
同	公認会計士	川崎 要介

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(元号の表記)

一部の元号については次のとおり略称を使用している。

略称	元号	凡例
S	昭和	S63=昭和 63 年
H	平成	H13=平成 13 年
R	令和	R 元=令和元年(平成 31 年)
		R2=令和 2 年

(端数処理)

表中の数値については、単位未満を四捨五入しており合計や差引が合わない場合がある。

(令和 2 年 4 月の組織改正)

長野県は、令和 2 年 4 月に組織改正を行っており、環境部環境政策課と環境部環境エネルギー課を再編している。本年度の包括外部監査は環境エネルギー課が実施していた事業を監査対象としており、令和 2 年度はそれら事業を環境政策課が実施しているが、本報告書では環境エネルギー課の事業として記載している。

(監査対象機関)

監査対象機関は、環境部、地域振興局である。なお、環境部生活排水課は、平成 17 年度の包括外部監査の監査対象だったため、本年度の監査対象から除いている。

II. 包括外部監査の視点と方法

1. 包括外部監査の視点

(1) 環境施策に関する財務事務の合規性に問題はないか

環境施策に関する財務事務は、関連する法令・条例・規則・県の定めた要綱などに準拠しているか。

(2) 環境施策に関する財務事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

環境施策に関する財務事務は効率的に実施され、費用対効果の確認が十分に行われているか、事業の目的に整合する目標値等を設定しているか。

2. 包括外部監査の方法

実施した主な監査手続は次のとおりである。

(1) 概要の把握

- 監査対象事業の概要を把握するため、監査対象部署より事業内容に関する説明資料を入手し、調査分析を実施した。
- 監査対象部署へのヒアリングを実施した。
- 監査対象事業の活動実績等を示す書類の閲覧等を実施し、監査対象事業は関連する法令・条例・規則等にしがって実施されているか、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して実施されているかを検討した。

(2) 監査対象事業に応じた監査手続の実施

- 補助金について、補助金の申請、決定、交付の手続、補助金額の算定、交付時期、実績報告、精算が要綱などに準拠しているか、経済性・効率性の観点から、補助事業の業務が経済的、効率的に行われているかについて、関係書類を閲覧し、監査対象部署へのヒアリングを実施した。
- 委託事業について、委託理由に合理性はあるか、委託料の算定方法は適正か、委託料は業務の内容に対し適正な水準か、委託先では業務コストの削減努力が行われているかなどについて、関係書類を閲覧し、監査対象部署へのヒアリングを実施した。

(3) 現地機関の監査

- 監査対象とした現地機関に対しては、現地調査を実施し、資料及び関連する文書を閲覧するとともにヒアリングを実施した。
- 現地調査した現地機関は次のとおりである。
 - ・長野県環境保全研究所飯綱庁舎
 - ・地域振興局（諏訪）

3. 監査対象とした事業

監査対象とした所管部署及び現地機関が実施している次表に記載した事業を監査対象事業とした。

・表 監査対象とした事業

(単位:千円)

所管	No.	事業名	令和元年度 決算額	
環境政策課	1	長野県環境審議会運営事業	3,969	
	2	環境保全活動推進事業	信州豊かな環境づくり県民会議との連携	4,662
			信州環境フェア	
	3	環境教育推進事業	信州環境カレッジ事業	23,656
			紙の再生・利活用推進事業	
			キッズ ISO プログラム事業	
	4	環境自然保護基金	7,133	
5	G20 関係閣僚会合推進事業	25,161		
6	環境影響評価審査事業	6,099		
7	環境保全に関する調査研究	75,513		
環境政策課(旧環境エネルギー課)	1	次期長野県環境エネルギー戦略の重点施策構築事業	18,237	
	2	G20 を契機とした環境エネルギー政策等発信事業	840	
	3	家庭の省エネ政策	家庭の省エネサポート制度運営事業	7,834
			地球温暖化防止活動推進員事業	
			長野県環境保全協会運営事業	
	4	事業活動の省エネ政策	信州エネルギーマネジメント支援事業	34,529
			県有施設省エネ化推進事業	
			温暖化対策協議会運営事業	
			環境管理システム普及促進事業	
			環境マネジメントシステム運用事業	
	エコマネジメント長野運用業務等効率化事業			
	5	建築物の省エネ政策	4,015	
	6	総合的施策の推進	地球温暖化対策の総合的推進	39,841
地球温暖化適応施策推進事業				
7	自然エネルギー政策	地域主導型自然エネルギー創出支援事業	67,056	
		自然エネルギー地域発電推進事業		
		信州の屋根ソーラー普及事業		
		地域エネルギー事業者担い手育成事業		
		環境エネルギー分野ビジネス創出事業		

所管	No.	事業名	令和元年度 決算額	
水大気環境課(水関係)	1	水環境保全普及啓発事業	水環境行政の推進	1,017
			水辺の外来植物対策	
			水資源保全地域の指定	
			水需給動態調査の実施	
	2	河川・湖沼等水質保全 対策推進事業	特定施設等に係る各種届出の審査、指導	95,880
			工場・事業場の排水の水質検査	
			河川・湖沼の水質常時監視	
			水源地域など河川上流域における水質測定	
			地下水の水質常時監視	
			土壌汚染対策	
			諏訪湖創生ビジョン推進事業	
	3	水道事業監督指導事業	立入検査の実施	1,805
研修会の実施				
水質検査の実施				
4	水道施設整備促進事業	上伊那広域水道用水供給事業の推進	458,528	
		水道施設整備の指導		
		生活基盤施設耐震化等補助金		
水大気環境課(大気関係)	1	環境保全活動等推進事業	公害紛争処理	333
			公害防止普及啓発	
	2	大気常時監視事業 (大気汚染防止対策事業)	ばい煙等の発生に係る各種届出の審査、指導	61,392
			工場・事業場のばい煙等の検査	
			アスベスト環境対策の推進	
			大気の常時監視	
	3	騒音・振動・悪臭対策事業	騒音・振動・悪臭対策	9,376
			リニア中央新幹線鉄道騒音に係る類型指定	
			北陸新幹線騒音・振動の対策	
	4	化学物質対策事業	航空機騒音の測定調査	7,334
			ダイオキシン類に係る各種届出の審査、指導	
			ダイオキシン類の環境調査	
		化学物質の環境実態調査		

所管	No.	事業名	令和元年度 決算額
自然保護課	1	人と生きものパートナーシップ推進事業	1,323
	2	希少種戦略構築事業	5,968
	3	外来生物戦略構築事業	5,442
	4	自然探勝会事業	556
	5	自然保護センター整備・運営事業	10,716
	6	信州ネイチャーセンター構築事業	9,848
	7	魅力ある自然公園づくり事業	7,250
	8	国定公園等自然環境保全対策事業	592
	9	自然保護レンジャー事業	546
	10	自然公園施設等整備事業	21,285
	11	自然環境整備支援事業	66,073
	12	県立自然公園整備支援事業	17,472
	13	民間との協働による山岳環境保全事業	15,413
	14	登山道等緊急整備支援事業	39,749
資源循環推進課	1	“チャレンジ 800”ごみ減量推進事業	8,941
	2	産業廃棄物の 3R サポート	151
	3	きれいな信州環境美化運動の推進	98
	4	循環型社会形成推進事業	33
	5	リサイクル関連法等の円滑な推進	70
	6	一般廃棄物処理に係る市町村支援	21
	7	一般廃棄物処理施設に係る許可事務等	904
	8	産業廃棄物に係る許可事務等	528
	9	多量排出事業者等に対する産業廃棄物処理計画等の作成指導及び公表	40
	10	産業廃棄物処理業者等の指導育成	257
	11	PCB 廃棄物処理推進事業	696
	12	廃棄物処理施設用地の維持管理	4,412
	13	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会	15
	14	産業廃棄物実態調査	6,490
	15	廃棄物指導員配置事業	23,332
	16	不法投棄監視連絡員配置事業	8,570
	17	廃棄物不適正処理の防止	49,115

第2 選定した特定の事件の概要

I. 環境施策に関する国の対応

1. 環境基本法

(1) 経緯

環境に関する法律は、明治 44 年公布の「工場法」から始まっているといわれており、公害の拡大を背景に昭和 42 年に「公害対策基本法」が成立し、その後、地球環境問題、廃棄物問題、都市型・生活型公害問題等を踏まえ、環境政策の新しい基本法として平成 5 年に「環境基本法」が成立している。「公害対策基本法」は本法の成立に伴い廃止されている。

(2) 環境基本法の概要

環境基本法は、環境保全に関する基本理念を定めたもので、全環境法令の最上位に位置する。その基本理念は次のとおりである。

「環境の恵沢の享受と継承」

「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」

「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」

環境基本法は、以上の基本理念を掲げ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康で文化的な生活の確保を図り、さらには人類の福祉に貢献しようとするものである。また、環境の保全に関する基本的施策として、環境基本計画の策定、環境基準の設定、公害防止計画の策定、環境影響評価の推進等を定めている。

環境基本法の構成

第一章 総則

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第二節 環境基本計画

第三節 環境基準

第四節 特定地域における公害の防止

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等

第七節 地方公共団体の施策

第八節 費用負担等

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関

第二節 公害対策会議

附則

(3)環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項は、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と規定している。この規定に基づき、昭和 46 年 12 月に当時の環境庁が環境基準を告示している。

環境省のホームページは環境基準について次のように説明している

<p>人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。</p> <p>環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。</p> <p>また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものである。</p>

・表 環境基準

項目	内容
大気	大気汚染に係る環境基準
騒音	騒音に係る環境基準について 航空機騒音に係る環境基準について 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について
水質	水質汚濁に係る環境基準について 地下水の水質汚濁に係る環境基準について
土壌	土壌の汚染に係る環境基準について
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について

(出典:環境省ホームページより監査人作成)

2. 環境基本計画

環境基本計画は、平成5年11月より施行された環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものである。

環境基本法の制定によりはじめて、政府全体の環境の保全に関する施策の基本的方向を示す計画が定められることとなった。また、環境基本計画には、政府の取組の方向を示すことのみならず、地方公共団体、事業者、国民のあらゆる主体の自主的、積極的取組を効果的に全体として促す役割も期待されている。

(1) 第一次環境基本計画の策定(平成6年12月16日閣議決定)

第一次環境基本計画では、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」が実現される社会を構築することを長期的な目標として掲げている。これは環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムが実現されるよう、人間が多様な自然・生物と共に生きることができるよう、また、そのために、あらゆる人々が環境保全の行動に参加し、国際的に取り組んでいくこととなるよう意図したものである。

(2) 第一次計画のフォローアップの総括(平成11年3月8日)

平成11年度が環境基本計画見直しの年にあたることを踏まえ、それまでの点検結果や審議会での議論を踏まえ、企画政策部会長が環境基本計画の見直しを行う上での論点を整理して部会に報告している。

この中では、環境基本計画をめぐる諸情勢と環境基本計画の役割に関する基本認識が示されている。また、計画見直しの基本的方向として、理念から実行への展開、持続可能な経済社会の具体像とそこに至る道筋の提示、計画全体に係る見直し、計画の構造の重層性の確保、各主体の参加の確保、国際的視野に立った見直し、現行計画の実施状況を踏まえた見直しなどが示されている。さらに、具体的事項として、環境基本計画の実効性の確保に係る事項などが示されている。

(3) 第二次環境基本計画の策定(平成12年12月22日閣議決定)

第二次環境基本計画は、「理念から実行への展開」と「計画の実効性の確保」という2つの点に特に留意して策定されている。第二次計画では、「理念から実行への展開」の点からは、地球温暖化対策など重点的に取り組むべき11の分野について戦略的プログラムを設定し、現状と課題、これに対応するための施策の基本的方向と重点的取組事項を提示している。

「計画の実効性の確保」の点からは、政府全体の取組体制を強化するため、推進体制の強化(各府省による環境配慮の方針の作成など)や、進捗状況の点検の強化をすることとしている。また、第一次計画で正面から取り上げていなかった化学物質による土壌汚染やPCBなどの環境上の「負の遺産」の解消やIT等を活用した環境投資の推進なども盛り込まれている。

(4) 第二次計画のフォローアップの総括(平成16年12月22日)

これまでの点検結果や審議会での議論を踏まえ、現行計画の成果や課題、見直しに当たっての基本的な視点を盛り込んだ資料が、総合政策部会長から発表されている。

この中で、第二次環境基本計画をめぐる諸情勢と基本認識として、環境問題の現状、第二次環境基本計画の課題、内外の社会経済の変化が示されている。また、計画見直しの基本的方向として、「環境と経済の好循環」の提示、数量的目標・指標の導入による実効性の確保、国民など多様な主体の参加の促進、国際的な環境問題への積極的貢献、戦略的プログラムの継続が示されている。

(5)第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)

第三次環境基本計画では、今後の環境政策の展開の方向として、環境と経済の好循環を提示し、さらに社会的な側面も一体的な向上を目指す「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」などを提示している。

第三次環境基本計画では、10の重点的分野に政策プログラムを定めるとともに、各プログラムにおいて市民、企業など各主体へのメッセージを明確化している。また、2050年を見据えた超長期ビジョンの策定を提示しており、可能な限り定量的な目標・指標による進行管理を定めている。

(6)第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)

第四次環境基本計画では、以下のような環境政策の方向性などを示している。

- ①環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけている。
- ②持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、以下の4点を設定している。
 - 1) 政策領域の統合による持続可能な社会の構築
 - 2) 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化
 - 3) 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
 - 4) 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進
- ③「社会・経済のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の他6つの事象面で分けた重点分野からなる9つの優先的に取り組む重点分野を定めたほか、東日本大震災からの復旧・復興に係る施策及び放射性物質による環境汚染対策について、それぞれ「章」として取り上げている。

(7)第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)

第四次環境基本計画の見直しについて、中央環境審議会総合政策部会において約1年間にわたり審議が行われており、平成30年4月9日に中央環境審議会から環境大臣に対して答申が行われ、これを踏まえ、第五次環境基本計画を閣議決定している。

第五次環境基本計画のポイントは次のとおりである。

- ①SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画である。SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。
- ②地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしている。

II. 環境施策に関する長野県の対応

1. 長野県環境基本条例

(1) 長野県環境基本条例の制定

長野県は、平成8年3月に長野県環境基本条例を制定している。

この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするものである。

同条例前文には次の記載がある。

前文

私たち長野県民は、日本アルプスの雄大な山々、豊かな森林とそこではぐくまれた清らかな水など、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然の恵みの下、歴史を刻み、文化を築き上げてきた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量な消費、廃棄物の大量な発生を伴う今日の社会経済活動は、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、自然の生態系に影響を及ぼし、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境までもが損なわれるおそれを生じさせている。

長野県は、これまで、人の健康や生活環境に対する被害を防止するとともに、国民的財産である本県の自然環境の保全に多大な努力を払ってきた。今後、さらに、環境を良好な状態に保ちつつ、より快適な環境を創造するとともに、地球環境の保全へも積極的に貢献していかなければならない。

もとより、すべての県民は、健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

ここに、すべてのものの参加と連携の下、自然と人が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くため、この条例を制定する。

(2) 長野県環境基本条例の概要

長野県環境基本条例の概要は次表のとおりである。

内容	
第1章	総則
第2章	環境の保全に関する基本的施策
第1節	施策の基本方針等
第2節	環境の保全に関する施策
第3節	地球環境の保全に関する施策
第4節	施策の推進体制等
第3章	長野県環境審議会

2. 第四次長野県環境基本計画について

(1) 策定の趣旨

長野県環境基本計画は、長野県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されている。

長野県環境基本条例第8条

知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(2) 計画期間

2018年度(平成30年度)～2022年度の5年間

(3) 計画の特色

①SDGs(持続可能な開発目標)による施策の推進

○SDGsの17のゴールのうち、13のゴールに関連している。

○環境保全の取組に加え、経済・社会の課題解決を図る取組を記載している。

○SDGsと関連付けた基本目標を設定している。

基本目標：『共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし』

○共に育み・・・パートナーシップ

○未来につなぐ・・・持続可能

○信州の豊かな自然・・・長野県が誇る自然環境

○確かな暮らし・・・経済・社会・環境の統合的向上

②「第6次長野県水環境保全総合計画」と一体的に作成

○「第四次長野県環境基本計画」における「水環境の保全」に関する部分を「第6次長野県水環境保全総合計画」に位置づけ、一体性・整合性を確保している。

③標高差や地域の特性に着目した取組を記載

垂直ゾーニング…長野県の特徴である標高差に着目し、施策展開の考え方を記載している。

水平ゾーニング…10の広域圏ごとに、地域の特性等を踏まえた取組を記載している。

④コラムにより先進的事例等を紹介

コラムにより先進的な取組事例等を紹介し、わかりやすさ・親しみやすさに配慮している。

(4)長野県環境基本計画に関する計画・条例

①上位計画

計画名	計画期間	計画の根拠等
長野県総合5か年計画	2018年度～2022年度	・平成30年3月14日議決

②個別計画

計画名	計画期間	計画の根拠等
長野県環境エネルギー戦略 ～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～	2013年度 ～2020年度	・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・長野県地球温暖化対策条例
温室効果ガス削減のための「第5次長野県職員率先実行計画」	2016年度 ～2020年度	・地球温暖化対策の推進に関する法律
長野県希少野生動植物保護基本方針	2003年度～	・長野県希少野生動植物保護条例
生物多様性ながの県戦略	2012年度 ～2020年度 (短期)	・生物多様性基本法
野尻湖に係る湖沼水質保全計画 (第5期)	2014年度 ～2018年度	・湖沼水質保全特別措置法
長野県「水循環・資源循環のみち 2015」 構想	2016年度 ～2030年度	・平成26年1月30日付国土交通省、農林水産省、環境省課長通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」
諏訪湖に係る第7期湖沼水質保全計画	2017年度 ～2021年度	・湖沼水質保全特別措置法
長野県水道ビジョン	2017年度 ～2026年度	・平成26年3月19日付厚生労働省課長通知「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」
諏訪湖創生ビジョン	2018年度 ～2022年度	
長野県廃棄物処理計画(第4期)	2016年度 ～2020年度	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

③関係条例

条例名	公布日・番号
長野県環境基本条例	平成8年3月25日長野県条例第13号
長野県環境影響評価条例	平成10年3月30日長野県条例第12号
長野県地球温暖化対策条例	平成18年3月30日長野県条例第19号
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	平成20年3月24日長野県条例第16号
公害の防止に関する条例	昭和48年3月30日長野県条例第11号
長野県流域下水道条例	昭和54年3月5日長野県条例第11号
長野県水環境保全条例	平成4年3月19日長野県条例第12号
長野県豊かな水資源の保全に関する条例	平成25年3月25日長野県条例第11号
長野県立自然公園条例	昭和35年7月18日長野県条例第22号
長野県自然環境保全条例	昭和46年7月13日長野県条例第35号
長野県希少野生動植物保護条例	平成15年3月24日長野県条例第32号

3. 環境施策についての長野県の状況

(1) 達成目標

分野全体の状況を把握するために長野県が設定している代表的な指標(達成目標)

分野	指標名	現状値	目標値	備考
持続可能な社会の構築	環境のためになること(環境に配慮した暮らし)を実行している人の割合	65.5% (2017年度)	75.0% (2022年度)	環境のためになること(環境に配慮した暮らし)を実行する県民の割合 [現状の数値から年2%程度の増加を目標に設定]
	都市農村交流人口	624,909人 (2016年度)	690,000人 (2022年度)	農業体験などで県内を訪れる都市住民の数 [現状の1割増加を目標に設定]
脱炭素社会の構築	県内の温室効果ガス総排出量	15,930千トンCO2 (2014年度)	13,738千トンCO2 (2019年度)	県内のエネルギー使用量などを基に算出した温室効果ガスの排出量[国の中央環境審議会の報告を参考に設定]
	県内の最終エネルギー消費量	182万TJ (2015年度)	17.0万TJ (2020年度)	県内において一年間に使用されるエネルギーの総量 [国の中央環境審議会の報告を参考に設定]
	再生可能エネルギー自給率	8.0% (2015年度)	12.9% (2020年度)	県内で一年間に使うエネルギー量に対する県内で生み出したと推計される再生可能エネルギー量の割合 [これまでの再生可能エネルギーの導入量、増加率等を踏まえて設定]
生物多様性・自然環境の保全と利用	保護回復事業計画の策定及び評価検証数	18種 (2016年度)	29種 (2022年度)	長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定・評価検証数 [策定済みの計画に対する評価検証数を勘案して設定]
	自然公園利用者数	3,607万人 (2016年度)	3,743万人 (2021年度)	県内の自然公園(国立・国定・県立)の年間利用者数 [過去の年間増加利用者数を基に設定]
	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	40,827ha (2016年度)	49,800ha (2022年度)	多面的機能支払事業及び中山間地農業直接支払事業における活動面積 [整備済みの農用地面積の概ね8割での取組を目標に設定]
	民有林の間伐面積	13,634ha (2016年度)	60,800ha (2022年度)	2018~2022年度の間伐面積の累計 [間伐必要面積と過去の整備動向から設定]

分野	指標名	現状値	目標値	備考
水環境の 保全	河川環境基準達成率	98.6% (2016 年度)	98.6% (2022 年度)	主要河川71 地点の環境基準(BOD)達成 地点数の割合 [過去の達成率を基に設定]
	湖沼環境基準達成率	38.5% (2016 年度)	53.3% (2022 年度)	主要湖沼 15 地点の環境基準(COD)達 成地点数の割合 [過去の達成率を基に設定]
	污水処理人口普及率	97.6% (2016 年度)	99.0% (2022 年度)	下水道、農業集落排水、浄化槽等、汚 水処理施設の普及人口の割合 [各市町村の整備目標を基に設定]
	民有林の間伐面積(再掲)	13,634ha (2016 年度)	60,800ha (2022 年度)	2018~2022 年度の間伐面積の累計 [間伐必要面積と過去の整備動向から 設定]
大気環境 等の保全	大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100% (2016 年度)	100% (2022 年度)	大気常時監視局の大気汚染物質の環 境基準達成率 [過去の達成率を基に設定]
	昼間の光化学オキシダント環境 基準値達成率(時間)	94.2% (2016 年度)	94.5% (2022 年度)	昼間の1時間値が基準を満たす時間の 割合 [過去の達成率を基に設定]
	有害大気汚染物質・ダイオキシン 類環境基準等達成率	100% (2016 年度)	100% (2022 年度)	有害化学物質等の環境基準や指針値 達成割合 [過去の達成率を基に設定]
循環型社 会の形成	一般廃棄物総排出量 ※()内は1人1日当たりのごみ排出量	654 千トン (836 グラム※) (2015 年度実績)	588 千トン (795 グラム※) (2020 年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出 量及び1人1日当たりの排出量 [過去の変化率と削減幅、施策効果を勘 案して設定]
	産業廃棄物総排出量	4,341 千トン (2013 年度推計)	4,358 千トン (2022 年度)	県内で排出された産業廃棄物総排出量 [過去の実績、経済指標による推計、施 策効果を勘案して設定]
	一般廃棄物リサイクル率	23.0% (2015 年度実績)	24.3% (2020 年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出 量のうち再資源化した量の割合 [過去の変化率と推計比率、施策効果を 勘案して設定]

(2)参考指標

各分野における県の施策の進捗状況等を把握するために設定した指標

分野	指標名	現状値	目標値	備考
持続可能な社会の構築	環境教育計画を有する学校の割合	小学校 80.1% 中学校 90.3% (2017 年度)	小学校 90.0% 中学校 92.5% (2022 年度)	環境教育計画を有する小学校・中学校の割合 [現状値を基に設定]
	「信州環境カレッジ」の受講者数	— (2017 年度)	12,000 人 (2022 年度)	「信州環境カレッジ」における認定講座の受講者数(累計) [今後の受講者数の増加を推計し設定]
	環境保全研究所による環境教育講座等の受講者数	年間 791 人 (2016 年度)	年間 850 人 (2022 年度)	環境保全研究所が開催する環境教育講座等の年間受講者数 [過去の実績値を基に設定]
脱炭素社会の構築	既存建築物の省エネ性能の簡易診断件数	— (2017 年度)	1,800 件 (2022 年度)	既存建築物の省エネ性能の簡易診断件数(累計) [今後の計画を基に設定]
	県有施設の庁舎照明LED化の整備箇所数	1施設 (2017 年度)	292 施設 (2022 年度)	県有施設の庁舎照明のLED化の整備箇所数(累計) [今後の計画を基に設定]
	県有施設における屋根貸しによる太陽光発電件数	6件 (2017 年度)	拡大 (2022 年度)	屋根貸しの仕組みを利用して、民間事業者が県有施設の屋根に設置する太陽光発電の件数(累計) [今後の計画を基に設定]
	流域下水道に係るエネルギー自給率	5.5% (2015 年度)	13.7% (2022 年度)	県の流域下水道処理場におけるエネルギー消費量に対するエネルギー創出量の割合 [省エネ機器や発電施設の導入計画等を考慮して設定]
	企業局の水力発電の設備容量	100,410kW (101,050 世帯分) (2017 年度)	101,119kW (104,270 世帯分) (2022 年度)	企業局の水力発電の設備容量(累計)。なお、()内は発電設備容量等を基に算出した発電量の世帯数換算値 [「公営企業経営戦略」等を基に設定]
	二酸化炭素の吸収に寄与する都市公園の面積	14.76m ² /人 (2016 年度)	15.1m ² /人 (2022 年度)	一人当たりの都市公園の整備面積 [今後の整備面積(推計)を基に設定]

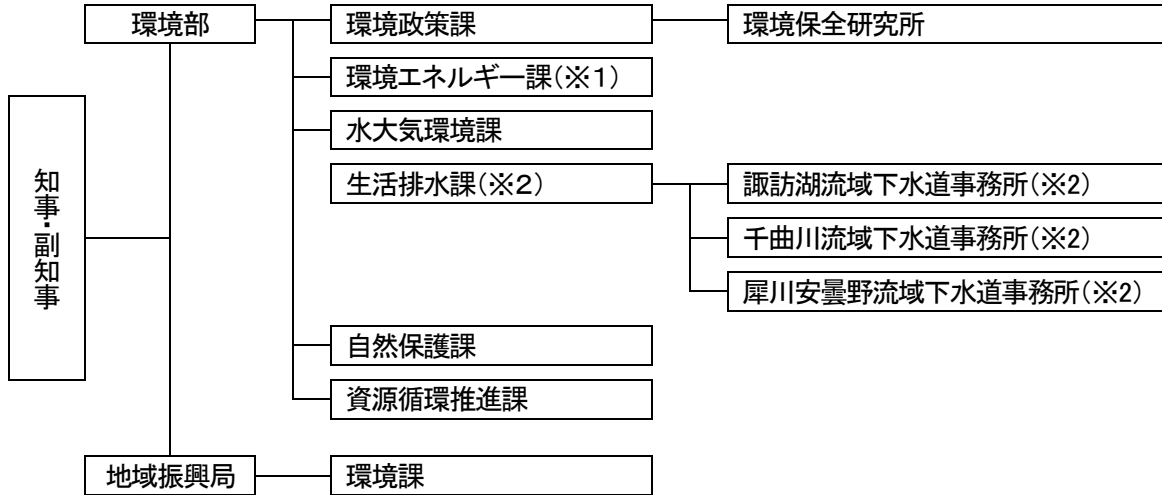
分野	指標名	現状値	目標値	備考
生物多様性・自然環境の保全と利用	生物多様性の保全活動で支援・協働した企業・団体等の数	30 団体 (2016 年度)	65 団体 (2022 年度)	県の生物多様性の保全活動に対して支援・協働した企業・団体等の数(累計) [過去の実績値を基に設定]
	登山道の要整備箇所の解消数	93 箇所 (2016 年度)	493 箇所 (2022 年度)	県内の山岳地域等における危険箇所など整備が必要な登山道の解消数(累計) [今後の計画を基に設定]
	環境配慮型トイレの整備率	80% (2016 年度)	88% (2022 年度)	県内の山岳地域等における環境配慮型トイレの整備率 [今後の計画を基に設定]
	信州型自然保育(信州やまほいく)認定園数	152 園 (2017 年度)	260 園 (2022 年度)	信州型自然保育(信州やまほいく)認定園の数(累計) [制度制定5年後(2019 年度)までに 230 園を認定し、以降1年ごとに 10 園の増加を見込み設定]
	里山整備利用地域の認定数	5 地域 (2016 年度)	150 地域 (2022 年度)	長野県森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」の認定数(累計) [今後の計画を基に設定]
	森林(もり)の里親契約数	126 件 (2016 年度)	156 件 (2022 年度)	企業などとの森林の里親契約の件数(累計) [過去の伸び率を基に設定]
	国際水準GAP認証の取得件数	14 件 (2016 年度)	42 件 (2022 年度)	国際水準GAPの認証取得件数(累計) [現状値の3倍に拡大することを目標に設定]
水環境の保全	千曲川・犀川の目標水量達成率	100% (2016 年度)	100% (2020 年度)	千曲川・犀川の目標水量設定地点ごと、1年間のうち目標水量を達成した日数を年間日数で除した割合 [過去の達成率を基に設定]
	上水道等の基幹管路の耐震化適合率	35.2% (2016 年度)	41.1% (2020 年度)	水道管の耐震化適合率 [今後の計画を基に設定]
	アレチウリ駆除活動の参加者数	年間 26,416 人 (2016 年度)	年間 29,000 人 (2022 年度)	地域におけるアレチウリ駆除活動への参加者数 [過去の実績値を基に設定]
大気環境等の保全	自動車騒音環境基準達成率	94.9% (2016 年度)	95.6% (2022 年度)	自動車騒音の環境基準達成率 [過去の達成率を基に設定]
	北陸新幹線鉄道騒音環境基準達成率	50% (2016 年度)	72.2% (2022 年度)	北陸新幹線鉄道騒音の環境基準達成率 [過去の達成率を基に設定]

分野	指標名	現状値	目標値	備考
循環型社会の形成	食べ残しを減らそう県民運動 ～e-プロジェクト～協力店登録数	617 店 (2016 年度)	1,000 店 (2022 年度)	食べ残しを減らそう県民運動協力店の登録数(累計) [過去の実績値を基に設定]
	産業廃棄物3R実践協定の締結 事業者数	172 者 (2016 年度)	200 者 (2022 年度)	県と産業廃棄物3R実践協定を締結する事業者数(累計) [過去の実績値を基に設定]
	信州リサイクル製品の認定数	60 製品 (2016 年度)	80 製品 (2022 年度)	信州リサイクル製品の認定数(累計) [過去の実績値を基に設定]
	電子マニフェスト(産業廃棄物管理票)の普及率	33.3% (2016 年度)	50% (2022 年度)	県内で使用される電子マニフェスト(産業廃棄物管理票)の普及率 [過去の実績値を基に設定]

Ⅲ. 監査対象機関の概要

1. 監査対象機関機構図

監査対象とした環境部等の機構図は次のとおりである。



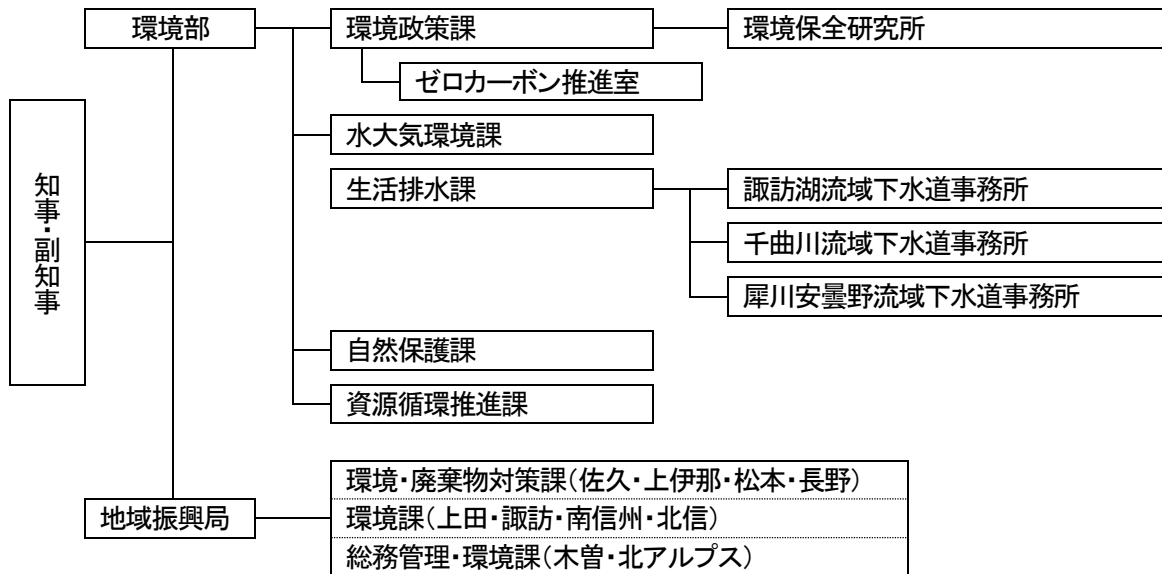
※1 本報告書では「環境政策課(旧環境エネルギー課)」と表記している。

※2 監査対象から除いている。

(出典: 令和元年度事業概要書(長野県環境部)より監査人作成)

※令和2年4月の組織改正について

令和2年8月1日現在の長野県機構図は次のとおりである。



(出典: 長野県ホームページより監査人作成)

長野県は、令和2年4月に組織改正を行っており、環境部については、気候変動対策に関連する施策を一体的・効果的に推進するため、「環境政策課」と「環境エネルギー課」を再編するとともに、脱炭素社会推進の取組を実行する「ゼロカーボン推進室」を設置している。

2. 環境部分掌事務

(1) 本庁

① 環境政策課

係名	主な分掌事務
総務係	環境部の人事その他庶務に関する事項 環境審議会(温泉審査部会を除く。)の庶務に関する事項 環境保全研究所に関する事項
企画経理係	環境の保全に係る企画及び連絡調整に関する事項 環境部の予算編成及び執行に関する事項
環境審査係	環境影響評価に関する事項 環境影響評価技術委員会の庶務に関する事項
G20 関係閣僚会合担当	G20 関係閣僚会合の開催に関する事項

② 環境政策課(旧環境エネルギー課)

係名	主な分掌事務
環境管理係	環境マネジメントシステム及び率先実行計画の推進に関する事項 省エネ・節電に係る県民運動に関する事項
温暖化対策係	地球温暖化対策に係る企画、連絡調整及び推進に関する事項 環境エネルギー戦略の推進、地球温暖化対策条例の施行に関する事項
新エネルギー推進係	再生可能エネルギーに係る企画及び連絡調整に関する事項 再生可能エネルギーの導入に関する事項

③ 水大気環境課

係名	主な分掌事務
水環境係	水環境の保全に係る企画及び連絡調整に関する事項 水資源及び水辺環境の保全に関する事項
水質保全係	水質の保全に関する事項 土壌環境の保全に関する事項
大気保全係	大気環境の保全に関する事項 騒音、振動、悪臭及び地盤沈下に関する事項 ダイオキシン等化学物質対策に関する事項 公害の苦情及び紛争の処理に関する事項 公害審査委員候補者の庶務に関する事項
水源水道係	水道及び水源に関する事項

④生活排水課

係名	主な分掌事務
業務係	下水道関係の工事事務に関する事項 下水道関係の補助金に関する事項 流域下水道事業会計に関する事項 流域下水道事務所に関する事項
生活排水係	生活排水処理等の企画に関する事項 公共下水道に関する事項 都市下水路に関する事項 農業集落排水に関する事項 浄化槽に関する事項
流域下水道係	流域下水道に関する事項

⑤自然保護課

係名	主な分掌事務
自然保護係	自然環境の保全に係る企画及び連絡調整に関する事項 希少野生動植物等生物多様性の保全に関する事項 自然公園の適正な管理に関する事項
自然公園係	自然公園等の施設整備に関する事項 山岳の環境保全及び適正利用の推進に関する事項

⑥資源循環推進課

係名	主な分掌事務
資源化推進係	循環型社会の推進に係る企画及び連絡調整に関する事項 廃棄物の資源化の推進に関する事項
廃棄物政策係	廃棄物対策に係る企画及び連絡調整に関する事項 廃棄物の発生抑制及び適正処理の推進に関する事項
廃棄物審査係	廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許認可に関する事項
廃棄物指導員	廃棄物処理の監視及び指導に関する事項
廃棄物監視員	

(2) 現地機関

① 環境保全研究所

係名	主な分掌事務
企画総務部	環境施策に係る調査研究の企画及び調整に関する事項 環境学習の推進に関する事項 試験検査技術の精度管理及び研修に関する事項 試験研究結果等の管理及び活用に関する事項 庶務及び会計に関する事項
水・土壌環境部	健全な水循環の調査研究に関する事項 飲料水、温泉及び生活排水等の試験検査に関する事項 土壌環境保全の調査研究に関する事項
大気環境部	大気環境保全の調査研究に関する事項 騒音、振動及び悪臭の試験検査に関する事項 電磁波の試験検査に関する事項
循環型社会部	廃棄物の発生抑制、適正処理及び資源化の調査研究に関する事項 化学物質、アスベスト等の試験検査に関する事項 放射能の試験検査に関する事項
自然環境部	動植物の生態の調査研究に関する事項 希少野生動植物の保護及び保全の調査研究に関する事項 自然の復元及び回復等の調査研究に関する事項 地球温暖化対策の調査研究に関する事項 ヒートアイランド現象の調査研究に関する事項 社会経済システム及びエネルギー消費の調査研究に関する事項
感染症部	感染症及び食中毒に係る検査に関する事項 食品及び医薬品等の微生物検査に関する事項 感染症の調査研究に関する事項
食品・生活衛生部	食品、食品用器具及び容器包装の試験検査に関する事項 遺伝子組換え食品、食品のアレルギーマテリアル検査に関する事項 医薬品、医療機器等の試験検査に関する事項 家庭用品の試験検査に関する事項

② 諏訪湖流域下水道事務所

係名	主な分掌事務
管理課	庶務及び会計に関する事項 諏訪湖流域下水道の管理に関する事項 諏訪湖流域下水道の公共用地の取得及び登記に関する事項
整備課	諏訪湖流域下水道工事の計画、調査、設計、施行及び監督に関する事項 諏訪湖流域下水道の維持保全に関する事項 諏訪湖流域下水道の関連公共下水道の調整に関する事項

③千曲川流域下水道事務所

係名	主な分掌事務
総務課	庶務及び会計に関する事項 公共用地の取得及び登記に関する事項
計画調査課	千曲川流域下水道工事の計画及び調査に関する事項 千曲川流域下水道の関連公共下水道の調整に関する事項
上流施設課	千曲川流域下水道上流処理区内の管理に関する事項 千曲川流域下水道上流処理区内の流域下水道工事の設計、施工及び監督に関する事項
下流施設課	千曲川流域下水道下流処理区内の管理に関する事項 千曲川流域下水道下流処理区内の流域下水道工事の設計、施工及び監督に関する事項

④犀川安曇野流域下水道事務所

係名	主な分掌事務
管理課	庶務及び会計に関する事項 犀川安曇野流域下水道の管理に関する事項 犀川安曇野流域下水道の公共用地の取得及び登記に関する事項
整備課	犀川安曇野流域下水道工事の計画、調査、設計、施行及び監督に関する事項 犀川安曇野流域下水道の維持保全に関する事項 犀川安曇野流域下水道の関連公共下水道の調整に関する事項

(3)地域振興局

①環境課

係名	主な分掌事務
(松本・長野のみ) 環境保全係 廃棄物対策係	地球温暖化対策に関する事項 水、土壌、大気その他生活環境の保全に関する事項 水道に関する事項 浄化槽に関する事項 自然環境の保全及び自然公園に関する事項
(諏訪のみ) 諏訪湖環境改善担当設置	環境影響評価に関する事項 廃棄物に関する事項

第3 監査の結果及び意見の総括

I. 監査結果の総評

1. 本年度の包括外部監査について

令和元年12月6日に長野県は、「気候非常事態宣言ー2050 ゼロカーボンへの決意ー」(以下「非常事態宣言」という。)を発出している。

非常事態宣言は、将来世代の生命を守るため、気候変動対策としての「緩和」と災害に対応する強靱なまちづくりを含む「適応」の二つの側面に取り組んでいかななくてはならないとしている。そして、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを決意し、県民一丸となった徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、さらにはエネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進めるとしている。

令和2年12月に環境省が公表している「令和3年度環境省重点施策～「3つの移行」による経済社会の「リデザイン(再設計)」」(以下「環境省重点施策」という。)では、「脱炭素社会への移行」、「循環経済への移行」、「分散型社会への移行」という「3つの移行」による、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン(再設計)」を強力に進めていくとしている。

(1) 脱炭素社会への移行について

環境省は、「2050年に温室効果ガス又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを指す旨を公表した地方自治体」をゼロカーボンシティと呼んでいる。

脱炭素社会への移行について環境省重点施策は、ゼロカーボンシティの動きを後押しするため、地域再エネ最大限導入のための計画づくり、地域の状況に応じた再エネ等の自立・分散型エネルギーの導入など、ソフト・ハード両面からのパッケージ支援を推進するとしている。また、ウィズコロナ・ポストコロナ時代にニーズが高まるデジタル分野や移動・物流、住宅・建築物など、脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進するとしている。

長野県は、令和2年4月に環境政策課と環境エネルギー課を再編し、環境部に「ゼロカーボン推進室」を設置しているが、従前より環境政策課及び環境エネルギー課を中心として脱炭素社会推進への取組を行っており、本年度の包括外部監査ではそのような取組を監査対象事業としている。

(2) 循環経済への移行について

循環経済への移行について環境省重点施策は、廃棄物等の循環的な利用や適正処理を進めるとともに、資源循環ビジネスの活性化等を図り資源生産性を高めていくことなどを通じて、ポストコロナ時代を支える新たな競争力の源泉として「循環経済」への移行を進めるとしている。そして、企業や自治体、消費者など多様なプレーヤーを巻き込みながら、プラスチック資源循環等を推進し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の持続可能でレジリエントな廃棄物処理体制の構築を進めるとしている。

長野県の1人1日あたり一般廃棄物排出量は5年連続で日本一少ない。このことについては、ごみ問題に対する県民の意識の高さが大きいと考えるが、行政の不断の取組も寄与しているものとする。循環型社会の推進のための取組は資源循環推進課が中心となって実施しており、本年度の包括外部監査ではそのような取組を監査対象事業としている。

(3)分散型社会への移行について

分散型社会への移行について環境省重点施策は、経済社会の変化やニーズを捉え、再エネや自然・生物多様性等の地域資源を活かすとして、「気候変動×防災」の相乗効果を発揮させる取組の推進や、原形復旧の発想にとらわれず、土地利用のコントロールや自然が持つ多様な機能の活用なども含めて気候変動への適応を進める「適応復興」の発想に基づく取組を進めるとしている。

長野県は、日本アルプスや豊かな森林とそこではぐくまれた清らかな水など、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然に恵まれており、自然・生物多様性等の地域資源を活かす取組は非常に重要と考える。自然・生物多様性等の地域資源を活かす取組は自然保護課が中心となって実施しており、本年度の包括外部監査ではそのような取組を監査対象事業としている。

(4)水環境・大気環境等の保全について

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関して定められた基準値であり、行政が政策上の目標とするものである。国、地方公共団体等は環境基準を達成するため、各施策を総合的、計画的に実施する必要がある。

水環境の保全について、県内の河川・湖沼などの水質は、長期的には改善が進んできており、令和元年度の河川の環境基準達成率は95.8%と良好な状況にある。一方、湖沼の環境基準達成率は33.3%と低い状況となっている。

大気環境等の保全に関する状況について、光化学オキシダントを除く大気汚染物質について、令和元年度は、全測定局で環境基準を達成しており、概ね良好な状況が続いている一方、光化学オキシダントは、そのすべてで環境基準は未達成となっている。

地方公共団体は従前より、水環境・大気環境等の保全について重要な責務を負ってきている。水環境・大気環境等の保全に関する取組について長野県は水大気環境課が中心となって実施しており、本年度の包括外部監査ではそのような取組を監査対象事業としている。

2. 包括外部監査の総括

環境施策に関する財務事務の執行についての総括は次のとおりである。

(1) 施策の持続性・継続性について

地方自治法は、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、「最少の経費で最大の効果」を挙げるようにしなければならないと規定している。地方公共団体は常にこの考え方に基づいて事務を執行する必要があり、このことは環境施策も同様である。

環境施策は、短期的に効果を上げることが難しい分野であり、施策によっては効果を上げるまでに相当期間を要するものもあると考える。短期的な状況だけで施策の是非を判断すると施策の方向性を誤ってしまう可能性があり、効果を発現させるためには、施策に一定の持続性、継続性が必要とされる。

環境施策においては、持続性、継続性をどのように確保するかが大きなポイントと考える。

(2) 問題意識の醸成について

環境施策は規制型と適応型に大別されると考える。規制型は法律や条例等で従うべきルールを定め、それを遵守させるもので、公害防止や生活環境保全のための取組などがあてはまる。これまでの行政の環境施策の中心とされてきたものと思われる。

一方、適応型は、ルールを定め、その遵守を求めるものではなく、行政が目標やあるべき方向性を示し、住民や事業者等に対して、目標や方向性に向けての対応を求めるものである。上述した脱炭素社会への移行、循環経済への移行及び分散型社会への移行の「3つの移行」は適応型といえるもので、近年は適応型への注目が多く集まっている。

3つの移行は将来を考えれば必要な施策であり、その方向性自体に異を唱えるケースは限定的と思われる。ただし、その方向性に向かって今何を行うべきなのか、何ができるのかは住民や事業者により受取方が異なることが考えられ、また、行うべきことを意識していても、現在の生活や事業活動に大きな影響を及ぼす可能性があるような場合には、自らの行動を見直すことに躊躇が生じることも考えられる。

認識の違いや影響を超え、施策の効果を高めていくためには、環境施策に対する住民や事業者の問題意識を醸成させていくことが肝要である。

たとえば、成果指標『環境のためになること(環境に配慮した暮らし)』を実行している人の割合は60%～70%台で推移している。この点、令和元年度及び令和2年度は目標値である75.0%に対して未達となっている。とりわけ、18歳～20代及び30代の、令和2年度調査の同割合は50%台にとどまっており、将来を担う若年世代の環境への関心度合いが相対的に低い状況にある。

長野県の1人1日あたり一般廃棄物排出量は5年連続で日本一少なく、従前より県民の環境に対する意識には高いものがあると感じられる。もともと有している県民の問題意識の高さを環境施策全般にどのように波及させていくかが重要である。

(3) リスクコミュニケーションについて

環境施策を効果的に実施するための方法の一つとして、リスクコミュニケーションの概念を取り入れ、これを推進していくことが考えられる。

リスクコミュニケーションについて経済産業省は、安全など事業活動にかかわるリスクは少ないことが望ましいが、リスクをゼロにすることはできないため、上手にリスクとつきあっていくことが重要になるとしている。

そのためには事業者が地域の行政や住民と情報を共有し、リスクに関するコミュニケーションを行うことが必要で、これがリスクコミュニケーションであるとしている。

たとえば、第四次長野県環境基本計画第3章長野県の将来像では、概ね2030年頃に目指す長野県の将来像として、「気候変動による影響が県民に広く共有され、気候変動に対する緩和策と適応策が社会全体で総合的に進み、当該影響による県民生活や自然環境等への被害が最小化あるいは回避されています。」を掲げている。

このことが実現するためには、気候変動としてどのような変化が生じているのか、その変化が県民の生活にどのような影響を及ぼす可能性があるのか、その影響を最小限に回避するためには県民はどのような行動を起こす必要があるかなどの情報を県が県民と共有しておく必要がある。

気候変動とその影響について県は、環境保全研究所において研究が行われており、情報を有していることである。県民に正しく情報を伝え、リスクに関するコミュニケーションを図っていくことが県の役割として重要であると思われる。

(4)情報開示について

リスクコミュニケーションにおいては情報の共有化が重要であるが、そのことを含め、環境施策に関する情報の開示についてはより積極的に進めていく必要がある。

たとえば、身近な情報発信の手段としてホームページが有効であるが、現在の県のホームページでは環境施策に関する研究成果などが十分に伝わり切れていない印象を受けている。このことについては、ホームページの機能や容量等に制約があり、環境部だけの対応では改善が難しいとのことである。制約があることについてはやむを得ない面もあるが、そのような制約の中でいかに効果的な情報発信を行っていくかについては十分検討の余地があると考ええる。

包括外部監査の実施によって、県は、環境施策に関して様々な研究成果を得ていることが把握できたが、そのような成果を十分に伝えきれていないのが現状と思われる、改善の余地があると感じられた。

(5)規制型への対応について

上述したように近年は、適応型の環境施策に注目が多く集まっている状況である。しかしながらこのことは、規制型の環境施策の重要性が低下したのではなく、規制型の環境施策についてもこれまで以上に十分な対応を図っていく必要がある。

特に県は、湖沼の環境基準達成率が低い状況となっており、湖沼の水質改善は県にとって重要な施策と考える。

II. 監査の結果及び意見一覧

1. 監査の結果及び意見の項目数

監査対象項目	結果	意見
I. 環境政策課	—	4
II. 環境政策課(旧環境エネルギー課)	—	13
III. 水大気環境課水環境係、水質保全係及び水源水道係	—	1
IV. 水大気環境課大気保全係	—	2
V. 自然保護課	3	12
VI. 資源循環推進課	—	7
合計	3	39

「監査の結果」とは、今後、県において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、法規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

「監査の意見」とは、「監査の結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待する事項をいう。

2. 監査の結果及び意見の要約

内 容	区分		頁
	結果	意見	
I. 環境政策課に関する結果及び意見			
2 環境保全活動推進事業 ①成果指標の達成状況及び県民の環境意識の醸成について(意見 1) 成果指標『環境のためになること(環境に配慮した暮らし)』を実行している人の割合は、目標の 75.0%に対し、年度によって 10%程度の増減はあるものの、60%～70%台で推移している。とりわけ、18 歳～20 代及び 30 代の、最新の調査の同割合は 50%台にとどまっており、将来を担う若年世代の環境への関心度合いが相対的に低い状況にあることは大きな課題と思われる。 気候変動への対策や循環型社会の構築を一層推進していくために、あらゆる機会を活用し、また、あらゆる媒体や方法を駆使して、県民の環境に対する意識・行動変容に向けた啓発を行うことが求められるとともに、県が現在実施している、または今後実施を予定している啓発事業について、県民の関心をさらに高めるための PR や効果的な実施が望まれる。		○	51
②「信州豊かな環境づくり県民会議」の有効活用について(意見 2) 県民会議に対する負担金として、令和元年度に 2,300 千円を拠出している。県民会議の前身団体である「長野県美しい環境づくり推進会議」に対しては、平成 5 年度から平成 7 年度にかけて 11,500 千円を負担していたものの、当該金額をピークに、以後は圧縮基調にある。また、県民会議の会員数も減少傾向にある。 県は、あらゆる主体のパートナーシップによる環境保全活動や環境教育を推進していく立場から、環境に配慮した暮らしの定着に向けた県民運動の推進、地域における協働の促進といった役割を県民会議が担っていくことについて、より一層の働きかけを行うことが望まれる。		○	52
3 環境教育推進事業 ①「信州環境カレッジ事業」における事業実施の全県への展開について(意見 3) 一般社団法人長野県環境保全協会が提出した「平成 31 年度『信州環境カレッジ』運営業務 委託業務完了報告書」及び中信地区環境教育ネットワークが提出した「平成 31 年度『信州環境カレッジ』に係るコーディネート業務 委託業務実施報告書」によれば、「団体・学校等への広報」業務に基づき、中信地区環境教育ネットワークが講座の登録や利用のために訪問した小中学校やその他の団体等も中信地区が中心とのことであった。結果的に、令和元年度に開催された地域講座及び学校講座の件数は、いずれも中信地区の講座が他地区(北信、東信、南信)に比べて多くなっており、県民が本事業において享受することのできる「学び」の機会は、中信地区以外の地区もまだまだ拡大の余地があるように見受けられる。 今後は、中信地区のみならず、全県の団体・学校等へ向けた講座の登録や利用の促進を行うこと、ひいては全県における講座の活性化を図るような施策を図っていくことが望ましい。		○	55

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>7 環境保全に関する調査研究</p> <p>①PR 方法の見直しについて(意見 4)</p> <p>情報発信の方法としてホームページの活用は必須であると考え、現状については見直す余地がある。たとえば、環境保全研究所の飯綱庁舎は、自然環境の保全に関する学習交流の拠点として県民等に施設が開放されているが、この情報は環境保全研究所のトップページからは直接リンクしていない。</p> <p>今回の包括外部監査では飯綱庁舎の現地調査を実施しており、情報発信の重要性については県も十分承知している状況がうかがえた。環境保全研究所については、意義や目的、事業内容等をよりわかりやすく情報発信していく必要がある。</p>		○	62

内 容	区分		頁
	結果	意見	
II. 環境政策課(旧環境エネルギー課)に関する結果及び意見			
3 家庭の省エネ政策 ①家庭の省エネサポート制度運営事業の成果の把握分析について(意見 5) エネルギー供給事業者及び電気機械器具等小売事業者が業務の中で家庭と接する機会に、省エネアドバイスや省エネ診断を実施する「家庭の省エネサポート制度」を円滑に機能させるため、技術的指導、ヘルプデスク設置、省エネアドバイザーの研修等の支援業務を行うものである。 アドバイス実績は着実に増加しているが、温室効果ガスの家庭部門の削減に関しては、本事業によるアドバイス実施後の行動変容の有無や削減効果の把握が困難であることを課題としている。 当面の成果の把握方法としては、アドバイスを実施した家庭に対してアンケート調査を行い、行動変容の有無を確認することが一つの方法であり、県もこのことを本事業の令和2年度の方向性にあげている。県においては、この方向性に従い、成果の把握に努めていく必要がある。		○	68
②家庭の省エネサポート制度運營業務委託の収支報告の入手について(意見 6) 運營業務委託について、受託者から実施した事業を記載した報告書を受領しているが、収支報告書は入手していない。運営委託業務の仕様書においては収支報告書の提出は求めているが、運營業務委託事業が効率的、経済的に実施されているかどうかを県が把握し、また、運營業務委託事業が効率的、経済的に行われていることについての県の説明責任を果たすためにも、受託者に収支報告書の提出を求めよう仕様書の内容を改めることが望ましい。		○	69
③一般社団法人長野県環境保全協会運営費補助金について(意見 7) 一般社団法人長野県環境保全協会運営費補助金交付要綱に基づき、保全協会に補助金を交付している。補助対象は、長野県地球温暖化防止活動推進センター業務に従事する職員の人件費(令和元年度は、エコスペース担当の事務局職員1名の人件費全額と、センターエコスペース館長1名の人件費の6割)である。 館長1名の人件費については、館長の業務のうちセンター業務に従事する割合を保全協会において明確にし、それを確認しておく必要がある。		○	69
④長野県地球温暖化防止活動推進員の活動について(意見 8) 55名の長野県地球温暖化防止活動推進員の活動が、広い県土を有している長野県において、一定の地域に偏ることなく県域全体で行われるよう、県センターと連携していく必要がある。		○	70

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>4 事業活動の省エネ政策</p> <p>①信州エネルギーマネジメント支援事業における中小規模事業者への対応について(意見 9)</p> <p>大規模事業者の温室効果ガス排出量の削減に関しては一定の成果を上げていると思われ、今後は、中小規模事業者への対応がポイントと考える。意識啓発も重要だが、それだけでは中小規模事業者が行う対応にも限界があると思われる。中小規模事業者が行う温室効果ガス排出量の削減への取組に対する支援をどのような方法で進めるかが大きな課題と考える。</p> <p>中小規模事業者の温室効果ガス排出量の削減について、どのような対応が効果的なのか、十分に検討する必要がある。</p>		○	72
<p>5 建築物の省エネ政策</p> <p>①建築物の省エネ政策への取組について(意見 10)</p> <p>本事業を今後も継続するのであれば、県内のインスペクションの主要な担い手に制度が十分に浸透しなかった原因を分析し、その結果を踏まえて適切な対応を図るとともに、簡易診断を促す材料として十分な情報収集に努めていく必要がある。</p>		○	74
<p>②建築物の省エネ政策の成果について(意見 11)</p> <p>本事業の本来の目標は建築物の性能に関連するエネルギーの削減を実現することにある。建築物の性能に関連するエネルギーの削減がどの程度実現しているのか、本来の目標の達成状況に留意して事業を進めていく必要がある。</p>		○	74
<p>③建築物の省エネ改修サポート制度運営業務委託の収支報告の入手について(意見 12)</p> <p>サポート制度委託について、受託者から実施した事業を記載した報告書を受領しているが、収支報告書は入手していない。仕様書においても収支報告書の提出は求めているが、サポート制度委託事業が効率的、経済的に実施されているかどうかを把握し、また、サポート制度委託事業が効率的、経済的に行われていることについての県の説明責任を果たすためにも、受託者に収支報告書の提出を求めるよう仕様書の内容を改めることが望ましい。</p>		○	74
<p>6 総合的施策の推進</p> <p>①気候変動の適応策について(意見 13)</p> <p>信州気候変動適応センターは、これまで十分に行われてこなかった適応策実施主体へのデータ提供方法の確立及び分野別の影響評価情報のクラウド化を行うとしているが、これら業務について、効率的、効果的に対応していくことが望まれる。また、新規業務の一つである市町村等への適応に関する取組支援については、市町村等の連携をこれまで以上に密に行い、市町村等のニーズに適切に応えられる仕組みづくりが重要である。</p> <p>センターの設置により、各主体における適応に関する技術やサービス、施策の創出や、上述した課題の解消に向けての効果的な事業実施が望まれる。</p>		○	76

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>7 自然エネルギー政策</p> <p>①「地域主導型自然エネルギー創出支援事業」の実績がない助成事業について(意見 14)</p> <p>「エネルギー自立地域」を目指す市町村助成については、平成 28 年度から毎期予算化されているものの、これまでの助成実績はないとのことであった。</p> <p>県として引き続き支援していくべき分野であることから、実績につながるよう、県内の市町村に向けてより効果的な周知活動を実施するなど、地域における「エネルギー自立地域」の動きが加速するよう、取り組んでいく必要がある。</p>		○	82
<p>②「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の活用度合いへの評価について(意見 15)</p> <p>「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の活用度合いに関して、その業務の委託先からサイトへのアクセス数に関するデータを入手しているが、現時点においては、当該データが有効に活用されていない。</p> <p>太陽光エネルギーのさらなる利用拡大のため、当該データを有効に活用すること等により、「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の今後の活用手法を検討していく必要がある。</p>		○	82
<p>③「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」に登録されている専門家の活用状況について(意見 16)</p> <p>どれだけ自然エネルギーの地域の担い手が育成されているか、また、どれだけ地域自ら自然エネルギー事業を行う地域エネルギー事業者の立ち上げが支援されているかを把握することができず、事業目的が達成されているかの検証が困難となっている。</p> <p>本サイトに登録されている専門家の活用状況をフォローするなど新たな仕組み作りが必要である。</p> <p>「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」を活用しながら、現在の事業内容に加え、登録された専門家と地域をつなぐ自然エネルギーのコーディネート機能を担う中間支援事業を実施する予定とのことであり、効果的な事業実施が望まれる。</p>		○	83
<p>④「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」の広報活動について(意見 17)</p> <p>県は本事業の成果指標として、本事業の事業期間の最終年度である令和 4 年度には同 WEB サイトへの年間訪問者数 10,000 人を掲げているものの、減少傾向にある年間訪問者数の推移に加え、主だった広報活動等も実施していないため、成果指標の達成は困難な状況になりつつある。</p> <p>県内の想定利用者に向けた積極的な広報活動や、より利便性の高い WEB サイトへのアップデートを行うなど、同 WEB サイトの活用度合いを高めていく施策を実施することが望まれる。</p>		○	83

内 容	区分		頁
	結果	意見	
Ⅲ. 水大気環境課水環境係、水質保全係及び水源水道係に関する結果及び意見			
2 河川・湖沼等水質保全対策推進事業 ①成果指標の設定について(意見 18) 河川・湖沼等水質保全対策推進事業の成果指標として、河川環境基準(BOD)達成率及び湖沼環境基準(COD)達成率を設定している。 現在の成果指標である環境基準達成率を行政上の目標のひとつとしながらも、特に湖沼に関する各年度の事業の成果指標は、湖沼ごとのCOD改善状況がわかる指標や、県が独自に設定している透明度に関する指標を測定可能な湖沼に設定するなど、県が実施する事業の成果が適切に評価され、県民にわかりやすいものとなるよう検討することが望まれる。		○	90
Ⅳ. 水大気環境課大気保全係に関する結果及び意見			
3 騒音・振動・悪臭対策事業 ①「事業改善シート」における北陸新幹線騒音・振動対策事業に係る成果指標について(意見 19) 北陸新幹線騒音・振動対策事業における成果指標は、騒音環境基準達成率とするよりも、騒音環境基準達成率未達の測定地点があった場合の県の関連機関との打合せ、働きかけの実施状況とするほうが望ましい。		○	106
②自動車騒音常時監視事業における今後の事業展開について(意見 20) 自動車騒音常時監視事業については、今後、県が環境基準未達成の場合における市町村の取組等の情報を収集し、とりまとめ、市町村に情報提供することが可能となれば、本事業の目的達成のために望ましい。		○	106

内 容	区分		頁
	結果	意見	
V. 自然保護課に関する結果及び意見			
1 人と生きものパートナーシップ推進事業 ①企業の掘り起こし方法について(意見 21) 人と生きものパートナーシップ推進事業の広報活動について、紙媒体やホームページによる広報活動とは別に、県内の企業経営者等が集まる会合等に積極的に参加し、事業内容を紹介する機会を設けてもらうことも一つの方法である。 対面での広報活動を強化することにより、より多くの企業等にこの事業の存在や内容を知ってもらえることにつながり、ひいては、より多くの企業等の保全活動への参加を呼び込めるものとする。広報活動のあり方を再検討することが望ましい。		○	114
3 外来生物戦略構築事業 ①委託調査の公表等に向けた取組について(意見 22) 公表物を制作するためには、その前提としての調査が必要であり、外来生物戦略構築事業はこのような調査を行っている。 具体的にどのような調査であり、今後どのように事業を展開する計画なのかを公表することは、外来生物に対する県の基本的な取組姿勢、すなわち危機意識を県民に伝える意味で必要と考える。 具体的な公表の仕方は別途考慮が必要と思われるが、調査内容・成果・報告書・サマリー(要約)はなるべく公表することが望ましい。		○	119
4 自然探勝会事業 ①事業費の執行の事務処理について(意見 23) 全県と長野市地区は計画どおり実施されたが、他地区は台風 19 号(令和元年東日本台風)の影響により中止となり、最終的に委託先に支払った金額は、契約変更後の 55 万円余となっている。 内部での決裁や財務規則等の法令上の手続きは適正に行われていたが、より丁寧な事務処理を行う上では、相手方とのやり取りの経過等を書面で残すことが望ましい。今後の事業実施にあたっては、委託事業とするのか補助事業とするのか等も含めて、必要な改善策を講じる必要がある。		○	122
6 信州ネイチャーセンター構築事業 ①効果的な発注方法の検討について(意見 24) 本事業の細事業であるツアーガイド養成研修及びモデルコース設定・ホームページ機能充実の両事業は、一般競争入札により業者選定をしている。 高度な知識、優れた技術力等が要求される事業の場合は、公募により契約の目的に最も合致した企画を提示し、相手方を選定する「公募型プロポーザル方式」による発注が行われている。事業の目的や性質を考慮し、効果的な発注方法を検討する必要がある。		○	127

内 容	区分		頁
	結果	意見	
7 魅力ある自然公園づくり事業 ①外部委託調査結果の利活用について(意見 25) 本事業の細事業である県立自然公園魅力発見事業のうちの外部有識者等による県立自然公園のポテンシャル診断においては、民間事業者に業務委託を行い、「令和元年度 県立自然公園魅力発見業務報告書」を受領している。 この報告書を県の県立自然公園魅力発見事業のためだけのツールと考えるのは報告書を過小評価するものであり、地元自治体の住民、長野県民、日本国民等に県立公園を広く知ってもらうためのツールとして活用すべきものとする。 報告書そのもの、あるいはその内容について、広く知ってもらうための仕組みが必要であり、報告書の公表も含め情報発信のあり方を検討することが望ましい。		○	130
9 自然保護レンジャー事業 ①活動報告書のとりまとめの正確性について(意見 26) 提出された活動報告書とその活動報告書から作成された知事あての報告書について、諏訪地域振興局からの報告書と松本地域振興局からの報告書の2件をサンプリングし、その内容の検証を行った。 サンプリングした2つの報告書の両方に、単純な集計ミス、事務ミスが発見された。集計作業の正確性の向上を図る必要がある。		○	133
②活動報告書のとりまとめの内容について(意見 27) 自然保護課及び各地域振興局においては、自然保護レンジャーからの活動報告書はもとより、その他の報告についても、対応した事案については、連絡を密に行うなどして、情報の相互共有化を図ることが望ましい。		○	134
10 自然公園施設等整備事業 ①要修繕箇所のリスト化について(意見 28) 自然保護課所有の施設は多数存在し、そのほとんどは高地にある。そのため、損耗が激しく、修繕して直ちに老朽化することも考えられるなど、他部局所有の施設にはない特殊性が存在するが、限られた予算の中で県有施設の計画的な修繕・更新を行っていくためには、県有施設のリストを作成することが望ましい。		○	135

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>11 自然環境整備支援事業</p> <p>①要綱の遵守について(結果1)</p> <p>令和元年度に事業が完了したものは9件となる。この9件について、要綱等に沿った手続が踏まれているかどうかを検証した。その結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱第9に規定されている契約報告書の副本の提出が確認できなかったものが2件 ・交付要綱第9(契約及び遂行状況の報告)に「速やかに地域振興局長に報告」と規定されているものの、契約日から1か月以上が経過してから提出されているものが2件(2件とも諏訪市)。 <p>以上の状況は、交付要綱第9に示す「速やかな」提出とは言えない。要綱を遵守する必要がある。</p>	○		139
<p>①遂行状況等の報告期限について(意見29)</p> <p>本補助事業以外の補助事業では、補助金交付要綱または要領では、契約報告または遂行状況報告の期限を具体的に定めている。たとえば、「民間との協働による山岳環境保全事業」では、「工事等の契約締結日の翌日から起算して14日以内」となっている。本事業についても報告期限を具体的に定める必要がある。</p>		○	139
<p>12 県立自然公園整備支援事業</p> <p>①事業結果の発信について(意見30)</p> <p>「誰もが楽しめる山岳環境の整備を全国に発信」とあり、モデル事業であることが明らかにされている。となれば、本事業は歩道整備が終わった段階で事業終了とはいえない。</p> <p>「誰もが楽しめる山岳環境の整備」が達成できているのか、不足している点はないのか、あるいは、同様の効果を他のコストが軽減される方法により実現できないのか等について事業の評価が必要である。</p> <p>令和2年度においては本事業の予算要求はゼロとなっているが、上記のような事後処理活動が行われることが望ましい。</p>		○	142

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>13 民間との協働による山岳環境保全事業</p> <p>①要領等の遵守について(結果 2)</p> <p>事業主体が市町村であるものが 7 件、山小屋関係団体であるものが 2 件で、合計 9 件の内示が行われている。</p> <p>担当する各地域振興局に対して遂行状況報告が行われ、それが県に対しても提出されることとなっているが、監査実施日において 9 件中 2 件(佐久穂町及び松本市)について、県に対する提出を確認することができなかった。</p> <p>工事等の契約締結日の翌日から 起算して 14 日以内に遂行状況報告書を地域振興局長あて提出することとされているが、明らかに徒過しているものが 3 件(阿智村、茅野市及び松本市)で確認された。</p> <p>工事等を分割発注している場合において、その都度遂行状況報告をするのかどうかについては実施要領には明文の記載がなく、実際に分割発注した松本市は最終の契約後に遂行状況報告を発している(ただし、期限は徒過している)。</p> <p>事業主体が山小屋関係団体の 2 件は、対象事業が資材購入であることもあり、遂行状況報告に添付すべき契約書の写しに代えて資材購入先(ホームセンター)の見積書等(写し)が添付されていた。</p> <p>以上の状況は要領に定める規定に反しており、要領を遵守する必要がある。</p>	○		145
<p>①事業箇所選定過程の透明化について(意見 31)</p> <p>前年度の 6 月~8 月にかけて、各市町村等に実施要望箇所についての照会を行っており、場合によっては現地確認を行っているとのことであった。そして、その照会結果をもとに予算編成を進め、当年度は要望額通り内示されたとのことであった。</p> <p>しかしながら、近年の長野県内における災害等の発生状況を鑑みると、今後、実施希望箇所の事業費の総額が予算額を大幅に上回る状況が想定される。</p> <p>このような状況となった場合は、当該事業に限らず、事業箇所の選定過程を市町村等に周知するなど、透明化を図る必要がある。</p>		○	145

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>14 登山道等緊急整備支援事業</p> <p>①要領等の遵守について(結果 3)</p> <p>市町村等は、工事等の契約締結日の翌日から起算して 14 日以内に登山道等緊急整備支援事業遂行状況報告書を各地域振興局長あてに提出することとなっているが、事業中止となった 1 件を除く 7 件中 3 件(木曾町、宮田村、白馬村)が期限を徒過して提出がなされている。また、民間との協働による山岳環境保全事業においても状況報告が遅延している例が見受けられた。</p> <p>また、事業完了後に市町村等と各地域振興局との間で実績報告や補助金額の確定の進められるが、各地域振興局長は、補助金の額を確定したときは、速やかに様式第 12-2 号を環境部長に提出することとされているが、6 件中 1 件(諏訪地域振興局)はその様式が用いられていない。</p> <p>以上の状況は要領に定める規定に反しており、要領を遵守する必要がある。</p>	○		150
<p>①状況報告の提出期限について(意見 32)</p> <p>事業主体である市町村等と各地域振興局、各地域振興局と環境部長(または長野県知事)との間で所定の報告が求められている事業が複数存在する。</p> <p>各事業の共通する事務に「遂行状況報告」(事業主体→地域振興局長または知事)があるが、報告(提出)期限の規定が事業毎に異なっている。</p> <p>たとえば、市町村等が工事等の契約締結を行った際に各地域振興局長に提出することとなっている状況報告は、自然公園整備支援事業では「速やかに」、県立自然公園整備支援事業では「補助金の交付決定のあった月の翌月の末日から起算して 10 日以内」、民間との協働による山岳環境保全事業及び登山道等緊急整備支援事業では「工事等の契約締結日の翌日から起算して 14 日以内」と異なる期限が定められている。また、様式についても、県立自然公園整備支援事業、山岳環境保全事業及び登山道等緊急整備支援事業は様式が定められているが、自然公園整備支援事業は市町村等からの報告書の副本を提出すれば足りることとなっている。</p> <p>必要に応じて報告期限の統一を図るなど、改善が図られることが望ましい。</p>		○	150

内 容	区分		頁
	結果	意見	
VI. 資源循環推進課に関する結果及び意見			
<p>1 “チャレンジ 800”ごみ減量の推進</p> <p>①廃棄物のさらなる削減推進について(意見 33)</p> <p>家庭系一般廃棄物の内容を見ると生ごみ及びプラ類が最も多く、これらを削減することが全体の排出量削減に大きく寄与することがわかる。このことについては、信州発もったいないキャンペーン、信州ごみげんねっとの運営、広報媒体を活用した啓発、環境教育の推進を、プラ類については、レジ袋削減キャンペーン、河川等での廃棄物一斉回収を通じて削減推進を行っている。</p> <p>事業系ごみのうち事業者から排出される紙ごみ食品廃棄物の削減として、地域循環圏の形成・支援、残さず食べよう！30・10 運動、信州発もったいないキャンペーン、信州ごみげんねっとの運営、広報媒体を活用した啓発、事業系廃棄物の効果的削減施策検討を通じてその目標を達成するとしている。</p> <p>一般廃棄物の内容に沿った施策を実行していることがわかり、排出量が最も少ない長野県がさらなる削減に向けて関係諸団体と連携協議している姿勢は評価できる。県においては、今後も積極的な施策で一般廃棄物排出量の削減に取り組んでいくことが望まれる。</p>		○	154
<p>10 産業廃棄物処理業者等の指導育成</p> <p>①報告書送付と DX 戦略について(意見 34)</p> <p>産業廃棄物処理実績報告書の提出については、多くの事業者が電子化を求めている可能性が考えられる。</p> <p>折しも長野県は、令和 2 年 7 月 21 日に長野県 DX 戦略を策定している。</p> <p>同戦略は、県民生活と行政の DX を推進するスマートハイランド推進プログラムと県内産業の DX を推進する信州 IT バレー構想で構成されている。このスマートハイランド推進プログラムは、7つの重点プロジェクトで構成され、そのうちのスマート自治体推進プロジェクトなどを通し、オンライン申請などのデジタル技術の活用により確かな暮らしを営むことを目指すというものである。</p> <p>この報告書のためだけにシステムを構築して報告をするというのであれば過剰投資とも考えられるが、すでに表計算ソフトで作成されている報告書のひな型をメールで送るということであれば、既存のインフラ利用であり郵送費用である年間数十万円の予算を削減できる可能性が高い。また、紙面での報告書の印刷・封入・投函等に費やす県職員の時間を考えると、長野県 DX 戦略にも適う方向性であり、IT を利用しての報告書の送付、作成、受領を検討することが望ましい。</p>		○	168

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>17 廃棄物不適正処理の防止</p> <p>①県の対応について(意見 35)</p> <p>県内の廃棄物収集運搬業及び廃棄物処分業の許可を受けていた事業者が排出した大量の産業廃棄物が保管され行政指導を行っても処理されない違法状態が長期に渡り継続しており、さらに同事業所内の焼却施設から発生した燃え殻・ばいじんから基準を超えるダイオキシンが検出された。当該事業者に対し県は、再三にわたる行政指導を行っているが、事業者はその指導の受取を拒否している。</p> <p>平成 21 年 3 月の許可取消し以降も県は、継続的に現地を調査している。同事業所の立入調査を行うとともに、同事業所横を流れる河川についてダイオキシン類を測定している。そのダイオキシン類の測定において、環境基準を超えるダイオキシン類が検出されている。</p> <p>ダイオキシンが検出された後は応急措置を事業者に求めているが、事業者が対応しないため、事業者に代わって県がシート張りをしている状況がその後も続いている。</p> <p>当該行為は、本来事業者が行うべきものを県である行政が行っているという点で行政代執行により行っているとも考えられる。その予算執行について法的根拠を確認することが望ましい。また、一時保全事業としているがその期限が見えず、この状況に対して、今後のビジョンを示すことの検討が望まれる。</p>		○	178
<p>②河川水について(意見 36)</p> <p>意見 35 に記載した事例について、平成 22 年 11 月に当該地から十数メートル離れた河川でダイオキシン類が検出されて以来、県は定期的にその河川のダイオキシン類の測定を行っている。</p> <p>必ず採取しているのは焼却施設から一番近い下流地点である。上流地点を採取しているのは平成 23 年 1 月と平成 24 年 7 月の 2 回だけであるが、その 2 回について下流地点と比較すると、下流地点の含有量が 10～200 倍前後となっていることがわかる。</p> <p>県がダイオキシン類を測定している採取日の直前の降水量を調べた結果、直前 7 日間の降水量が多いと必ず検出値が高くなるとはいえないが、検出値が高い時は降水量が多いという関連性が見える。</p> <p>以上を鑑みれば、下流でのダイオキシン類の検出と焼却施設に関連性がないと言い切ることはできない。平成 27 年以降梅雨時の採取が行われていないが、降水量と検出値に関連性がないことを確認するためにも、さらには、生活環境保全上の支障がないことを確認するためにも、採取日を梅雨時にするなど採取時期・タイミングを検討することが望ましい。</p>		○	180

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>③土壌及び燃え殻・ばいじんについて(意見 37)</p> <p>意見 35 に記載した事例について、現地の燃え殻・ばいじんを実際に確認すると、操業を止めてから 10 年以上経過しているためか、どれが燃え殻・ばいじんどれが土壌なのかを判別することが難しく、それぞれが混然となっている状況である。</p> <p>県の見解によれば、ダイオキシン類自体は、水には溶けず土壌の上に置いておいたとしてもそれが地下に浸透することはない、結果として直接地下水を汚染することもないということである。しかしながら、土壌の上に燃え殻・ばいじんを放置している状況であるため、土壌、燃え殻・ばいじんが適切に管理されていることについてさらなる監視が望まれる。</p>		○	181
<p>④周辺地域の土壌における値について(意見 38)</p> <p>意見 35 に記載した事例について、土壌は 2 か所採取しているが、このうちの 1 か所では 280pg-TEQ/g と調査指標値を超えた値が検出されている。</p> <p>調査指標値を超える値が検出された場合、ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルによれば、周辺の状況に応じて追加で調査を行うこととされているが、監査時点ではその調査が行われていない。当該マニュアルに従い、調査指標確認調査の実施を検討する必要がある。</p>		○	182
<p>⑤新規の不適正処理事案の発生を未然に防止することについて(意見 39)</p> <p>産業廃棄物の不適正処理事案については、解決までに長い期間を要するものや、本報告書で例示した事案のように解決のめどが立たないケースが見受けられる。そのような事案に適切に対応していくとともに、新規の不適正事案の発生を未然に防ぐ取組が重要となる。</p> <p>事務処理要領を作成し、新たな不適正事案の防止に努めているとのことだが、今後もそのような取組を効果的・効率的に実施していく必要がある。</p>		○	182

第4 監査の結果及び意見

I. 環境政策課

監査対象とした事業と結果・意見の有無

環境政策課が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	長野県環境審議会運営事業	3,969	長野県内における環境の保全に関する基本的事項等の調査審議を目的としている。	無	無
2	環境保全活動推進事業	4,662	○信州豊かな環境づくり県民会議負担金 県の環境行政を補完する役割を果たしている「信州豊かな環境づくり県民会議」に対し、事業費を拠出している。 ○信州環境フェア負担金 県下最大級の環境啓発イベント「信州環境フェア」に対し、事業費を拠出している。	無	有
3	環境教育推進事業	23,656	○信州環境カレッジ事業 「信州環境カレッジ」等を通じて、県内各地で開催される環境に関する講座の支援や経費補助、並びに県民への情報発信を行っている。 ○紙の再生・利活用推進事業 水を使わず紙を再生できる乾式オフィス製紙機を導入し、環境負荷の低減、県民へのPRを図っている。 ○キッズISOプログラム事業 子ども向け環境教育プログラムを活用し、小中学生が省エネルギー等に取り組む仕組みを構築しようとするものである。	無	有

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
4	環境自然保護基金	7,133	県の環境政策等の財源とするため、債券等運用利子及び民間事業者からの寄付金を環境自然保護基金に積み立てている。	無	無
5	G20 関係閣僚会合推進事業	25,161	令和元年度に開催された「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」の成功に向けた支援を目的とした事業である。	無	無
6	環境影響評価審査事業	6,099	環境影響評価制度の運用により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある県内各地の大規模開発事業において、事業者が環境の保全について適正に配慮することを推進するものである。	無	無
7	環境保全に関する調査研究	75,513	長野県が設置している環境保全研究所において、環境の保全及び保健衛生の向上に関する調査研究、学習交流ならびに情報管理・公表を行うとともに、同所の管理運営を行う事業である。いずれも長野市内の安茂里庁舎と飯綱庁舎の2施設がある。	無	有

1. 長野県環境審議会運営事業

(1) 概要

① 事業の概要

環境基本法第 43 条第1項、自然環境保全法第 51 条第1項及び長野県環境基本条例第 25 条等に基づき、長野県内における環境の保全に関する基本的事項等の調査審議を目的として、学識経験者等で運営される審議会を設置している。また、より専門性の高い事案を検討するための機関として専門委員会が設置されている。

環境基本法第 43 条第1項

都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

自然環境保全法第 51 条第1項

都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

長野県環境基本条例第 25 条

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 43 条第 1 項及び自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条第 1 項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県環境審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

長野県環境基本条例第 29 条第2項

審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

本事業においては、環境審議会及び専門委員会を構成する各委員に対する報酬及び旅費並びに専門委員会の運営委託に係る委託料が事業費として支出されている。

② 業務内容

長野県内における環境の保全に関する計画等を策定する場合には、その計画等を策定する根拠となっている各条例等に基づき、県が環境審議会に諮問し、同審議会において審議を行う。また、さらに専門的な検討をする必要があると認められた場合については、専門委員会を設置し調査検討を行うこととしている。最終的に、同審議会及び専門委員会にて審議・調査検討を行った結果は県に答申されることとなる。

公募等により募集され、選任される環境審議会は、学識経験者等を中心とした委員 15 名、環境行政に関連する国組織の職員である特別委員4名から構成されている。なお、このうち令和元年度の新任委員は 2名である。

令和元年度においては、環境審議会は年4回開催されている。また同年度に開催された専門委員会は全 16 回である(いずれも次表参照)。

表 令和元年度 環境審議会及びその審議内容

開催日	審議内容
令和元年 5月28日	<p>(1)審議事項</p> <p>長野県環境エネルギー戦略(第四次長野県地球温暖化防止県民計画)の策定について(諮問)</p> <p>第6期野尻湖水質保全計画の策定について(諮問)</p> <p>リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について(諮問)</p> <p>希少野生動植物保護回復事業計画の策定について(諮問)</p> <p>第二種特定鳥獣管理計画(第5期カモシカ保護管理)の策定について(諮問)</p> <p>鳥獣保護区等の指定について(諮問)</p> <p>(2)報告事項</p> <p>温泉審査部会について(平成30年度)</p>
令和元年 9月12日	<p>(1)審議事項</p> <p>第6期野尻湖水質保全計画の策定について(中間報告)</p> <p>御岳県立公園計画の変更について(諮問)</p> <p>鳥獣保護区等の指定について(答申案)</p> <p>(2)報告事項</p> <p>知事が同意した妻籠水道水源保全地区内の行為に係るモニタリング調査結果について</p> <p>希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証について</p>
令和元年 11月25日	<p>(1)審議事項</p> <p>リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について(中間報告)</p> <p>第6期野尻湖水質保全計画の策定について(答申案)</p> <p>希少野生動植物保護回復事業計画の策定について(中間報告)</p> <p>第二種特定鳥獣管理計画(第5期カモシカ保護管理)の策定について(中間報告)</p>
令和2年 3月17日	<p>(1)審議事項</p> <p>水資源保全地域の指定について(諮問)</p> <p>希少野生動植物保護回復事業計画の策定について(答申案)</p> <p>御岳県立公園計画の変更について(答申案)</p> <p>リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について(答申案)</p> <p>第二種特定鳥獣管理計画(第5期カモシカ保護管理)の策定について(答申案)</p> <p>(2)報告事項</p> <p>長野県環境エネルギー戦略(第三次長野県地球温暖化防止県民計画)の進捗状況について</p> <p>令和元年版長野県環境白書について</p> <p>令和2年度環境部及び林務部の当初予算の概要について</p>

(出典:県ホームページより監査人作成)

表 令和元年度 専門委員会及びその開催目的

内容	回数	目的
第6期野尻湖水質保全計画策定	3回	「第5期野尻湖水質保全計画」の計画期間が平成30年度で終了したことから、引き続き野尻湖の水質保全を図るため、令和元年度に「第6期野尻湖水質保全計画」を策定する必要があるため
リニア中央新幹線騒音	5回	建設中のリニア中央新幹線の沿線地域について、新幹線走行により発生する騒音から生活環境を保全するため
希少野生動植物保護対策	3回	希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証のため
令和元年度鳥獣保護区等の指定	1回	第12次鳥獣保護管理事業計画(平成29年4月1日から令和4年3月31日)等に基づき、令和元年度の鳥獣保護区等を指定するため
地球温暖化対策	2回	「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」の計画期間が2020年度に満了することから、実効性の高い第四次計画を策定するための検討を行うため
県立自然公園計画策定	2回	長野県立自然公園条例に基づく「御岳県立公園計画」に関して、最新の計画変更から約50年が経過したことから、地域の実情に合わせた変更を行うため

(出典: 県提供資料及び県ホームページより監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
環境審議会運営	1,047	3,439	1,298	3,969

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. 環境保全活動推進事業

(1) 概要

① 事業の概要

「第四次長野県環境基本計画」によれば、「長野県の将来像」を実現するため「共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし」を基本目標としており、このうち「共に育み」とは、「多様な主体によるパートナーシップの構築」を意味している。

本事業は、当該基本計画の基本目標のとりわけ「共に育み」という観点から、県民・NPO、事業者等のあらゆる主体のパートナーシップによる環境保全活動を推進し、もって県民の環境保全に対する意識を向上させることを目的としている。具体的には、民間の任意団体である「信州豊かな環境づくり県民会議」（以下「県民会議」という。）及び県下最大級の環境啓発イベントである「信州環境フェア」への負担金を事業費として支出している。

② 業務内容

1) 信州豊かな環境づくり県民会議負担金

県民会議は、平成9年に県の環境基本計画が策定された際、その行動指針の推進母体として設立されたもので、それ以降、県の環境行政を補完する役割を果たしている。

県は、環境自然保護基金繰入金を原資として、県民会議に対し毎年負担金を支出している、また、環境政策課においては、県民会議の事務局の役割を担っている。

表 県民会議の沿革

年月	内容
平成5年4月	「長野県美しい環境づくり推進会議」設立 (前身団体「長野県環境浄化推進協会」の発展的解消による設立)
平成9年4月	「長野県美しい環境づくり推進会議」を改組し、「信州豊かな環境づくり県民会議」設立
平成12年4月	「ものを大切に作る県民会議」を統合
平成18年4月	「長野県循環型社会形成推進協議会」を統合

(出典: 県提供資料より監査人作成)

県民会議の主要な事業活動は、環境に関する各種啓発活動である。県と連携を密にとりながら、統一美化キャンペーン(5月)、環境月間(6月)といった環境保全一斉行動の主唱や、環境活動に貢献した個人や団体への表彰など、啓発活動を継続的に行っている。

その一方で、県民会議の会員数自体は緩やかな減少傾向にある。

表 県民会議 令和元年度 収入支出決算の要旨

(単位:千円)

収入の部		支出の部	
1 負担金収入	3,585	1 環境保全事業費	1,829
2 雑収入	0	2 地域会議運営費	1,866
3 繰越金	1,066	3 会議費	26
		4 一般管理費	141
収入の部 合計	4,651	支出の部 合計	3,863

(出典:県提供資料より監査人作成)

表 県民会議 会員数の推移

(単位:団体)

平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和2年度
110	97	95	90	86

(出典:県提供資料より監査人作成)

2) 信州環境フェア負担金

信州環境フェアは、環境啓発イベントとしては県下最大級の規模であり、その PR 効果は非常に高いものと評価されている。県は、負担金の支出に加えて、信州環境フェア実行委員会にも参画することで、本フェアに対して積極的な関与をしている。

令和元年度は、7月27日及び28日の両日で19回目となる「信州環境フェア2019 体験と学びの環境博」が盛大に開催され、前年度を1.5%上回る6,197人の入場者を集めた。

信州環境フェア2019 公式ホームページ

令和元年度の信州環境フェアの収入額及び支出額の要旨並びに過去4年間の推移は次のとおりである。

表 信州環境フェア 令和元年度 収入支出決算の要旨 (単位:千円)

収入の部		支出の部	
1 主催者負担分	5,601	1 企画・制作運営委託料	6,857
2 出展料	3,917	2 施設利用料一式	2,470
3 繰越金	23	3 警備費用	134
		4 その他	35
収入の部 合計	9,542	支出の部 合計	9,496

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 信州環境フェア 決算要旨推移 (単位:千円)

収支	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収入合計	9,356	8,992	9,911	9,542
支出合計	9,344	8,992	9,887	9,496
収 支	12	0	23	46

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移 (単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
信州豊かな環境づくり県民会議負担金	2,300	2,300	2,300	2,300
信州環境フェア負担金	2,338	2,646	2,608	2,362
計	4,638	4,946	4,908	4,662

(出典: 県提供資料より監査人作成)

③成果指標

本事業について、県は次の成果指標を設定している。なお、本成果指標は「3. 環境教育推進事業」と共通のものである。

表 成果指標 (単位:%)

成果指標	平成 30 年度	令和元年度		
	実績	目標	実績	達成状況
「環境のためになること(環境に配慮した暮らし)」※を 実行している人の割合	74.6	75.0	74.1	未達成

※一般社団法人長野県環境保全協会及び一般社団法人長野県世論調査協会が毎年実施している世論調査「環境と暮らし」の一設問である。
(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 成果指標の達成状況及び県民の環境意識の醸成について(意見 1)

本事業及び「3. 環境教育推進事業」(以下、合わせて「環境保全活動等推進事業」という。)の事業改善シート(令和元年度実施事業分)によれば、本事業の実施の結果としての「目指す姿」は次のとおり定義されている。

県民・NPO、事業者等のあらゆる主体のパートナーシップによる環境保全活動や環境教育を推進し、県民の環境保全に対する意識を向上させる。

この「目指す姿」に関連し、県は「県民の環境保全意識が把握できる指標である」ことを理由として、環境保全活動等推進事業において『環境のためになること(環境に配慮した暮らし)』を実行している人の割合(なお、実際の設問は、「あなたは日ごろ、環境のためになること(環境に配慮した暮らし、省エネ・節電)を実行していますか」である。)を成果指標に設定し、当該成果指標が含まれる毎年6月頃発表される世論調査「環境と暮らし」(一般社団法人長野県環境保全協会及び一般社団法人長野県世論調査協会)の結果をモニタリングしている。

成果指標『環境のためになること(環境に配慮した暮らし)』を実行している人の割合の、直近6年の推移は次のとおりである。

表 「環境のためになること(環境に配慮した暮らし)」を実行している人の割合 (単位: %)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
74.3	62.2	65.5	74.6	74.1	63.6

(出典: 一般社団法人長野県環境保全協会、一般社団法人長野県世論調査協会「環境と暮らし 2020」)

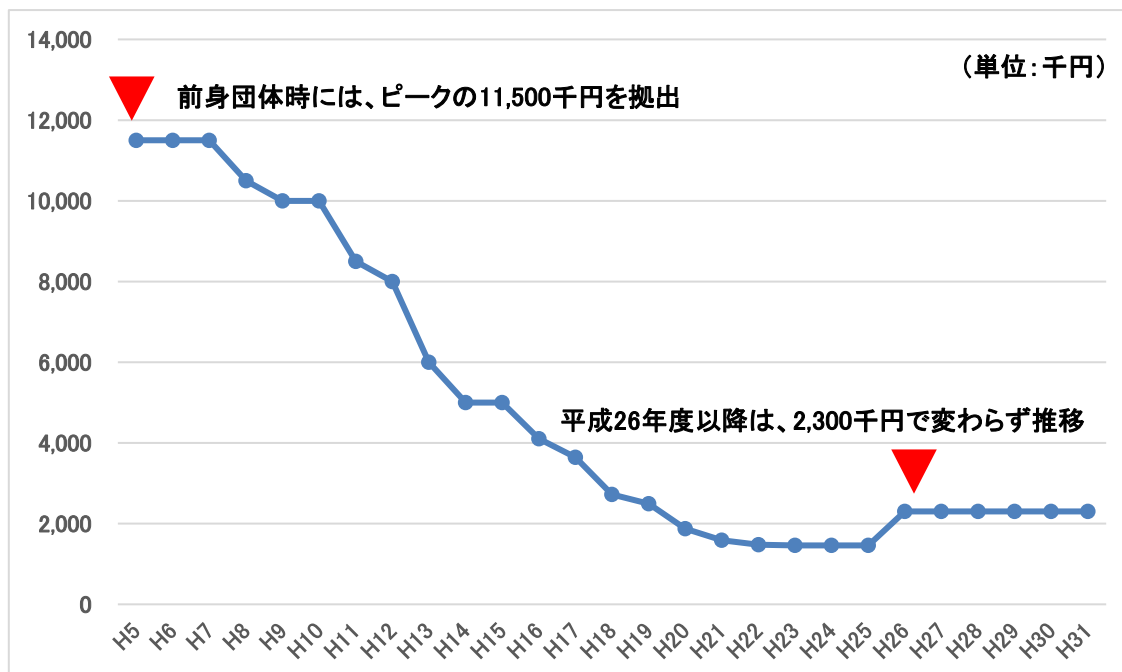
以上のとおり、年度によって10%程度の増減はあるものの、同割合は60%~70%台で推移している。この点、令和元年度及び令和2年度は目標値である75.0%に対して未達となっている。とりわけ、18歳~20代及び30代の、令和2年度調査の同割合は50%台にとどまっており、将来を担う若年世代の環境への関心度合いが相対的に低い状況にあることは、大きな課題と思われる。

気候変動への対策や循環型社会の構築を一層推進していくためには、県だけではなく、県民、事業者及びNPO法人といった幅広い主体の参画が求められることから、こうした様々な主体を巻き込み、県民一丸となった取組を推進できるよう、あらゆる機会を活用し、また、あらゆる媒体や方法を駆使して、県民の環境に対する意識・行動変容に向けた啓発を行うことが求められるとともに、県が現在実施している、または今後実施を予定している啓発事業について、県民の関心をさらに高めるためのPRや効果的な実施が望まれる。

②「信州豊かな環境づくり県民会議」の有効活用について(意見 2)

県は、県民会議に対する負担金として、令和元年度に 2,300 千円を拠出している。当該負担金金額の過去の推移は、次のとおりである。

図 県民会議に対する負担金の推移



(出典: 県提供資料より監査人作成)

上表のとおり、県民会議の前身団体である「長野県美しい環境づくり推進会議」に対しては、平成5年度から平成7年度にかけて 11,500 千円を負担していたものの、当該金額をピークに、以後は圧縮基調にあり、平成 26 年度以降は 2,300 千円の変動がない。また前述のとおり、県民会議の会員数も減少傾向にある。

県は、あらゆる主体のパートナーシップによる環境保全活動や環境教育を推進していく立場から、環境に配慮した暮らしの定着に向けた県民運動の推進、地域における協働の促進といった役割を県民会議が担っていくことについて、より一層の働きかけを行うことが望まれる。

3. 環境教育推進事業

(1) 概要

① 事業の概要

本事業は「2. 環境保全活動推進事業」と同様に、県民の環境保全に対する意識向上を目的としており、具体的な事業としては、環境に関する県民の学びの場の拡大や、将来の環境保全を担う人材の育成といった観点から「信州環境カレッジ事業」、「紙の再生・利活用推進事業」及び「キッズ ISO プログラム事業」を実施している。

② 業務内容

1) 信州環境カレッジ事業

本事業は、環境に関する県民の学びを拡大し、県民の環境保全に対する意識を高めるとともに、長野県の将来の環境保全を担う人材の育成を図ることを目的としている。

具体的な事業内容としては、ウェブサイト「信州環境カレッジ」等を通じて、県内各地で開催される環境に関する講座の支援や経費補助、並びに県民への情報発信を行うものである。なお、県は、本事業の運営に関して、その業務を一般社団法人長野県環境保全協会(以下「協会」という。)に委託している。具体的な運営業務は次のとおりである。

表 平成 31 年度「信州環境カレッジ」運営委託業務

No	業務内容	概要
1	講座の広報・周知	・チラシの作成及び配布 ・団体・学校等への広報 ・ウェブサイトの運営 ほか
2	講座の実施	・信州環境カレッジ主催講座等の開催及び運営 ・カリキュラムコースの運営 ・講座の登録、講座の経費に対する補助 ほか
3	交流会の開催及び運営	講座登録者等を対象にした交流会の開催及び運営
4	県への報告	事業実施計画書、経費補助実施報告書及び委託業務完了報告書の提出

(出典: 県提供資料より監査人作成)

講座は、委託先が運営する信州環境カレッジ登録審査会によって毎月実施されている審査会による審査を経て登録される。協会の「平成 31 年度 委託業務完了報告書」(以下「報告書」という。)によれば、令和元年度における講座登録者は 100 団体(個人を含む。)であり、その属性は次のとおりである。

表 信州環境カレッジ 講座登録者の属性

(単位: 団体)

県	市町村	国	個人	NPO	任意団体	企業等	大学	合計
20	7	2	3	13	48	6	1	100

(出典: 県提供資料より監査人作成)

講座には、県内各地で広く参加者を募って開催する講座である「地域講座」と学校からの申込みにより開催する児童・生徒向けの出前講座である「学校講座」の二種類がある。令和元年度の各講座の開催回数を地域別に分類すると次のとおりである。

表 信州環境カレッジ 令和元年度地域別開催回数 (単位:回)

区分	北信	東信	中信	南信	合計
地域講座	75	38	89	27	229
学校講座	21	24	37	17	99
合計	96	62	126	44	328

(出典: 県提供資料より監査人作成)

2) 紙の再生・利活用推進事業

本事業は、水を使わず紙を再生できる乾式オフィス製紙機を導入して、県庁内の紙を循環することで環境負荷の低減を図るとともに、県庁見学を訪れる小学生をはじめ広く県民に PR することで環境保全に対する理解の促進を図ることを目的としている。

画像 乾式オフィス製紙機



乾式オフィス製紙機の主な活用方法は以下の二点である。

一点目は、使用済み用紙によりメモ帳等を作成し、小学生等の県庁見学時における環境教育等に活用するものである。年間およそ 14,000 人の県庁見学者のうち、その5割程度を目標に見学施設として選択されるよう、乾式オフィス製紙機の PR を行っている。

二点目は、名刺の台紙を作成して県庁の職員に活用を促すことにより、県民・事業者等への環境先進県の発信に活用するものである。

3) キッズ ISO プログラム事業

キッズ ISO プログラムとは、正式名称を「Kids' ISO14000 プログラム」といい、NPO 法人国際芸術技術協力機構(ArTech)が開発し、日本国内及び世界各国で実施されている子ども向け環境教育プログラムである。本事業においては、環境教育と地球温暖化対策を推進するため、当該プログラムを活用し、企業・学校・NPO・行政が連携して、小中学生が家庭において省エネルギー等に取り組む仕組みを構築しようとするものである。

なお、令和元年度の本事業の事業費は 0 千円である。

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
信州環境カレッジ事業	—	—	12,475	19,637
紙の再生・利活用推進事業	—	—	4,725	4,019
キッズ ISO プログラム事業	56	0	28	0
計	56	0	17,227	23,656

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見**①「信州環境カレッジ事業」における事業実施の全県への展開について(意見 3)**

信州環境カレッジ事業の運営業務は、前述のとおり、協会にその業務を委託することによって実施されているが、協会は、運営業務委託仕様書に定められている業務内容のうち、「団体・学校等への広報」業務については任意団体である「中信地区環境教育ネットワーク」(以下「中信ネ」という。)に再委託をしている。運営業務委託仕様書によれば、「団体・学校等への広報」業務の内容は次のとおりである。

地域での環境教育・学習活動等に知見を有するもの(個人・団体を問わない。)を「コーディネーター」として配置し、信州環境カレッジへの講座登録が想定される団体等や学校を訪問し、講座の登録や利用を促進すること。また、県内各地で活動する団体等を対象に「コーディネーター」の養成を図ること。

この点、協会が提出した「平成 31 年度『信州環境カレッジ』運営業務 委託業務完了報告書」及び中信ネが提出した「平成 31 年度『信州環境カレッジ』に係るコーディネート業務 委託業務実施報告書」によれば、「団体・学校等への広報」業務に基づき、中信ネが講座の登録や利用のために訪問した小中学校 48 件はすべて松本市内であり、また訪問をしたその他の団体等も中信地区が中心とのことであった。

結果的に、前述した「表 信州環境カレッジ 令和元年度地域別開催回数」のとおり、令和元年度に開催された地域講座及び学校講座の件数は、いずれも中信地区の講座が他地区(北信、東信、南信)に比べて多くなっており、県民が本事業において享受することのできる「学び」の機会は、中信地区以外の地区もまだまだ拡大の余地があるように見受けられる。

今後は、中信地区のみならず、全県の団体・学校等へ向けた講座の登録や利用の促進を行うこと、ひいては全県における講座の活性化を図るような施策を図っていくことが望ましい。

4. 環境自然保護基金

(1) 概要

① 事業の概要

長野県の良い環境を保全し、優れた自然を保護するための施策の財源とするため、債券等運用利子及び民間事業者からの寄付金を環境自然保護基金に積み立てている。具体的な基金の用途としては、環境保全に関する知識の普及のための環境保全活動や自然保護に関する調査研究等である。

なお、当基金は、「長野県公金管理基本方針」及び「平成 31 年度基金に属する現金の運用方針」に基づき運用がなされている。

② 業務内容

令和元年度における環境自然保護基金の全体像は次のとおりである。

表 環境自然保護基金の全体像

(単位:千円)

出資元別内訳		運用形態別内訳	
国・県造成	322,076	有価証券(地方債)	681,652
県単独造成	476,484	現金預金	281,117
寄付金	164,208	(うち預金残高等)	(332,590)
		(うち令和元年度事業取崩分)	(△51,473)
残高合計	962,769	残高合計	962,769

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
環境自然保護基金	14,527	11,162	7,097	7,133

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

5. G20 関係閣僚会合推進事業

(1) 概要

① 事業の概要

令和元年6月15日及び16日に軽井沢町で開催された「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」の成功に向けた支援を目的とした事業である。

事業実施にあたっては、「G20 関係閣僚会合長野県推進協議会」において、歓迎レセプションやエクスカージョン等を実施し、長野県の環境・エネルギー施策や魅力を国内外へ発信している。

なお、本事業は G20 の開催に合わせて企図されたものであることから、平成 30 年度及び令和元年度の 2 年間に限定して実施された事業である。

② 業務内容

本事業の事業支出は、G20 関係閣僚会合長野県推進協議会への負担金と、G20 関係閣僚会合推進事業費の二つに分類される。

前者の G20 関係閣僚会合長野県推進協議会への負担金に関連して、同協議会においては、安心・安全な会合開催のための現地本部の設営を行うとともに、歓迎レセプションの開催、伝統工芸品等の記念品贈呈等を通じた歓迎・おもてなしを実施し、さらには情報発信コーナーの設置などにより長野県の環境・エネルギー施策の広報 PR を行っている。

後者の G20 関係閣僚会合推進事業費においては、関係省庁との連絡・調整等に要する経費を事業費に計上している。

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
G20 関係閣僚会合推進事業	—	—	14,190	25,161

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

6. 環境影響評価審査事業

(1) 概要

① 事業の概要

本事業は、環境影響評価法及び長野県環境影響評価条例に基づく環境影響評価（環境アセスメント）（※1）制度の運用により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある県内各地の大規模開発事業において、事業者が環境の保全について適正に配慮することを推進するものである。

県の環境影響評価制度の体系は次のとおりである。

図 長野県の環境影響評価制度の体系



（出典：長野県『環境アセスメント～長野県環境影響評価条例のあらまし～』）

※1 環境影響評価（環境アセスメント）

事業（中略）の実施が環境に及ぼす影響（中略）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること

（出典：長野県環境影響評価条例第2条（1））

② 業務内容

環境影響評価制度の対象となる事業（※2）を行う事業者は、長野県環境影響評価条例等に則り、配慮書等の図書（※3）を作成する。本事業においては、これらの図書について、事業の該当地域住民、市町村長及び環境分野の学識経験者で構成された「技術委員会」から意見聴取を行うとともに、環境に対する影響が適切に評価でき、適切な保全措置が講じられる内容が審査をする。

最終的に、技術委員会、地域住民及び市町村長の意見を参考に、環境保全の見地から知事意見書を作成し、事業者等に交付することとなる。

※2 環境影響評価制度の対象となる事業

<p>■第1種事業 規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、必ず環境影響評価の手続を実施する事業</p> <p>■第2種事業 第1種事業に準ずる規模を有する事業又は環境の保全上特に配慮が必要と認められる地域において実施される事業であって、環境影響評価の手続を実施する必要があるかどうかの判定を知事が行う事業</p>

(出典: 長野県『環境アセスメント～長野県環境影響評価条例のあらまし～』)

※3 配慮書等の図書

<p>■配慮書(計画段階環境配慮書) 事業の早期段階において位置や規模等の複数案を設定し、重大な環境影響について比較整理した結果を記載した図書</p> <p>■方法書(環境影響評価方法書) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等を記載した図書</p> <p>■準備書(環境影響評価準備書) 調査・評価・予測の結果、環境保全措置の検討結果及び事後調査の計画などを記載した図書</p> <p>■評価書(環境影響評価書) 準備書の内容を再検討し、必要な修正を行った図書</p>

(出典: 長野県『環境アセスメント～長野県環境影響評価条例のあらまし～』)

令和元年度において開催された技術委員会及び議題は次のとおりである。

表 令和元年度 環境影響評価制度 技術委員会

開催日時		議題
第1回	令和元年7月19日	諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書について(第1回審議)
第2回	令和元年8月20日	豊丘村内発生土置き場(本山)における環境の調査及び影響検討の結果(その2)について 豊丘村内発生土置き場(本山)における環境保全について 大鹿村内発生土仮置き場(仮置きB)における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全の更新について リニア中央新幹線に係る平成30年度における環境調査の結果等について (仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書について(第1回審議)
第3回	令和元年9月2日	諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書について(第2回審議) 事後調査報告について
第4回	令和元年9月19日	(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書について(第2回審議) Web会議システムを利用した委員会参加について
第5回	令和元年10月24日	(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書について(第3回審議) 諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書について(第3回審議)

開催日時		議題
第6回	令和元年11月21日	湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業に係る事後調査報告書について 中央新幹線中央アルプストンネル新設(萩の平・広瀬工区)工事における環境保全について～中央アルプストンネル(萩の平)～ 中央新幹線阿智村における水資源に係る具体的な調査の計画について 諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書について(第4回審議)
第7回	令和元年12月19日	(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書について(第4回審議)
第8回	令和2年1月23日	諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書について(第5回審議)
第9回	令和2年2月13日	大鹿村内発生土置き場(青木川)における環境の調査及び影響検討の結果について 大鹿村内発生土置き場(仮置きA)における環境の調査及び影響検討結果の更新について 諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書について(第6回審議)
第10回	令和2年3月19日	諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書について(第7回審議)

【水象部会 ※】

開催日時		議題
第1回	令和元年8月21日	諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書について(水象部会第1回審議)
第2回	令和元年10月8日	諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書について(水象部会第2回審議)
第3回	令和元年11月20日	諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書について(水象部会第3回審議)

※ 長野県環境影響評価条例第38条に基づき設置された「部会」のひとつである。

(出典: 県ホームページより監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
環境影響評価審査事業	3,514	4,630	7,237	6,099

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

7. 環境保全に関する調査研究

(1) 概要

① 事業の概要

長野市に設置された環境保全研究所において、環境の保全及び保健衛生の向上に関する調査研究、学習交流ならびに情報管理・公表を行うとともに、同所の管理運営を行う事業である。

長野県は、環境の保全及び保健衛生の向上に寄与することを目的として、環境及び保健衛生に関する試験検査、調査研究、情報の収集及び提供並びに普及啓発を行うことを目的として長野県環境保全研究所(以下「環境保全研究所」という。)を設置している。

環境保全研究所は、平成 16 年 4 月 1 日に旧長野県衛生公害研究所と旧長野県自然保護研究所が統合し設置されたもので、全国の都道府県市に設立されている地方環境研究所の性格と地方衛生研究所の性格を有している。現在は、旧長野県衛生公害研究所が安茂里庁舎、旧長野県自然保護研究所が飯綱庁舎となっている。

沿革

旧長野県衛生公害研究所

昭和 23 年 8 月 9 日 長野市南長野に長野県衛生研究所を設置

昭和 43 年 3 月 31 日 長野市安茂里(現安茂里庁舎所在地)の新庁舎に移転

昭和 43 年 7 月 18 日 新庁舎内に長野県公害センターが併設

昭和 45 年 11 月 1 日 衛生研究所と公害センターを合併し長野県衛生公害研究所として発足

旧長野県自然保護研究所

平成 8 年 4 月 1 日 長野市に長野県自然保護研究所が発足

② 業務内容

安茂里庁舎は、生活環境の保全、感染症や食中毒、食品の安全性等に関する試験検査及び調査研究を行っており、飯綱庁舎は、自然環境の保全、気候変動影響及び適応策等に関する調査研究、環境学習を実施している。

令和元年度の環境保全研究所費は次のとおりである。環境保全研究所管理費と環境保全研究所研究棟事業費に区分されている。

両区分合計で需用費(31,869 千円)が最も大きな割合を占めている。

表 決算額の内訳(環境政策課執行分を含む)

	環境保全研究所管理費			環境保全研究所研究等事業費			合計
	庁舎(注)管理経費	庁舎(注)保守点検等委託	全国衛生化学技術協議会等負担金	研究等事業費	放射能調査費	放射能測定機器点検業務	
合計	41,293	6,024	143	16,580	6,018	5,455	75,513

(注)安茂里庁舎と飯綱庁舎の合計値

(県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
環境保全に関する調査研究	69,187	70,033	76,575	75,513

(出典:県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見**①PR 方法の見直しについて(意見 4)**

現在の行政機関は、自らが行っている事業の内容や成果、課題を積極的に公表、説明していく姿勢が求められており、このことは環境保全研究所も同様である。近年はインターネットの普及もあり、情報発信の方法が多様化しており、環境保全研究所においても情報媒体を効果的に利用して情報発信を進めていく必要がある。

情報発信の方法としてホームページの活用は必須であると考えますが、現状については見直す余地がある。たとえば、飯綱庁舎は、自然環境の保全に関する学習交流の拠点として県民等に施設が開放されているが、この情報は環境保全研究所のトップページからは直接リンクしていない。

今回の包括外部監査では飯綱庁舎の現地調査を実施しており、情報発信の重要性については県も十分承知している状況がうかがえた。環境保全研究所については、意義や目的、事業内容等をよりわかりやすく県民に情報発信していく必要がある。

II. 環境政策課(旧環境エネルギー課)

監査対象とした事業と結果・意見の有無

環境政策課(旧環境エネルギー課)が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	次期長野県環境エネルギー戦略の重点施策構築事業	18,237	長野県環境エネルギー戦略の改定に当たり、必要な情報等を収集するとともに、今後重点的に取り組む施策の構築に向けて県民意見を踏まえながら検討を行う事業。	無	無
2	G20 を契機とした環境エネルギー政策等発信事業	840	G20 関係閣僚会合の開催を契機として、長野県の国際的なプレゼンスを発現するとともに、世界潮流のキャッチアップ及び発信することにより、国際情勢も踏まえた「持続可能な社会の実現」に向けた環境エネルギー政策をはじめとした環境分野における知見の共有を県民と図ることを目的とする事業。	無	無
3	家庭の省エネ政策	7,834	家庭における省エネ活動の啓発、省エネのアドバイスや診断、省エネ設備の導入の促進等により、家庭からの温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする事業。	無	有
4	事業活動の省エネ政策	34,529	事業者(県を含む)の省エネ診断・エネルギー管理の促進等により、オフィスや工場等からの温室効果ガスの排出削減を図るとともに、県有施設の省エネ化を推進する事業。	無	有
5	建築物の省エネ政策	4,015	建築物の省エネモデルの創出や簡易診断の実施等により、環境や省エネルギー性能に対する所有者の意識の段階に応じた情報を効果的に提供し、環境エネルギーに配慮された建築物への改修を促す事業。	無	有
6	総合的施策の推進	39,841	第3次長野県地球温暖化防止県民計画の進ちょく管理や長野県地球温暖	無	有

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
			化対策条例の運用など総合的な施策を推進する事業。		
7	自然エネルギー政策	67,056	<p>○地域主導型自然エネルギー創出支援事業 「エネルギー自立地域」の実現を促進するため、熱供給・熱利用を含む自然エネルギーの普及拡大を図る目的で事業者等に補助を行う事業。</p> <p>○自然エネルギー地域発電推進事業 地域主導の自然エネルギー事業を県内各地へ波及させることを目的として、事業者等が行う自然エネルギー発電事業に対して補助を行う事業。</p> <p>○信州の屋根ソーラー普及事業 建物屋根の太陽光発電・太陽熱利用の促進策として、建物ごとのポテンシャルを見える化する「ソーラーマッピング」を構築する事業。</p> <p>○地域エネルギー事業者担い手育成事業 WEBサイト「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」を通じ、地域主導での自然エネルギーの地域における担い手の育成を行う事業。</p> <p>○環境エネルギー分野ビジネス創出事業 意欲ある企業等による環境エネルギー分野の技術や、ノウハウの製品化・サービス化に向けた取組を産官学民連携で支援する事業。</p>	無	有

1. 次期長野県環境エネルギー戦略の重点施策構築事業

(1) 概要

① 事業の概要

平成25年に策定した長野県環境エネルギー戦略の計画期間が令和2年度に満了し、改定が必要であることから、本事業では、次期計画を策定するため、必要な情報の収集や県民意見を踏まえた重点施策の検討等を行うものである。

② 業務内容

次表の事業を外部事業者への委託により実施している。

表 取組

項目	内容
重点施策の検討	課題の解決に向け、単年度では検討が困難な施策について、改定に先立って検討を開始する。
県民とのビジョン等の共有と意見集約	戦略が目指す将来のビジョンや重点施策の方向性について県民と共有するとともに、次期戦略に向けた意見集約を行う地域セミナーを開催する。
検討基礎資料の作成	改定に向けて議論の質を高め、実効性の高い計画を策定するため、予め県都の基礎となる情報の収集・整理を行う。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
次期長野県環境エネルギー戦略の重点施策構築事業	-	-	-	18,237

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. G20 を契機とした環境エネルギー政策等発信事業

(1) 概要

① 事業の概要

令和元年 6 月 15 日と 16 日に軽井沢町で開催された「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」の開催を契機として、長野県の国際的なプレゼンスを発現するとともに、世界潮流のキャッチアップ及び発信することにより、国際情勢も踏まえた「持続可能な社会の実現」に向けた環境エネルギー政策をはじめとした環境分野における「学び」を軸とした知見の共有を県民と図ることを目的とする事業である。

② 業務内容

長野県は、平成 30 年 9 月 14 日にイクレイ(持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会)に加盟しており、令和元年度の事業費 840 千円は、イクレイに支出している負担金である。

イクレイは、持続可能な社会の実現を目指す 1,750 以上の市、町、地域からなる地方自治体ネットワークである。持続可能な低炭素、レジリエンス、エコモビリティ、生物多様性、持続可能な資源利用、健康で幸せなグリーン経済とスマートインフラを支援することで、世界の都市人口の 25%以上に貢献している。

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
G20 を契機とした環境エネルギー政策等発信事業	-	-	840	840

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

3. 家庭の省エネ政策

(1) 概要

① 事業の概要

家庭における省エネ活動の啓発、省エネのアドバイスや診断、省エネ設備の導入の促進等により、家庭からの温室効果ガスの排出削減を図る事業である。

本事業は次の3事業から構成される。

- 1) 家庭の省エネサポート制度運営事業
- 2) 地球温暖化防止活動推進員事業
- 3) 長野県環境保全協会運営事業

② 業務内容

1) 家庭の省エネサポート制度運営事業

省エネの取組を直接支援するため、民間事業者(省エネサポート事業者)が県民と接する機会を活用し、省エネアドバイスや省エネ診断を実施する事業である。

県が認定したエネルギー供給事業者及び電気機械器具小売事業者(省エネサポート事業者)の社員を省エネアドバイザーとして登録し、その社員が業務で家庭を訪問する際に、省エネアドバイスや簡易診断を行っている。

2) 地球温暖化防止活動推進員事業

地球温暖化対策の普及啓発等の取組を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき県が委嘱した、長野県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の活動を支援する事業である。

推進員は、法第37条第1項に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、都道府県知事及び指定都市等の長が委嘱できるとされている。また、長野県では、推進員の設置に関し必要な事項を長野県地球温暖化防止活動推進員設置要綱(以下「設置要綱」という。)で定めている。推進員の要件について設置要綱は、法第37条第1項に規定するもののほか、次の各号のすべての要件に該当する者のうちから推進員を委嘱すると定めている。

① 長野県内に在住または生活の本拠地があり県内の地域において活動できる者

② 満20歳以上(委嘱年度の4月1日現在)の者

設置要綱において、推進員の活動は無報酬により行うとされている。また、長野県では、平成15年11月より推進員を委嘱し、推進員に関する事務は長野県地球温暖化防止活動推進センターが担っている。

3) 長野県環境保全協会運営事業

地球温暖化に関する普及啓発・広報活動を効果的に推進するため、地球温暖化対策推進法の規定に基づき、県が長野県地球温暖化防止活動推進センターに指定した保全協会の運営費の一部を補助するものである。

保全協会は、環境保全に対する認識を高め、環境保全活動を支援し、21世紀の生存環境に資すること

を目的とする公益法人であり、その目的達成のために、主として長野県内において次に掲げる事業を行うとしている。

- 環境保全に関する情報の収集及び提供と啓発活動
- 環境保全活動に対する助成、顕彰
- 関係団体等への協力、相互の交流支援
- 環境保全に関する調査・研究
- その他本会の目的達成に必要な事業

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
家庭の省エネサポート制度運営事業	6,302	6,299	5,596	4,334
地球温暖化防止活動推進員事業	-	-	-	-
長野県環境保全協会運営事業	3,500	3,500	3,500	3,500
計	9,802	9,798	9,095	7,834

(出典:県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

①家庭の省エネサポート制度運営事業の成果の把握分析について(意見 5)

家庭の省エネサポート制度運営事業(以下「運営事業」という。)は、エネルギー供給事業者及び電気機械器具等小売事業者が業務の中で家庭と接する機会に、省エネアドバイスや省エネ診断を実施する「家庭の省エネサポート制度」を円滑に機能させるため、技術的指導、ヘルプデスク設置、省エネアドバイザーの研修等の支援業務を行うものである。

次表は、運営事業の平成 25 年度から令和元年度までの目標と実績を示したものである。

表 目標と実績

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
目標(件)	10,000	15,000	25,000	25,000	25,000	25,000	27,500
アドバイス実績(件)	7,365	25,048	30,433	36,767	18,416	35,534	64,460
(うち簡易診断(件))	(125)	(233)	(930)	(327)	(123)	(398)	(66)
省エネサポート事業者(者)	15	28	35	39	43	83	126
省エネアドバイザー(者)	103	310	369	408	466	456	544

(出典:県提供資料より監査人作成)

平成 25 年度と平成 29 年度を除きアドバイス実績は目標を上回っている。また、平成 30 年度以降、省エネサポート事業者として新たに地域の電機店が加入しており、既存のエネルギー供給事業者によるエネルギーの最適利用に関する知見に加え、新規加入の電機店による省エネ家電等の知見を県民に普及・啓発している。

アドバイス実績は着実に増加しているが、県は、当事業が家庭の省エネ対応にどのような効果をもたらしているのかを把握する必要がある。県においても、温室効果ガスの家庭部門の削減に関しては、本事業によるアドバイス実施後の行動変容の有無や削減効果の把握が困難であることを課題としている。

当面の成果の把握方法としては、アドバイスを実施した家庭に対してアンケート調査を行い、行動変容の有無を確認することが一つの方法であり、県もこのことを本事業の令和 2 年度の方向性にあげている。県においては、この方向性に従い、成果の把握に努めていく必要がある。

②家庭の省エネサポート制度運營業務委託の収支報告の入手について(意見 6)

令和元年度の運營業務では、一般社団法人長野県環境保全協会と委託料 4,334 千円で家庭の省エネサポート制度運營業務委託契約(以下「運營業務委託」という。)を締結し、同法人に業務を委託している。

一般に業務委託は、受託者が成果物を作成し、これを提出するパターン(以下「成果物型」という。)と、受託者が役務を提供するパターン(以下「役務型」という。)に大別されると考える。

このうち「役務型」は、委任(準委任を含む。)と請負に大別される。委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずるものである(民法第 643 条)。また、委任には準委任とよばれるものが含まれる。委任は法律行為を要件としているが、受託者が役務を提供する業務の中には法律行為を要件としないものも存在しており、このようなものは準委任とよばれている。本委託業務は準委任契約に該当するものと考えられる。

「役務型」において請負契約と準委任契約の違いは、請負契約では受託者は仕事の完成を約し、委託者はその仕事の完成を確認した上で受託者に報酬を支払う。準委任契約は、仕事の完成ではなく、一定の事務処理を行うことを約する契約で、仕事の完成は要件とされていない。

準委任契約では、受任者は、善管注意義務を負う(民法第 644 条)。仕事の完成を要件としていない準委任契約においては、委託者は、受託者が善管注意義務を果たして適切に業務を遂行したかどうかを確認する必要性が高いと考える。

準委任契約では、受託者は、業務を遂行したことについて委託者への「報告書」をもって行すが、この報告書は、受託者が提供したサービスの内容だけでなく、それに伴って生じたコストの報告も必要と考える。

準委任契約について、委託料は公費から支出されることを踏まえると、受託者は善管注意義務を果たしているか、委託料の使途が適切であったかを確認する必要性は高い。

運營業務委託について県は、受託者から実施した事業を記載した報告書を受領しているが、収支報告書は入手していない。運営委託業務の仕様書においては収支報告書の提出は求めていないが、運營業務委託事業が効率的、経済的に実施されているかどうかを県が把握し、また、運營業務委託事業が効率的、経済的に行われていることについての県の説明責任を果たすためにも、受託者に収支報告書の提出を求めるよう仕様書の内容を改めることが望ましい。

③一般社団法人長野県環境保全協会運営費補助金について(意見 7)

長野県環境保全協会運営事業は、保全協会の運営に要する経費に対し、一般社団法人長野県環境保全協会運営費補助金(以下「保全協会補助金」という。)を交付するものである。

保全協会補助金については、県が定めている補助金等交付規則のほか、一般社団法人長野県環境保全協会運営費補助金交付要綱(以下「保全協会補助金交付要綱」という。)の定めに従うことになる。

保全協会補助金交付要綱では、補助金の交付の対象となる経費及び補助額を次の通りとしている。

表 補助対象経費及び補助額

項目	経費の内訳	補助額
給与支給等経費	保全協会が、地球温暖化対策の推進に関する法律第 38 条第 2 項各号に掲げる事業に従事する職員の給与(協会給与規程第 2 条に規定する給与に限る。)を支給するに要する経費(ただし、国、地方公共団体又はその他の団体からの補助金、委託料その他これに準ずるものにより、充当されている経費を除く。)	知事が定める額以内

(出典: 県提供資料より監査人作成)

保全協会補助金交付要綱に基づき、県は保全協会に補助金を交付している。補助対象は、長野県地球温暖化防止活動推進センター業務に従事する職員の人件費(令和元年度は、エコスペース担当の事務局職員 1 名の人件費全額と、センターエコスペース館長 1 名の人件費の 6 割)である。

館長 1 名の人件費については、館長の業務のうちセンター業務に従事する割合を保全協会において明確にし、県はそれを確認しておく必要がある。

④長野県地球温暖化防止活動推進員の活動について(意見 8)

設置要綱により推進員は、法第 37 条第 2 項に規定に基づき、次の業務を行う。

- 1) 地球温暖化防止活動に関し、地域における講習会等を通じ県民への普及啓発、情報提供及び協力を行うことにより、県民計画における目標達成に向けて取り組むこと。
- 2) 地域における地球温暖化対策のためのネットワークづくりの推進に関すること。
- 3) 国、県、市町村、長野県地球温暖化防止活動推進センター(以下「県センター」という。)等が主催するイベントへの協力を行うこと。
- 4) その他地球温暖化対策に関し、必要な活動を行うこと。

設置要綱の規定を受けて推進員は、市町村・地域・企業等が実施する研修会の講師、保育園・小学校への出前講座、環境関連イベントへの参加などの普及啓発活動、環境審議会や地球温暖化対策地域協議会の委員など行政等との連携活動、うちエコ診断員、エコアクション 21 審査人など多岐にわたる活動を行っている。

推進員の委嘱状況をみると、現在は第 9 期(令和元年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日)にあたり、第 9 期の推進員は 55 名となっている。55 名の長野県地球温暖化防止活動推進員の活動が、広い県土を有している長野県において、一定の地域に偏ることなく県域全体で行われるよう、県センターと連携していく必要がある。

4. 事業活動の省エネ政策

(1)概要

①事業の概要

事業者（県を含む）の省エネ診断・エネルギー管理の促進等により、オフィスや工場等からの温室効果ガスの排出削減を図るとともに、県有施設の省エネ化を推進する事業である。

②業務内容

信州エネルギーマネジメント支援事業、県有施設省エネ化推進事業、温暖化対策協議会運営事業、環境管理システム普及促進事業、環境マネジメントシステム運用事業、エコマネジメント長野運用業務等効率化事業の6事業を実施している。

1)信州エネルギーマネジメント支援事業

温室効果ガスの大幅な削減が必要な業務部門の中小規模事業者を対象とした省エネ対策を支援するとともに、事業活動温暖化対策計画書制度の運用と次期計画期間に向けた制度検討・見直しにより、大規模事業者の省エネ対策をより一層促進することを目的とする事業。

2)県有施設省エネ化推進事業

県有施設の省エネルギー化を推進するため、警察関係施設の照明LED化等を実施する事業。

3)温暖化対策協議会運営事業

病院・宿泊施設・商業施設・次世代自動車の協議会において、業種・業態の特性を踏まえた省エネ対策の研修会や事例紹介、情報交換等を実施する事業。

4)環境管理システム普及促進事業

環境対策の有効な仕組みである環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及拡大に向けた研修会を実施し、環境保全活動の促進を図る事業。

5)環境マネジメントシステム運用事業

県自ら率先した地球温暖化対策等への取組により、県の事務事業に伴う環境負荷の低減を促進する事業。

6)エコマネジメント長野運用業務等効率化事業

エネルギー使用量の集計や温室効果ガスの排出量算定業務等を自動集計ツールにより効率化する事業。

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
信州エネルギーマネジメント支援事業	26,740	26,702	26,056	29,881
県有施設省エネ化推進事業	9,382	10,766	4,784	4,223
温暖化対策協議会運営事業	48	127	149	17
環境管理システム普及促進事業	201	201	201	201
環境マネジメントシステム運用事業	292	286	314	208
エコマネジメント長野運用業務等効率化事業	—	—	—	0
計	36,663	38,080	31,504	34,529

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見**①信州エネルギーマネジメント支援事業における中小規模事業者への対応について(意見 9)**

事業活動の省エネ政策の細事業の一つである信州エネルギーマネジメント支援事業は、中小規模事業者を対象とした省エネ対策を支援するとともに、事業活動温暖化対策計画書制度の運用と次期計画期間に向けた制度検討・見直しにより、大規模事業者の省エネ対策をより一層促進することを目的とする事業である。

県によると、産業、業務部門全体において、大規模事業者の温室効果ガス排出量は大きく削減されているが、温室効果ガス排出量が大きく増加している業務部門もあり、そのような業務部門は中小規模事業者の占める割合が多く、中小規模事業者の温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要があるとしている。

信州エネルギーマネジメント支援事業では、決算額 29,881 千円の大部分が大規模事業者対策に充てられている。

大規模事業者に充てられている決算額の大部分は、事業活動温暖化対策計画書制度運用等業務委託契約(以下「計画書委託契約」という。)の委託料 24,860 千円である。

県は、平成 26 年度から事業活動温暖化対策計画書制度を導入しており、県内に一定規模以上の工場等に対して、事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等その他の地球温暖化の防止のための計画である事業活動温暖化対策計画(以下「対策計画」という。)を定めることとしている。計画書委託契約は、事業者が作成した対策計画を受託者が審査するものである。

一方、中小規模事業者対策は、専門家による省エネ診断や、講習会を実施している。県は、中小規模事業者は、金銭的、人的余裕がないと省エネが進まないと思いつく事業者が多いという課題があり、省エネに関する意識啓発と取組への支援を併せて実施する必要があるとしている。

大規模事業者の温室効果ガス排出量の削減に関しては一定の成果を上げていると思われ、今後は、中小規模事業者への対応がポイントと考える。意識啓発も重要だが、それだけでは中小規模事業者が行う対応にも限界があると思われる。県としては中小規模事業者が行う温室効果ガス排出量の削減への取組に対する支援をどのような方法で進めるかが大きな課題と考える。

中小規模事業者の温室効果ガス排出量の削減について、どのような対応が効果的なのか、十分に検討する必要がある。

5. 建築物の省エネ政策

(1) 概要

① 事業の概要

建築物の省エネモデルの創出や簡易診断の実施等により、環境や省エネルギー性能に対する所有者の意識の段階に応じた情報を効果的に提供し、環境エネルギーに配慮された建築物への改修を促す事業である。

② 業務内容

1) 省エネ改修サポート制度運營業務委託

既存建築物の省エネ改修を促進するため、既存建築物のエネルギー性能等に関する簡易診断を民間事業者と連携して行い、具体的な省エネ改修の検討に必要な情報を提供している。

業務は外部事業者へ委託することにより実施しており、令和元年度は、一般競争入札により公益社団法人長野県建築士会と委託料 4,015 千円で建築物の省エネ改修サポート制度運營業務委託契約(以下「サポート制度委託契約」という。)を締結している。

委託業務の内容は次のとおりである。

- 県が登録を行う省エネ改修アドバイザーの登録希望者を対象とした講習会を開催し、既存建築物の省エネ性能に係る簡易診断のマニュアル内容の習得支援を行うこと。
- 一般県民に対し、建物の断熱性能の重要性について広く啓発するためのセミナーを開催するとともに、当該セミナーを通じて一般県民から簡易診断の受診希望が寄せられた場合に、簡易診断を行う省エネ改修サポート事業者へのあっせん業務を行うこと。

2) 建築物の省エネ改修サポート制度

県は、建築分野の省エネ対策を促進するため、建物の省エネ化に積極的な民間事業者と連携し、既存住宅等のエネルギー性能に関する簡易的な診断を行う建築物の省エネ改修サポート制度を平成 30 年度から開始している。

建築物の省エネ改修サポート制度では、県の認定を受けた民間事業者「建築物の省エネ改修サポート事業者」に所属し、県に登録された「省エネ改修アドバイザー」が、通常業務の中で県民と接する機会や診断の希望があった際に、専用の簡易診断ツールを用いて建物のエネルギー性能の簡易診断を行っている。

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
建築物の省エネ政策	—	—	8,266	4,015

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

①建築物の省エネ政策への取組について(意見 10)

本事業は平成 30 年度から開始しており、県は、3 年間の事業展開で次の状況(自走化)の実現を目指すとしている。

住宅流通時には県内のインスペクター、一般のリフォーム検討時には相談を受けた工務店等が、自発的に簡易診断ツール等を使用して省エネ診断を実施し、所有者に省エネ改修の検討を促す。

県は、自走化の実現のためには、事業期間中に次の 2 つの要件を満たす必要があるとしている。

○県内のインスペクションの主要な担い手が、簡易又は詳細な省エネ診断を行っている。

○流通時以外のリフォーム検討時にも、事業者・県民の双方が省エネ診断の必要性を強く認識している。

このことについて県は、現状において、次の課題により 3 年間の事業期間で上記要件を満たすことは困難が予想されるとしている。

- 1) 実質 2 年間では、県内のインスペクションの主要な担い手に制度が十分に浸透せず、簡易診断の実施件数が十分でない可能性が高い。
- 2) 改修の検討開始から施工までは通常 1 年ほどの期間で行われるため、3 年の事業期間に事業者が簡易診断を促す材料として十分な情報が収集できない。(令和元年度のみ情報)

上記 1) については、当初の想定どおりに進まなかったことは誤算かもしれないが、2) は事業開始前に想定可能な事象と思われ、見込みに不十分な点があったことは否定できないと考える。

県は、令和 3 年度以降も当面の間、制度の浸透状況に応じて簡易診断後のデータの収集・分析や県民への普及啓発などの自走化を進めるために必要な事業を行うとともに、十分な情報を集約して事業効果の検証を行い、住宅流通時やリフォーム時における一般的なプロセスの一環として、簡易診断が実施される制度の構築等を検討するとしている。

本事業を今後も継続するのであれば、県内のインスペクションの主要な担い手に制度が十分に浸透しなかった原因を分析し、その結果を踏まえて適切な対応を図るとともに、簡易診断を促す材料として十分な情報収集に努めていく必要がある。

②建築物の省エネ政策への成果について(意見 11)

本事業は、平成 26 年度の温室効果ガスの排出量が家庭・業務部門で大幅に増加したことについて、建築物の性能に関連する冷暖房や給湯などに要するエネルギーが大きな要因であることから、建築物、特に補助金を除き促進策のない既存建築物の省エネ性能の向上を目的として開始されたものである。

したがって、本来の目標は建築物の性能に関連するエネルギーの削減を実現することにある。建築物の性能に関連するエネルギーの削減がどの程度実現しているのか、本来の目標の達成状況に留意して事業を進めていく必要がある。

③建築物の省エネ改修サポート制度運營業務委託の収支報告の入手について(意見 12)

サポート制度委託は準委任契約に該当すると考える。

準委任契約では、受託者は、業務を遂行したことについて委託者への「報告書」をもって行うが、この報

告書は、受託者が提供したサービスの内容だけではなく、それに伴って生じたコストの報告も必要と考える。

サポート制度委託について県は、受託者から実施した事業を記載した報告書を受領しているが、収支報告書は入手していない。仕様書においても収支報告書の提出は求めているが、サポート制度委託事業が効率的、経済的に実施されているかどうかを把握し、また、サポート制度委託事業が効率的、経済的に行われていることについての県の説明責任を果たすためにも、受託者に収支報告書の提出を求めるよう仕様書の内容を改めることが望ましい。

6. 総合的施策の推進

(1) 概要

① 事業の概要

第3次長野県地球温暖化防止県民計画の進ちよく管理や長野県地球温暖化対策条例の運用など総合的な施策を推進する事業である。

② 業務内容

地球温暖化対策の総合的推進と地球温暖化適応施策推進事業の2つの事業を実施している。

1) 地球温暖化対策の総合的推進

「長野県環境エネルギー戦略～第3次長野県地球温暖化防止県民計画～」の進ちよく管理や長野県地球温暖化対策条例の運用など総合的な施策等を推進する事業である。

2) 地球温暖化適応施策推進事業

信州気候変動適応センターを環境保全研究所と環境エネルギー課共同で設置し、県内の気候変動に関する科学的データや適応例などの情報収集・提供を通じて、市町村や企業等の取組を支援する事業である。

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地球温暖化対策の総合的推進	5,157	4,596	4,709	5,264
地球温暖化適応施策推進事業	8,462	7,014	7,021	34,577
計	13,619	11,610	11,730	39,841

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 気候変動の適応策について(意見 13)

県は、温室効果ガス排出量の削減を最大限実施しても温暖化は一定程度進行し、気候変動のリスクが高まっているため、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」とあわせて、気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応策」が必要として、令和元年度に信州気候変動適応センター(以下「センター」という。)を設置している。

センターは、環境保全研究所と旧環境エネルギー課共同で設置し、気候変動による市町村等の地域課題解決のための適応策創出を積極的に支援するとしている。

センターは、現状の取組を強化していくことで、各主体における適応に関する技術やサービス、施策の創出を促すとして、次の業務を行うものである。

センターの業務内容

- 1) 気候変動に関する情報をホームページ等により一元的に発信
- 2) 市町村等への適応に関する取組支援
- 3) モニタリングの実施と気候変動の影響分析
- 4) 国・他県センター、大学等との連携強化による先進技術の享受
- 5) 産学官での情報共有と課題検討
- 6) 部局、市町村、大学、企業等へのシーズ・ニーズの掘り起こしとマッチング
- 7) 適応策実施主体へのデータ提供方法の確立
- 8) 分野別の影響評価情報のクラウド化

センターは、これまで十分に行われてこなかった適応策実施主体へのデータ提供方法の確立及び分野別の影響評価情報のクラウド化を行うとしているが、これら業務について、効率的、効果的に対応していくことが望まれる。また、市町村等への適応に関する取組支援については、市町村等の連携をこれまで以上に密に行い、市町村等のニーズに適切に応えられる仕組みづくりが重要である。

センターの設置にあたって県は、気候変動への「適応策」について、「適応」への理解が不十分であり、提供できる情報が具体的な適応技術や施策の創出にまで活かされていないとして、次の 4 点を課題に挙げている。

- 1) 県民の「気候変動適応」への理解が進んでいない
- 2) データの効率的な収集・品質管理の手法が確立していない
- 3) 収集したデータを地域社会への還元という形で有効に活用しきれていない
- 4) 適応策の実施主体である他部局等との連携が不十分

県においては、センターの設置により、各主体における適応に関する技術やサービス、施策の創出や、上述した課題の解消に向けての効果的な事業実施が望まれる。

7. 自然エネルギー政策

(1) 概要

① 事業の概要

「第四次長野県環境基本計画」においては、主要な実施施策のひとつとして「脱炭素社会の構築」が定義されている。当該施策の推進には、再生可能エネルギー、とりわけ自然エネルギーの導入・促進は欠かすことのできない重要な要素である。また、革新性に富んだ産業の創出・育成及び地域内経済循環の促進という観点からも、長野県内における事業者等とのパートナーシップによる取組は有用である。

本事業においては、長野県内の市町村や民間事業者といった事業者等が行う自然エネルギー事業に対する支援を中心として、「脱炭素社会の構築」を促進するための取組が実施されている。

② 業務内容

1) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業

本事業は、「エネルギー自立地域」の実現を促進するため、自然エネルギーに係る支障事例の解消や自然エネルギー事業の担い手(県内事業者)の育成により、熱供給・熱利用を含む自然エネルギーの普及拡大を図る目的で実施されている。具体的な事業内容としては、「エネルギー自立地域」を目指す市町村の事業に対する助成及び地域主導による熱供給・熱利用事業に対する助成の二種類の助成である。

このうち、前者の「エネルギー自立地域」を目指す市町村の事業に対する助成については、令和元年度の助成の実績はなかった。後者の地域主導による熱供給・熱利用事業に対する令和元年度の助成の実績の概要は次のとおりである。

表 令和元年度 地域主導による熱供給・熱利用事業に対する助成一覧 (単位:千円)

種別	事業主体	補助金額	概要
バイオマス熱	南相木村	893	南相木村役場及び南相木村診療所への薪ストーブの導入(薪ストーブの魅力のPR)
バイオマス熱	阿智村	5,000	農業用ビニールハウスの暖房に薪バイオマスボイラーを導入し活用
地中熱	川上村	7,053	川上村統合保育所へ地中熱を利用した冷房設備を導入、既存省エネ設備等を統合的に有効活用する省エネ運用改善策を検討・構築

(出典: 県提供資料より監査人作成)

2) 自然エネルギー地域発電推進事業

本事業は、地域主導の自然エネルギー事業を県内各地へ波及させることを目的として、固定価格買取制度(以下「FIT 制度」という。)を活用した自然エネルギーの事業化を支援するため、市町村、地域のNPO 及び中小企業等が行う自然エネルギー発電事業に対して補助を行うものである。対象事業は、基本計画、詳細設計、計画策定、実施設計といったソフト事業と、設備導入に係る工事費などのハード事業の二種類が想定されている。

なお、本補助金は、助成した事業者等において売電収入があった翌年から補助金額を限度に県に納付させる「収益納付型補助金」を採用している。

本補助金の令和元年度の助成の実績の概要は次のとおりである。

表 令和元年度 地域主導による熱供給・熱利用事業に対する助成一覧 (単位:千円)

種別	事業主体	補助金額	事業内容
ソフト事業 (基本設計)	佐久穂水力発電 株式会社	7,000	佐久穂町大石川が水源の農業用水を利用した大石川第一発電所の基本設計
ソフト事業 (事前調査)	株式会社 信州のもり	4,200	高森町での木質バイオマス発電事業実施に向けた可能性調査及び発電機種選定の事前調査
ソフト事業 (可能性調査)	合同会社 白馬電力	6,933	白馬村北城地区の一級河川楠川での小水力発電の事業化に向けた可能性調査

(出典: 県提供資料より監査人作成)

3) 信州の屋根ソーラー普及事業

長野県温暖化対策条例に基づく自然エネルギー導入検討制度により、長野県の新築住宅の 35.2%に自然エネルギー設備が導入される一方、既存住宅でのこれら設備の導入が遅れている。

本事業は、環境影響が少なく県民・県内企業の収入増加や光熱費の削減につながる建築物の屋根への太陽光発電や太陽熱利用のための設備の設置を促進する仕組みを構築し、太陽光エネルギーの利用拡大及び再生可能エネルギー自給率の向上を図ることを目的としている。具体的には、建物ごとのポテンシャルを見える化する「ソーラーマッピング」(正式名称: 信州屋根ソーラーポテンシャルマップ)を構築・公開するとともに、関係業界や市町村と連携した太陽光発電及び太陽熱利用の普及に取り組んでいる。

信州屋根ソーラーポテンシャルマップ(次頁画像参照)は、令和元年6月にサイトがオープンし、東南信地区のソーラーマッピングを公開して以降、同年12月には、公開エリアを全県に拡大(一部地域を除く)するなど、順次、内容の充実が図られている。

なお、県は、運営委託先を通じてサイトへのアクセス数等、サイトの活用度の評価に資するデータを入力している。

信州屋根ソーラーポテンシャルマップ

(出典: 信州屋根ソーラーポテンシャルマップ (https://www.sonicweb-asp.jp/nagano_solar_map/))

4) 地域エネルギー事業者担い手育成事業

自然エネルギー事業の推進にあたっては、事業に係る技術的、制度的、経営的知見が不可欠であるが、専門家が不足している現状が自然エネルギー普及の阻害要因の一つと考えられる。本事業は、そうした前提を解消するため、地域主導で自然エネルギーの地域の担い手を育成し、当該地域の自然エネルギー事業を行う地域の事業者の立ち上げを支援することを目的としている。

具体的な事業内容としては、事業者に対して知識・ノウハウを持つ人材を紹介するための仕組みとして、WEB サイト「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」を構築しこれを運用している。人材の情報のほか、関連法規や補助制度などの情報も随時掲載することにより利用者の利便性の向上を図っている。

自然エネルギー人材バンク&情報データベース



(出典：自然エネルギー人材バンク&情報データベース(<http://database.shin-ene.net/>))

5) 環境エネルギー分野ビジネス創出事業

本事業は、省エネルギー・自然エネルギーに関連する分野の産業の成長が期待される中で、意欲ある企業等による環境エネルギー分野の技術や、ノウハウの製品化・サービス化に向けた取組を産官学民連携で支援することで、製品開発や販路開拓、雇用促進等による地域経済の活性化、省エネルギー化・自然エネルギー活用のさらなる推進を図ることを目的としている。

令和元年度までに、支援対象とする個別プロジェクトの決定や個別プロジェクトからの報告と支援策の検討を行う場である「産業化研究会」が4回開催されている。

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域主導型自然エネルギー創出支援事業	2,164	10,799	11,077	15,088
自然エネルギー地域発電推進事業	32,396	25,792	176,204	25,408
信州の屋根ソーラー普及事業	—	—	28,566	26,113
地域エネルギー事業者担い手育成事業	389	378	373	380
環境エネルギー分野ビジネス創出事業	—	1,979	264	69
計	34,949	38,947	216,483	67,056

(出典：県提供資料より監査人作成)

③成果指標

本事業について、県は次の成果指標を設定している。

表 成果指標

成果指標	平成 30 年度		令和元年度	
	実績	目標	実績	達成状況
1村1自然エネルギープロジェクト登録件数(累計)	270 件	280 件	285 件	達成
再生可能エネルギー導入量	16,042 TJ	18,591 TJ	16,722 TJ	未達成
【参考指標】 再生可能エネルギー自給率	8.2%	9.5%	8.7%	—
【参考指標】 発電設備容量でみるエネルギー自給率	88.1%	106.4%	98.3%	—

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

①「地域主導型自然エネルギー創出支援事業」の実績がない助成事業について(意見 14)

前述のとおり、地域主導型自然エネルギー創出支援事業においては「エネルギー自立地域」を目指す市町村の事業に対する助成及び地域主導による熱供給・熱利用事業に対する助成の二種類の助成がある。このうち、「エネルギー自立地域」を目指す市町村助成については、平成 28 年度から毎年度予算化されているものの、これまでの助成実績はないとのことであった。

県として引き続き支援していくべき分野であることから、実績につながるよう、県内の市町村に向けてより効果的な周知活動を実施するなど、地域における「エネルギー自立地域」の動きが加速するよう、取り組んでいく必要がある。

②「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の活用度合いへの評価について(意見 15)

県は、「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の活用度合いに関して、その業務の委託先からサイトへのアクセス数に関するデータを入手している。サイトが公開された令和元年6月以降の月別アクセス数は次のとおりである。

表 「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」令和元年度月別アクセス数 (単位: 件)

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
セッション数	775	289	159	166	470	373	5,035	1,833	1,433	761
ページビュー数	3,250	982	524	557	1,774	1,218	18,760	6,096	5,270	2,131

(出典: 県提供資料より監査人作成)

上記のデータを入手しているものの、実際に「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」がどれだけ、またどのように県民に活用されているか、県として当該データの有効な活用がされていない状況がある。

太陽光エネルギーのさらなる利用拡大のため、当該データを有効に活用すること等により「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の今後の活用手法を検討していく必要がある。

③「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」に登録されている専門家の活用状況について(意見 16)

地域エネルギー事業者担い手育成事業において運用されている WEB サイト「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」においては、事業者に対して知識・ノウハウを持つ専門家人材が常時 30 人から 40 人程度掲載されている。しかしながら、本サイトに登録されたことにより各専門家がどれだけ事業者等から接触を受けたか、また、各専門家がどれだけ事業者等を支援したかといった各専門家の活用状況は、現在の本事業の仕組みにおいては、県では把握できるようになっていない。

県から提供を受けた資料によれば、本事業における目的は次のとおりである。

地域主導で自然エネルギーの地域の担い手を育成し、地域自ら自然エネルギー事業を行う地域エネルギー事業者の立ち上げを支援する。

この点、現在の状況では、どれだけ自然エネルギーの地域の担い手が育成されているか、また、どれだけ地域自ら自然エネルギー事業を行う地域エネルギー事業者の立ち上げが支援されているかを把握することができず、事業目的が達成されているかの検証が困難となっている。

本サイトに登録されている専門家の活用状況をフォローするなどして、本事業の目的が達成されているか否かを検証するための情報を収集することなどを加えた新たな仕組み作りが必要である。

なお、県では、今後、「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」を活用しながら、現在の事業内容に加え、登録された専門家と地域をつなぐ自然エネルギーのコーディネート機能を担う中間支援事業を実施する予定とのことであり、効果的な事業実施が望まれる。

④「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」の広報活動について(意見 17)

地域エネルギー事業者担い手育成事業において運用されている WEB サイト「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」への年間訪問者数は、平成 27 年度は 8,000 人を超えたものの、同年度をピークに近年は 3,000 人から 4,000 人程度で推移している。業務委託先からの業務完了報告書によれば、令和元年度の年間訪問者数は、前年度を下回る 2,722 人であった。

県は本事業の成果指標として、本事業の事業期間の最終年度である令和4年度には同 WEB サイトへの年間訪問者数 10,000 人を掲げているものの、上記のような減少傾向にある年間訪問者数の推移に加え、主だった広報活動等も実施していないため、成果指標の達成は困難な状況になりつつある。

県内の想定利用者に向けた積極的な広報活動や、より利便性の高い WEB サイトへのアップデートを行うなど、同 WEB サイトの活用度合いを高めていく施策を実施することが望まれる。

Ⅲ. 水大気環境課水環境係、水質保全係及び水源水道係

監査対象とした事業と結果・意見の有無

水大気環境課水環境係、水質保全係及び水源水道係が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	水環境保全普及啓発事業	1,017	<p>○水環境行政推進事業 水環境保全行政の推進及び水環境保全施策の総合的な企画調整による事業の効果的な推進を図る。</p> <p>○水資源保全対策事業 全国及び地域別の水需給の現状と動向を把握することにより、水資源の開発、保全及び利用に関する総合的な施策の推進に資する。</p>	無	無
2	河川・湖沼等水質保全対策推進事業	95,880	<p>○排出源監視指導事業(水) 工場・事業場からの届出内容等の審査や指導、立入検査等の監視指導及び工場・事業場からの排水の水質検査等を行い、公共用水域等の水質汚濁を防止する。</p> <p>○水質常時監視事業 河川・湖沼等公共用水域の水質の汚濁状況を把握することにより、生活環境の保全を図り、人の健康等に及ぼす被害を未然に防止するとともに、水環境の保全に関する施策の適正な実施に資する。</p> <p>○地下水常時監視事業 県内の地下水の汚染状況等を把握するため、地下水の常時監視を実施する。</p> <p>○湖沼水質保全事業 湖沼水質保全特別措置法による指定湖沼の指定を受けている諏</p>	無	有

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
			訪湖及び野尻湖の水質保全に関する事業。		
3	水道事業監督指導事業	1,805	水道事業者や小規模水道の設置者等に対する指導監督を行うことにより、安心・安全な水道水の供給と事業の適正な経営や維持管理を図る。	無	無
4	水道施設整備促進事業	458,528	<p>○長野県上伊那広域水道用水企業団補助金事業 用水供給事業の経営基盤の強化及び企業償還の負担の軽減を図るため、長野県上伊那広域水道用水企業団へ補助する。</p> <p>○水道施設整備促進事業 水道施設の耐震化、病原性微生物対策、広域的水道整備等を推進することにより、安心安全な水道の安定的な供給を図る。</p> <p>○生活基盤施設耐震化等補助金事業 県内の市町村等が行う水道事業における運営基盤の強化に資する水道施設整備等事業にかかる経費の一部について助成する。</p> <p>○水道水源確保支援事業 長野県治水・利水ダム等検討委員会で調査審議された市町村が実施する水道水源確保に対する助成を行う。</p>	無	無

1. 水環境保全普及啓発事業

(1) 概要

① 事業の概要

水環境保全普及啓発事業には、水環境行政推進事業及び水資源保全対策事業が含まれる。

このうち水環境行政推進事業は、市町村、他の都道府県、国等の連携強化による水環境保全行政の推進及び水環境保全施策の総合的な企画調整による事業の効果的な推進を図ることを目的としている。

水資源保全対策事業は、全国及び地域別の水需給の現状と動向を把握することにより、「全国総合水資源計画」のフォローアップ及び新たな長期計画の策定に必要な基礎資料の集積等、水資源の開発、保全及び利用に関する総合的な施策の推進に資するため、国からの受託により実施する事業である。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
水環境行政推進事業	・環境省主催の水環境関係研修への職員の参加 ・水資源保全地域指定意向の調査
水資源保全対策事業	国からの受託により次の調査を実施し、県内の水道用水等の需要量とともに、河川水の供給可能量、給水制限及び濁水状況等の把握を行う。 ・水需給動態調査 ・雨水・再生水利用施設実態調査

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
水環境行政推進事業	1,115	808	944	960
水資源保全対策事業	336	93	58	57
計	1,451	901	1,002	1,017

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. 河川・湖沼等水質保全対策推進事業

(1)概要

①事業の概要

河川・湖沼等水質保全対策推進事業は、排出源監視指導事業(水)、水質常時監視事業、地下水常時監視事業及び湖沼水質保全事業に区分される。

1)排出源監視指導事業(水)

排出源監視指導事業(水)は、水質汚濁防止法及び公害の防止に関する条例に基づき、工場・事業場からの届出内容等の審査や指導、立入検査等の監視指導及び工場・事業場からの排水の水質検査等を行い、公共用水域等の水質汚濁を防止する事業である。

2)水質常時監視事業

水質常時監視事業は、水質汚濁防止法及び長野県水環境保全条例に基づき、河川・湖沼等公共用水域の水質の汚濁状況を把握することにより、生活環境の保全を図り、人の健康等に及ぼす被害を未然に防止するとともに、水環境の保全に関する施策の適正な実施に資する事業である。主要河川・湖沼常時監視事業及び上流域等水質監視測定事業から構成される。

3)地下水常時監視事業

地下水常時監視事業は、県内の地下水の汚染状況等を把握するため、水質汚濁防止法及び「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」に基づき、地下水の常時監視を行う事業である。

4)湖沼水質保全事業

湖沼水質保全事業は、湖沼水質保全特別措置法の規定による指定湖沼の指定を受けている諏訪湖及び野尻湖の水質保全に関する事業である。諏訪湖については、「人と生き物が共存し、誰もが訪れたくなる諏訪湖」に向けた環境改善を目的として、諏訪湖創生ビジョン推進事業を農政部及び建設部と共同で実施している。野尻湖については、「第5期野尻湖水質保全計画」が平成30年度で終了することから、引き続き野尻湖の水質保全を図るため、第6期野尻湖水質保全計画を策定し、事業を実施している。

②業務内容

表 取組

項目	内容
排出源監視指導事業(水)	・工場・事業場からの届出内容等を審査し、必要な指導を通じて法令等による規制を行う。 ・工場・事業場に立入検査し、法令遵守を確保するほか、排水の検査を行い、公共用水域及び地下水の水質保全を図る。
水質常時監視事業	1)主要河川・湖沼常時監視事業 ・水質汚濁防止法第16条に基づく県下の公共用水域及び地下水の水質測

項目	内容
	<p>定計画策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法第 15 条に基づく環境基準が設定されている主要河川・湖沼の水質測定の実施。測定数は 43 河川 80 地点、15 湖沼 21 地点。(諏訪湖、野尻湖、仁科三湖、釜口水門については県が採水及び測定を実施。それ以外は委託。) <p>2)上流域等水質監視測定事業</p> <p>ゴルフ場や廃棄物処分場等が設置されている河川上流域における金属、農薬等に関する水質測定の実施。測定数は 36 河川 36 地点。(東北信については採水・測定ともに委託。中南信については採水のみ委託し、測定は県が実施。)</p>
地下水常時監視事業	<p>第 7 期地下水質測定計画(平成 28 年度～平成 32 年度)に基づき、次の調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水汚染状況を把握するため、5 ヶ年で県内全域の調査を実施する概況調査。測定数は 35 地点。(採水は県が実施し、測定は委託。) ・すでに汚染の判明している井戸を継続的に監視する継続監視調査。測定数は 4 項目で計 141 検体。
湖沼水質保全事業	<p>1)諏訪湖創生ビジョン推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶存酸素濃度全面測定 ・溶存酸素濃度連続測定 ・プランクトン調査 ・底質性状の分析調査 ・ヒシの除去体験 ・貧酸素・底質改善手法の検証(委託事業) ・貧酸素発生・拡大条件の分析(委託事業) ・諏訪湖環境研究センター(仮称)あり方検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・流入河川水量調査 ・諏訪湖流入河川汚濁負荷実態調査 ・有機物量の調査 ・生態調査 <p>2)第 6 期野尻湖水質保全計画策定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼水質保全特別措置法第 4 条第 1 項に基づく第 6 期野尻湖水質保全計画策定事業を策定するため、外部の有識者による専門委員会、国・県・信濃町による連絡会議、地元住民との地域懇談会を開催する。 ・第 6 期野尻湖水質保全計画に掲げる水質目標を設定するための水質予測事業(委託事業)。

(出典:県提供資料より監査人作成)

湖沼水質保全事業のうち諏訪湖創生ビジョン推進事業は、環境部、農政部及び建設部が共同で実施する事業であり、上表には環境部が実施する事業のみを記載している。

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
排出源監視指導事業(水)	4,602	4,954	5,383	4,980
水質常時監視事業	39,892	44,516	43,909	56,473
地下水常時監視事業	3,166	2,649	2,831	2,798
湖沼水質保全事業	8,547	23,251	22,448	31,629
計	56,207	75,370	74,571	95,880

(出典:県提供資料より監査人作成)

表 内委託料の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
水質常時監視事業	22,465	22,998	23,894	24,228
地下水常時監視事業	2,872	2,384	2,560	2,501
湖沼水質保全事業(諏訪湖創生ビジョン推進事業)	5,530	7,843	4,928	21,854
湖沼水質保全事業(第 6 期野尻湖水質保全計画策定事業)	-	-	4,082	4,180

(出典:県提供資料より監査人作成)

③成果指標

本事業について、県は次の成果指標を設定している。

表 成果指標

成果指標	平成 30 年度	令和元年度	
	実績	目標	実績
河川環境基準(BOD)達成率	98.6%	98.6%	95.8%
湖沼環境基準(COD)達成率	35.7%	46.6%	33.3%

(出典:県提供資料より監査人作成)

河川環境基準(BOD)達成率は、測定地点数に対する環境基準達成地点数の割合で示されている。令和元年度の測定地点数は 71 であり、目標は 70 地点/71 地点=98.6%、実績は 68 地点/71 地点=95.8% となった。

また湖沼環境基準(COD)達成率は、測定湖沼数に対する環境基準達成湖沼数の割合で示されている。令和元年度の測定湖沼数は 15 であり、目標は 7 湖沼/15 湖沼=46.6%、実績は 5 湖沼/15 湖沼=33.3% となった。

(2)監査の結果

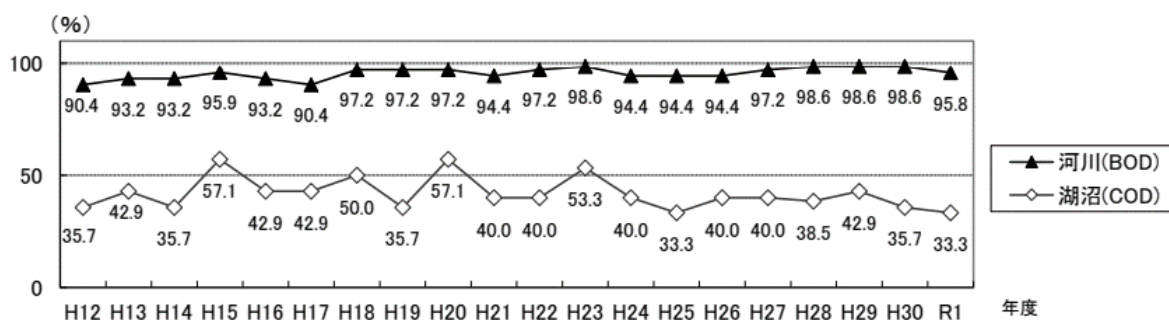
特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 成果指標の設定について(意見 18)

上記(1)③成果指標に記載したように、河川・湖沼等水質保全対策推進事業の成果指標として、河川環境基準(BOD)達成率及び湖沼環境基準(COD)達成率を設定している。これらの推移は次のとおりである。

図 河川環境基準(BOD)達成率及び湖沼環境基準(COD)達成率の推移



(出典: 県ホームページ「河川・湖沼等の水質測定結果」より)

ここで COD (Chemical Oxygen Demand の略称、化学的酸素要求量) とは、有機物による湖沼等の汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。それぞれの湖沼によって環境基準値は異なり、たとえば、長野県内において湖沼水質保全特別措置法による指定湖沼の指定を受けている諏訪湖の場合、COD 環境基準値は 3mg/L 以下、野尻湖の場合は 1mg/L 以下である。

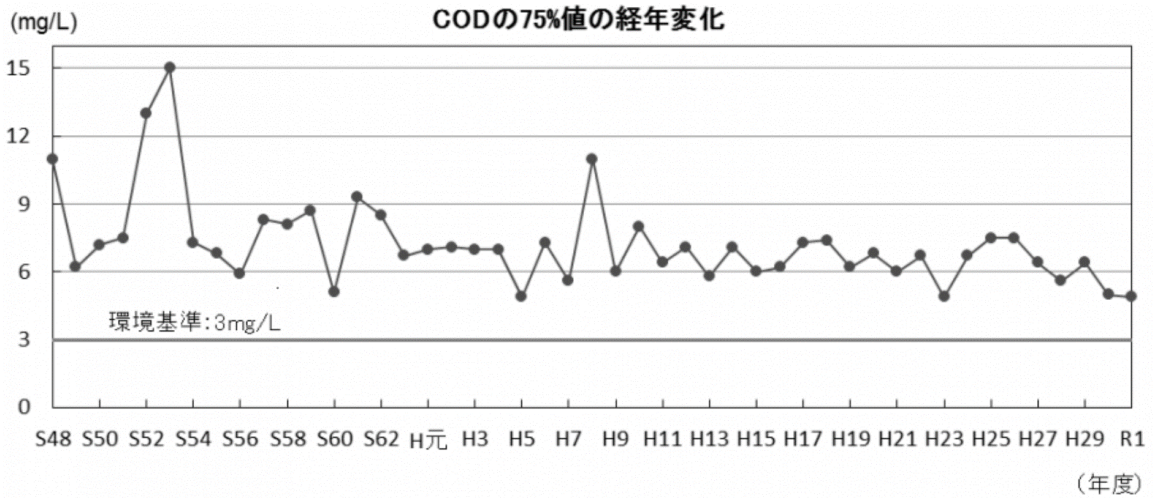
上図を見ると、河川環境基準(BOD)達成率は90%以上の高水準で推移しているのに対して、湖沼環境基準(COD)達成率は50%に届かない年が多く、約20年間で改善傾向にあるとも言いがたい。令和元年度においては河川環境基準(BOD)達成率・湖沼環境基準(COD)達成率いずれも目標よりも実績が下回る結果となった。

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標として定めたものである。望ましい基準である環境基準を達成した河川や湖沼がどれくらいあるのか、という観点から成果指標とすることには一定の意義がある。

環境基準値はそれぞれの河川や湖沼ごとに望ましい基準として設定されているが、特に湖沼における COD 環境基準値は現状からは達成が容易でないケースもある。県は湖沼水質保全事業の実施等によって、環境基準値の達成を目指しているところではあるが、測定湖沼数に対する COD 環境基準達成湖沼数の割合は50%にも満たない年が続いてしまっている。

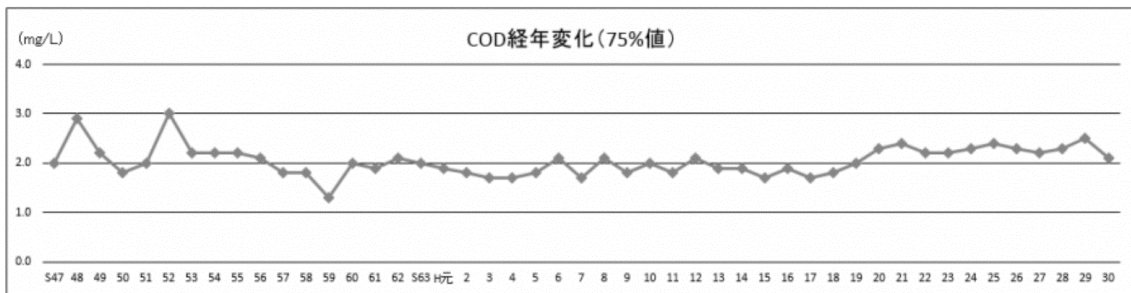
一方で、それぞれの湖沼においては長期的には COD が改善し「きれいになった」と評価されるようになっている。たとえば、湖沼水質保全特別措置法の規定による指定湖沼の指定を受けている諏訪湖における COD の経年変化をみると、環境基準値の 3 mg/L には届かないものの長期的に改善傾向にあるといえる。同様に指定湖沼の指定を受けている野尻湖においては、COD 環境基準値が 1 mg/L と低く設定されているために達成できていないものの、長期的に安定し、比較的低い水準で推移しているといえる。

図 諏訪湖における COD の経年変化



(出典: 県ホームページ「諏訪湖浄化に関するページ」より)

図 野尻湖における COD の経年変化



環境基準点 (2地点) の最高値

(出典: 県ホームページ「野尻湖の水質保全について」より)

また、長野県においては「透明度」という独自の指標を用いて水質を評価することに取り組んでいる。

透明度は、住民にわかりやすく身近な指標であるとして、第7期諏訪湖水質保全計画や第6期野尻湖水質保全計画においても、達成すべき目標のひとつとして透明度の目標値を設定している。環境省のほか滋賀県、茨城県、長野県、鳥取県、島根県、千葉県を担当で開催している湖沼水質保全に関する自治体連携の担当者会議においても、長野県は水質保全計画において透明度を指標に設定している旨を発信しているところである。CODよりもわかりやすく、湖沼の様子を具体的にイメージできる指標として、透明度を事業の成果指標としても活用することができれば、県が実施する事業の成果がより適切に、よりわかりやすく示されることが考えられる。

表 諏訪湖における透明度の目標値

(透明度の目標値)

項 目		目標値	現状 (平成28年度)	第6期湖沼計画期間 変動幅 (平成24～28年度)
透明度	年平均値	1.3m以上	1.2～1.3m 〔湖心：1.3m 初島西：1.2m 塚間川沖200m：1.3m〕	0.88～1.5m 〔湖心：0.98～1.5m 初島西：0.88～1.3m 塚間川沖200m：1.0～1.4m〕

※COD等の環境基準点の湖内3地点（湖心、初島西、塚間川沖200m）それぞれで透明度の年平均値を算出し、全ての地点で目標値を上回った場合に目標を達成したこととする。

※初島西、塚間川沖200mで全透（透明度＝全水深）となった場合には、湖心の透明度とその地点の全水深のうち大きい方をその地点の透明度として採用する。

(出典:「諏訪湖に係る第7期湖沼水質保全計画」より)

表 野尻湖における透明度の目標値

(身近な水質指標)

項 目		現 状 (平成30年度)	計画期間内に 達成すべき目標 (令和5年度)	環境基準
湖 心 透 明 度	年平均値 (m)	6.2 【6.4】	6.5	—

(注1) 【 】内は、過去5年間の平均値

(注2) 計画期間内に達成すべき目標は、第5期計画と同じ値に設定

(出典:「野尻湖に係る湖沼水質保全計画(第6期)」より)

現在の成果指標である環境基準達成率を行政上の目標のひとつとしながらも、特に湖沼に関する各年度の事業の成果指標は、湖沼ごとのCOD改善状況がわかる指標や、県が独自に設定している透明度に関する指標を測定可能な湖沼に設定するなど、県が実施する事業の成果が適切に評価され、県民にわかりやすいものとなるよう検討することが望まれる。

3. 水道事業監督指導事業

(1) 概要

① 事業の概要

水道事業者や小規模水道の設置者等に対する指導監督を行うことにより、安心・安全な水道水の供給と事業の適正な経営や維持管理を図ることを目的とする事業である。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
水道施設等立入検査、指導、水質検査	水道法、小規模水道維持管理指導要綱及び飲用井戸等衛生対策要領に基づき、水道事業者等に対し原則として年1回立入検査を行い、管理不良が著しい場合には水質検査を実施する等、必要な指導監督を行う。
水道研修会の開催	長野県水道協議会との共催により、下記の内容に関する研修会を開催。 ・水道事務及び技術：水道法、補助制度及び水質等水道技術についての周知・徹底 ・水道危機管理：水道施設の被災等危機管理に対する啓発及び知識の習得

(出典：県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
水道事業監督指導事業	5,169	1,889	1,699	1,805

(出典：県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

4. 水道施設整備促進事業

(1) 概要

① 事業の概要

水道施設整備促進事業は、長野県上伊那広域水道用水企業団補助金事業、水道施設整備促進事業、生活基盤施設耐震化等補助金事業、水道水源確保支援事業に区分される。

1) 長野県上伊那広域水道用水企業団補助金事業

長野県上伊那広域水道用水企業団補助金事業は、用水供給事業の経営基盤の強化及び企業債償還の負担の軽減を図るため、「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」に基づき、長野県上伊那広域水道用水企業団(以下「企業団」という。)へ県が補助する事業である。

企業団が行う水道水源開発施設整備事業及び水道広域化施設整備事業に対する県の補助は、平成 2 年度以降は事業費の 1/3 が認められているが、平成元年度以前は 1/10 であったこと、また昭和 55 年度以前は制度がなかったことから、この間に企業団が発行した企業債の元利償還に対して県が補助を行うことが認められたものである。なお、当該事業は令和元年度をもって終了となった。

2) 水道施設整備促進事業

水道施設整備促進事業は、水道施設の耐震化、病原性微生物対策、広域的水道整備等を推進することにより、安心安全な水道の安定的な供給を図り、もって県民の生活環境の向上と社会経済の発展に寄与する事業である。

3) 生活基盤施設耐震化等補助金事業

生活基盤施設耐震化等補助金事業は、生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱(国)及び生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱(県)に基づき、県内の市町村等(一部事務組合を含む。)が行う水道事業における、水道施設の耐震化や事業統合・経営の一体化などの運営基盤の強化に資する水道施設整備等事業にかかる経費の一部について助成する事業である。同様の事業は国から市町村に直接交付される水道施設整備費国庫補助金として行われてきたが、このうち一部の事業が県経由の間接交付に変わったことにより、平成 28 年度から生活基盤施設耐震化等補助金事業として予算計上しているものである。当該事業により、水道事業者等による水道施設の耐震化や運営基盤強化等の施策が推進され、また、県民生活に不可欠な飲用水の安定的な供給が確保される。

4) 水道水源確保支援事業

水道水源確保支援事業は、市町村における水道水源確保を支援するため、市町村に対する助成等を行う事業である。具体的には、長野県治水・利水ダム等検討委員会条例に基づき設置された委員会での調査審議された市町村が実施する新規水源の調査、新規水源の確保及び新規水源の導水に必要な施設設置に関する事業に要する経費に対して補助するものである。平成 30 年度までに対象の 9 河川のうち 8 河川が対応済みであり、残る 1 河川は関連するダム事業の方針が未決定である。このことから、令和元年度においては本事業の実施方針が決まらず、事業は実施されなかった。

②業務内容

表 取組

項目	内容
長野県上伊那広域水道用水企業団補助金事業	「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」に基づき、国庫補助対象となった水道水源開発施設及び水道広域化施設に係る平成元年度以前の企業債元利償還金に対する繰出金基準額のうち、県の繰出相当額について補助する。繰出割合は、長野県 38.70%、伊那市 27.45%、駒ヶ根市 11.52%、箕輪町 10.99%、南箕輪村 7.20%、宮田村 4.14%となっている。
水道施設整備促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が行う水道施設整備の指導及び水源開発、広域的水道事業等への助成 ・水道の広域的整備の促進及び共同検査体制の整備・促進 ・簡易給水施設の災害復旧事業への助成 ・助成事業の適正実施に係る指導監督
生活基盤施設耐震化等補助金事業	<p>県企業局、市町村、一部事務組合等の公営水道事業者に対し、次の交付対象事業について補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設等耐震化事業 ・水道事業運営基盤強化推進等事業 ・官民連携等基盤強化推進事業 ・水道事業におけるIoT活用推進モデル事業
水道水源確保支援事業	水道水源の確保の支援:ダムによる水道利水を中止した地域における新規水道水源確保に対して助成する。

(出典:県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
長野県上伊那広域水道用水企業団補助金事業	45,385	31,119	15,974	8,585
水道施設整備促進事業	571	614	570	536
生活基盤施設耐震化等補助金事業	477,051	114,178	500,228	449,407
水道水源確保支援事業	2,790	2,500	12,102	-
計	525,797	148,411	528,874	458,528

(出典:県提供資料より監査人作成)

生活基盤施設耐震化等補助金事業については、平成 29 年度において翌年度への繰越が発生したため、一時的に事業費が減少している。

また、水道水源確保支援事業については、①事業の概要に記載のとおり、令和元年度においては実施されなかった。

③成果指標

本事業について、県は次の成果指標を設定している。

表 成果指標

成果指標	平成 30 年度	令和元年度	
	実績	目標	実績
水道事業における管路耐震化事業の達成率	55.8%	74.0%	87.4%

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

IV. 水大気環境課大気保全係

監査対象とした事業と結果・意見の有無

水大気環境課大気保全係が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	環境保全活動等推進事業	333	公害に係る被害について、あつせん、調停又は仲裁の申請があった場合、調停委員会を開催する。	無	無
2	大気常時監視事業	61,392	<ul style="list-style-type: none"> ・排出源監視指導事業(大気) ・大気常時監視事業 ・有害大気汚染物質監視事業 ・酸性雨対策事業 	無	無
3	騒音・振動・悪臭対策事業	9,376	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音環境基準類型指定事業 ・北陸新幹線騒音・振動対策事業 ・自動車騒音常時監視事業 ・悪臭対策事業 ・騒音計・振動計等の管理 ・リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準地域累型指定事業 ・航空機騒音測定調査委託事業 	無	有
4	化学物質対策事業	7,334	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策事業 ・化学物質環境実態調査事業 	無	無

1. 環境保全活動等推進事業

(1) 概要

① 事業の概要

公害紛争を迅速・適正に解決するため、公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、都道府県に公害審査委員を置くこととされている。

公害に係る被害について、あっせん、調停又は仲裁の申請があった場合、知事が公害審査委員候補者名簿に登録されている者のうちから指名した委員(1事件について3名)が、調停委員会を構成し、手続きを進めている。

当該事業は、長野県ホームページに「公害苦情・紛争処理制度について」として県民に周知している。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
公害紛争処理調停委員会の運営	公害に係る被害について、あっせん、調停又は仲裁の申請があった場合、調停委員会を開催する。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 最近年度の案件数及び委員会等開催数(回)の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
案件数	2	3	1	0
開催回数	2	3	4	1

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公害紛争処理調停委員会の運営	155	326	405	333

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. 大気常時監視事業

(1) 概要

① 事業の概要

大気汚染防止法等に基づく工場・事業場の届出内容の審査や指導、立入検査時の監視指導及びばい煙等の調査を行い、大気環境の保全を図る。県内の市街地などの一般環境や道路周辺等の大気汚染物質を測定し、良好な大気の保全を図るとともに、人への健康影響の未然防止を図る。また、県下における酸性雨の地域的な差異及び季節的・経年的な動向を調査することにより、県下で観測される酸性雨の特性を把握するものである。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
排出源監視指導事業(大気)	大気汚染防止法等に基づく工場・事業場の届出内容の審査や指導、立入検査時の監視指導及びばい煙等の調査を行い、大気環境の保全を図る。
大気常時監視事業	県下の二酸化硫黄等大気汚染物質の測定、注意報等の発令及びデータの公表
有害大気汚染物質監視事業	県下のベンゼン等有害大気汚染物質の測定及びデータの公表
酸性雨対策事業	環境省からの委託による国設八方尾根酸性雨測定所の管理運営他

(出典: 県提供資料より監査人作成)

1) 排出源監視指導事業(大気)

大手製紙工場等における排出基準超過やばい煙測定データの改ざんなど、過去に大気汚染防止法に違反する事例が相次ぎ、平成 22 年度には適正管理違反に対する罰則を強化するなど大気汚染防止法の一部改正がおこなわれ、工場・事業場に対する監視指導の強化が必要とされており、下記の事業を実施している。

当該事業については、長野県ホームページに「〇年度大気関係の監視指導等の状況」として県民に周知している。

表 業務内容

項目	内容
工場・事業場のばい煙等の測定	ばい煙発生施設から排出されるばい煙の排出基準の適合性の調査(大気汚染防止法第 26 条)
VOC 排出測定	VOC 排出施設から排出される VOC の排出基準の適合状況の調査(大気汚染防止法第 17 条の 11)
指定物質測定	指定物質排出施設から排出されるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排出基準の適合状況を調査する(大気汚染防止法附則第 10 項)。
アスベスト環境対策推進	事業者周辺アスベスト濃度調査、含有検査を行い適正なアスベスト処理がされているか確認する。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

2) 大気常時監視事業

大気常時監視は法定受託事務であり、大気汚染防止法第 22 条に基づき県は大気の状態を常時監視し環境大臣に報告しなければならない、また、高濃度の大気汚染物質が観測された際は大気汚染防止法第 23 条に基づき注意報の発令等により県民の健康を保護しなければならないとされている。そこで県下各地の大気測定局に設置した自動測定機により、大気汚染の状態を測定し、測定結果を 1 時間毎オンラインシステムにより、収集し、長野県ホームページに「長野県の大気状況」として県民に周知している。また、微小粒子状物質(PM2.5)については、自動測定機による質量濃度測定のほか、その成分組成を分析している。

大気測定局は、一般環境大気測定局(合同庁舎等に設置)12 局、自動車排出ガス測定局(交通量の多い交差点脇等に設置)5 局、移動コンテナ局 2 局、大気環境測定車 1 台となっており、長野県環境保全研究所及び地域振興局が一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局、移動コンテナ局及び大気環境測定車の運用を次表のとおり行っている。

表 測定局区分及び概要

測定局区分	概要
一般環境大気測定局	12 局で常時監視を実施している。ブロック別では、東信 3 局、諏訪 1 局、伊那 2 局、木曾 1 局、中信 2 局、北信 3 局となっており、これとは別に長野市が 4 局で常時監視を実施している。測定項目は二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、光化学オキシダント、メタン、非メタン炭化水素、微小粒子状物質、風向、風速、気温、湿度、日射量及び紫外線量(UV-A,UV-B)の 15 項目。
自動車排出ガス測定局	5 局で常時監視を実施している。ブロック別では、東信 1 局、諏訪 1 局、伊那 1 局、中信 1 局、北信 1 局となっており、これとは別に長野市が 2 局で常時監視を実施している。測定項目は浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化炭素、微小粒子状物質、風向、及び風速の 7 項目。
移動コンテナ局	自動車排出ガスによる大気汚染の状況や光化学オキシダントの調査のため、主要な交差点などの道路周辺や光化学オキシダントが高濃度となる地域等で、おおむね 2 年毎場所を移動しながら測定を行っている。現在 2 箇所浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、光化学オキシダントなどの項目を測定している。
大気環境測定車	公害苦情や自動車排出ガスによる大気汚染の状況等を調査することができる測定機器を搭載した車(通称「あおぞら 4 号」)を県内各地に移動し、固定局のない地域などで大気の測定をしている。測定項目は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、光化学オキシダント、メタン、非メタン炭化水素、一酸化炭素、二酸化炭素、風向、風速、気温、湿度及び全日射量の 15 項目。

(出典:県ホームページより監査人作成)

3) 有害大気汚染物質監視事業

有害大気汚染物質の常時監視は、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の常時監視に関する事務の処理基準に定められた法定受託事務である。

有害大気汚染物質とは、大気汚染防止法第 2 条第 15 項において継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるものである。特に健康リスクがある程度高いと考えられる 22 物質は優先取組物質として選定され測定が義務付けられている。また、有害大気汚染物質から除かれている水銀についても引き続き監視を実施する必要があることから従来通り測定を行っている。

測定実施地点は、①松本・②上田・③諏訪・④伊那(以上、全国標準監視地点(一般環境))、⑤松本渚交差点(地域特設監視地点(沿道))、⑥岡谷(地域特設監視地点(発生源周辺))及び⑦環境保全研究所(地域特設監視地点(一般環境))の計 7 か所となっており、毎月 1 回測定している。

表 測定対象物質他

測定対象物質	優先取組物質					水銀
	VOCs (ベンゼン等)	金属 (水銀以外)	アルデヒド類	酸化エチレン	ベンゾピレン	
測定頻度	年 12 回					
測定実施地点	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	① ② ③ ④	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④

(出典: 県提供資料より監査人作成)

4) 酸性雨対策事業

酸性雨は全国的に深刻な問題であり、森林等自然環境への影響も懸念されているため、県においても雨水の酸性度は多くの県民が懸念している。雨水の酸性度を把握するためには、毎月の測定とともに経年変化を把握するための継続した測定が必要不可欠であり、下記の事業を実施している。

当該事業については、長野県ホームページに「酸性雨とは」として県民に周知している。

表 業務内容

項目	内容
国設酸性雨測定所管理運営	環境省より委託された事業であり、国設八方尾根酸性雨測定所の機器整備、データ収集、データ処理等の管理を行い、環境省に報告を行っている。
酸性雨モニタリング調査	環境省より委託された事業であり、双子池(佐久穂町)の水質調査、気象情報・人的影響等のデータ収集を行い、環境省に報告を行っている。
酸性雨調査	県内4か所の酸性雨の状況を調査し長野県ホームページに月毎に公開

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
排出源監視指導事業(大気)	6,089	3,878	2,965	2,399
大気常時監視事業	36,805	41,795	41,506	46,341
有害大気汚染物質監視事業	7,389	3,262	2,993	3,089
酸性雨対策事業	7,843	9,111	9,137	9,563
計	58,126	58,046	56,601	61,392

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 内委託料の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
大気常時監視事業-自動測定器の保守点検委託	7,092	5,861	5,718	7,452
酸性雨対策事業-機器点検	3,495	3,481	3,429	3,739

(出典: 県提供資料より監査人作成)

大気常時監視事業-自動測定器の保守点検業務については、一般競争入札又は随意契約により業務を外部に委託している。酸性雨対策事業-機器点検の委託については専門の知識・技術を有する業者が行う必要があり、随意契約としている。

③成果指標

本事業について、県は次の成果指標を設定している。

表 成果指標

成果指標	平成 30 年度	令和元年度	
	実績	目標	実績
大気環境基準達成状況(光化学オキシダントを除く)	100.0%	100.0%	100.0%
昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率	94.3%	94.3%	94.2%

(出典: 県提供資料より監査人作成)

大気環境基準達成状況(光化学オキシダントを除く)については100%達成しているが、光化学オキシダントについては全局環境基準未達成のため、成果指標として昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率を指標とし、実績を集計している。

昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率は評価の対象となる昼間(5～20時)の総測定時間のうち、環境基準(1時間値が0.06ppm以下)を達成している時間の割合である。環境基準未達成ではあるが、健康被害を防止するため県知事が発令する「光化学オキシダント注意報」などについては県内では平成20年5月23日に佐久地域で県内初めて県知事が発令したが、これ以降は発令する状況はない。なお、県は発令に備えて「長野県光化学オキシダント緊急時対策要綱」を整備している。

県内の「光化学オキシダント注意報」など発令状況は長野県ホームページに「長野県の光化学オキシダント対策」として県民に周知している。

表 光化学オキシダント注意報など

区分	発令基準
注意報	測定点において、オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象状況からみてその濃度が継続すると認められるとき。
警報	測定点において、オキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象状況からみてその濃度が継続すると認められるとき。
重大警報	測定点において、オキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象状況からみてその濃度が継続すると認められるとき。

(出典: 県ホームページより監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

3. 騒音・振動・悪臭対策事業

(1) 概要

① 事業の概要

環境基本法に基づく環境基準、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制基準については、市以外は知事が適用される地域を定めることとされている。また、環境基準を定める際の基礎調査や、規制地域内で基準が達成されているかの調査を実施し、県民の生活を保全とすることを目的とした事業である。

事業実施の結果、県内の環境基準等の達成状況等を把握することにより苦情対応に活用でき、もって、県民の生活環境の保全が期待し得る。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
騒音環境基準類型指定事業	環境基準指定の基礎調査
北陸新幹線騒音・振動対策事業	新幹線鉄道騒音・振動の調査測定、及び北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定見直し
自動車騒音常時監視事業	自動車騒音の常時監視
悪臭対策事業	施設調査・講習会の開催
騒音計・振動計等の管理	機器の検定等・機器の整備
リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準地域類型指定事業	リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準類型当てはめ方針の検討
航空機騒音測定調査委託事業	信州まつもと空港周辺での航空機騒音状況調査

(出典: 県提供資料より監査人作成)

1) 北陸新幹線騒音・振動対策事業

騒音・振動から県民の健康を守り、生活環境を保全するための基本となる施策として、新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況を把握するため、北陸新幹線鉄道の騒音・振動の調査測定については県が直接実施し、北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定(※)の見直しについては委託をしている。なお、測定及び評価方法は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」及び「新幹線鉄道騒音・評価マニュアル」に基づいて行っている。

測定結果は長野県ホームページで公開している。また、県は必要に応じ北陸新幹線の施設管理者へ改善を求めることとしている。

※ 類型指定とは

環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として類型に応じた基準値が国により定められている。知事は住宅の立地状況その他土地利用の実績を勘案して、各類型を当てはめる地域を指定し、概ね5年毎に見直している。

表 令和元年度環境基準等の達成状況

()内は平成 30 年度の数値

項目	基準値	区分	達成状況		
			測定地点数	達成地点数	達成率
騒音	I 類型 70dB ※1	長野駅以南	14(14)	9(10)	64.3%(71.4%)
		長野駅以北	4(4)	3(2)	75.0%(50.0%)
		小計	18(18)	12(12)	66.7%(66.7%)
	II 類型 75dB ※1	長野駅以南	-(-)	-(-)	-(-)
		長野駅以北	-(-)	-(-)	-(-)
		小計	-(-)	-(-)	-(-)
合計		18(18)	12(12)	66.7%(66.7%)	
振動	70dB ※2	長野駅以南	14(14)	14(14)	100.0%(100.0%)
		長野駅以北	4(4)	4(4)	100.0%(100.0%)
		合計	18(18)	18(18)	100.0%(100.0%)

※1 騒音の基準値は環境基準値

I 類型: 主として住居の用に供される地域

II 類型: 商工業の用に供される地域等 I 類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要のある地域。II 類型は達成済みのため I 類型のみ測定している。

※2 振動の基準値は環境省通知による新幹線振動対策に係る指針値

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 達成率の推移

(単位: 地点)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
達成地点数	9/18	12/18	12/18	12/18
達成率	50.0%	66.7%	66.7%	66.7%

(出典: 県提供資料より監査人作成)

2) 自動車騒音常時監視事業

騒音から県民の健康を守り、生活環境を保全するための基本となる施策として、騒音規制法第 18 条第 1 項に基づき面的評価により環境基準の達成状況を把握するため、環境基準の指定がある町村(市は各々単独で実施)につき、自動車騒音の測定については県が直接実施し、騒音測定結果に基づく面的評価(※)については委託をしている。測定結果は市の測定結果を含め長野県ホームページで公開している。

なお、調査方法は、「騒音に係る環境基準について」、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」及び「自動車騒音常時監視マニュアル」に定めるところによっている。

※面的評価とは

幹線道路に面した地域で騒音に係る環境基準をどの程度達成しているかを示す、自動車騒音の評価方法。

3) 航空機騒音測定調査委託事業

信州まつもと空港周辺での航空機騒音状況の調査業務であるが、令和元年度には国の予算により測定を実施したが毎年実施している事業ではない。測定結果は地元自治会に向けた説明会において報告をしている。

表 事業費の推移 (単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
騒音環境基準類型指定事業	192	190	293	260
北陸新幹線騒音・振動対策事業	61	61	71	4,862
自動車騒音常時監視事業	981	1,153	1,190	1,396
悪臭対策事業	159	157	179	177
騒音計・振動計等の管理	1,523	482	520	360
リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準地域累型指定事業	0	0	0	79
航空機騒音測定調査委託事業	0	0	0	2,243
計	2,916	2,043	2,253	9,376

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 内委託料の推移 (単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
北陸新幹線騒音・振動対策事業	0	0	0	4,620
自動車騒音常時監視事業	853	1,026	1,048	880
航空機騒音測定業務	0	0	0	2,200

(出典: 県提供資料より監査人作成)

北陸新幹線騒音・振動対策事業の環境基準の地域類型指定見直し、自動車騒音常時監視事業の騒音測定結果の面的評価及び航空機騒音測定業務の航空機騒音測定調査については、各々一般競争入札により業務を外部に委託している。

③ 成果指標

本事業について、県は次の成果指標を設定している。

表 成果指標

成果指標	平成 30 年度	令和元年度	
	実績	目標	実績
北陸新幹線鉄道騒音環境基準達成率	66.7%	68.9%	66.7%
自動車騒音環境基準達成率	95.3%	95.2%	95.6%

(出典: 県提供資料より監査人作成)

北陸新幹線鉄道騒音環境基準達成率の実績は、「表 令和元年度環境基準等の達成状況」に記載した「達成率」である。また目標については令和4年度達成目標率を72.2%（達成地点数13/測定地点数18）としており、それに向けて毎年同じ水準で達成すると仮定し毎年の達成目標を算出している。

自動車騒音環境基準達成率の実績は、県が実施した町・村の測定対象の住宅等戸数及び市が単独で実施した住宅等戸数のうち、昼夜とも環境基準値以下の戸数の割合としている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

①「事業改善シート」における北陸新幹線騒音・振動対策事業に係る成果指標について(意見 19)

北陸新幹線騒音・振動対策事業における令和元年度の北陸新幹線騒音に関する成果指標すなわち達成状況の実績については、騒音環境基準達成率66.7%（達成地点数12/測定地点数18）としている。一方、実績に対する令和元年度の目標の騒音環境基準達成率は、令和4年度達成目標率72.2%（達成地点数13/測定地点数18）に向けて算出した68.9%としており、結果として「事業改善シート」の「指標及び達成状況」は未達となっている。

県は騒音環境基準達成率が未達の測定地点があることについて、必要に応じ北陸新幹線の施設管理者等へ改善を求めることとしていることから、令和元年度には北陸新幹線の運営主体、北陸新幹線の所有主体及び関連省庁に対し、効果的な騒音防止対策を講じることについて打合せを行っている。

騒音に関する達成状況の実績を長野県ホームページ、測定結果を取りまとめた「大気汚染等測定結果」等により継続して開示することは、県民に北陸新幹線騒音の実態を周知するということから有意義である。

しかし、県が直接北陸新幹線を運行する、又は騒音工事するなどの騒音防止対策を実施することはできないことから、北陸新幹線騒音・振動対策事業における騒音に関する成果指標の達成状況は、騒音環境基準達成率とするよりも、未達の測定地点があった場合の関連機関との打合せ、働きかけの実施状況とするほうが望ましい。

②自動車騒音常時監視事業における今後の事業展開について(意見 20)

自動車騒音常時監視事業における自動車騒音の測定については、環境基準の指定がある町村について、県は自動車騒音の測定を実施している。また、県の実施結果及び市の単独の実施結果を合わせた自動車騒音の調査全体について長野県ホームページ、測定結果を取りまとめた「大気汚染等測定結果」等により継続して開示している。

継続的な調査結果の開示は県民に自動車騒音の実態を周知するということから有意義であるが、さらに、環境基準未達成の場合における各々の市町村の取組等の情報を収集し、とりまとめ、市町村に情報提供することが可能となれば、今後の自動車騒音常時監視事業の目的達成のために望ましい。

4. 化学物質対策事業

(1) 概要

① 事業の概要

ダイオキシン類について排出抑制、環境調査及び県民への情報提供を推進し、良好な生活環境を確保する。また、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境実態調査を行うとともに、事業者の自主管理を推進し、化学物質の排出抑制を図るものである。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
ダイオキシン類対策事業	大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視
化学物質環境実態調査事業	環境省からの委託による各種調査の実施

(出典: 県提供資料より監査人作成)

1) ダイオキシン類対策事業

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出抑制、環境調査及び県民への情報提供を推進し、ダイオキシン類に対する県民の不安を解消し、良好な生活環境を確保することを目的とする。

当該事業は、長野県ホームページに「長野県のダイオキシン類対策」として県民に周知している。

ダイオキシン類の常時監視の結果は環境大臣に報告される。ダイオキシンの検査業務については業務の採算を考慮し、一般競争入札により業務を外部に委託している。なお、令和元年度の調査数は下記 46 検体となっている。

表 監視検体

調査名	調査対象	調査数
常時監視(市街地等の継続調査)	大気・土壌・水質・底質・地下水	26 検体
廃棄物処理施設等周辺調査(住民苦情発生や管理不備の施設)	大気・土壌	11 検体
排出ガス調査(苦情の多い施設)	ばい煙	5 検体
監視指導に伴う調査	水質等	4 検体
検体数合計		46 検体

(出典: 県提供資料より監査人作成)

2) 化学物質環境実態調査事業

化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、状況を早期に把握し環境保全策に資することを目的とし、環境省からの委託を受け次の調査を実施している。

表 事業内容

項目	内容
化学物質分析法開発調査	分析方法が確立していない物質についての分析法の開発を行い、環境調査に活用する。
初期環境調査	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」におけ

項目	内容
	る指定化学物質の指定について検討が必要とされる物質等の環境残留性を把握する。
詳細環境調査	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)における特定化学物質及び監視化学物質等の環境残留性を把握する。
モニタリング調査	「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の対象物質等及び化審法の規制対象物質のうち、環境残留性の高い物質の環境残留実態を経年調査する。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ダイオキシン類対策事業	4,923	4,453	4,421	4,448
化学物質環境実態調査事業	2,342	2,886	2,822	2,886
計	7,265	7,339	7,243	7,334

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 内委託料の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ダイオキシン類対策事業	4,396	4,453	4,422	4,448

(出典: 県提供資料より監査人作成)

③成果指標

本事業について、県は次の成果指標を設定している。

表 成果指標

成果指標	平成 30 年度	令和元年度	
	実績	目標	実績
ダイオキシン類環境基準達成率	100.0%	100.0%	100.0%

(出典: 県提供資料より監査人作成)

大気については平成 10 年度からダイオキシン類の調査を実施しており、平成 11 年度に大町局で環境基準を超えたが、その後は全ての調査地点で環境基準を達成している。

土壌については平成 11 年度からダイオキシン類の調査を実施しており、これまですべての調査地点で環境基準を達成している。

水質については平成 11 年度から河川・湖沼及び地下水類の調査を実施しており、これまですべての調査地点で環境基準を達成している。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

V. 自然保護課

監査対象とした事業と結果・意見の有無

自然保護課が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	人と生きものパートナーシップ推進事業	1,323	厳しい状況に置かれている希少種やその生育環境など信州の生物多様性を守るため、企業や学校などより多くの主体を地域の保全活動に呼び込むとともに、必要な緊急保全対策を協働により実施する。	無	有
2	希少種戦略構築事業	5,968	絶滅の危機に瀕する希少野生動植物の保護対策を推進するため、希少野生動植物保護条例に基づく保護対策を実施し、効果的な保護活動を推進すること、及び絶滅の危険度が高まったライチョウの保護に必要な取組を緊急的に実施し、戦略の構築により種の安定的な存続を目指す。	無	無
3	外来生物戦略構築事業	5,442	信州の豊かな生態系を維持・回復するため、特に生態系に与える影響の大きい外来生物を中心に現状把握と分析を実施して対策方針を策定するとともに、新たな駆除技術開発や駆除事例づくりを通じ、地域が取り組む外来生物対策の戦略的な展開を目指す。	無	有
4	自然探勝会事業	556	自発的に高原等を散策する機会が少ない介助者を必要とする障害のある方に、自然観察インストラクター等による自然観察会を行うことで、自然にふれあえる機会を提供し、自然に対する理解を深める。	無	有

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
5	自然保護センター整備・運営事業	10,716	霧ヶ峰、乗鞍、美ヶ原及び志賀高原という長野県を代表する山岳高原リゾート地域に設置された自然保護センターが担うべき、次に掲げる機能の強化充実を図る。	無	無
6	信州ネイチャーセンター構築事業	9,848	自然保護センターの従来機能に加え、エコツーリズムの拠点として自然体験機能を付加することにより、自然環境の保全や環境教育への寄与が期待されるだけでなく、観光振興への寄与・雇用の創出を通じた地域振興へ寄与する。	無	有
7	魅力ある自然公園づくり事業	7,250	県内の美しい自然環境を次の世代に継承し、地域の貴重な自然資本としての有効活用を図るため、県立自然公園や自然環境保全地域等の活用方策を検討するとともに、地域住民等関係者が協働で環境保全を図りつつ利用促進に向けた取組を推進する。	無	有
8	国立公園等自然環境保全対策事業	592	自然公園の適正な維持管理を行うことで、自然環境の保全及び適正な公園利用に資する。	無	無
9	自然保護レンジャー事業	546	自然公園利用者が快適に自然とふれあえる場所となれるよう、利用者に対する利用マナーの普及啓発、情報提供及び公園内の美化清掃を行うボランティアであり、自然公園の保護及び適正な利用の推進を図る。	無	有
10	自然公園施設等整備事業	21,285	国立公園・国立公園及び長距離自然歩道関連の県有施設について、適切な施設整備を行い、利用者の安全性・利便性を確保する。	無	有

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
11	自然環境整備支援事業	66,073	県内の国立公園、国定公園及び中部北陸自然歩道の整備を効果的に推進し、自然環境の保全や受入れ環境の整備を図るため、市町村等が実施する事業を支援し、自然環境の保全等に資する施設整備を行う。	有	有
12	県立自然公園整備支援事業	17,472	県立自然公園において、自然環境の保全を図るとともに、公園利用増進及び自然とのふれあいを推進するため、自然環境の保全に資する施設整備を行う市町村及び民間事業者等を支援する。	無	有
13	民間との協働による山岳環境保全事業	15,413	県民共有の財産である長野県の山岳の環境保全を図るため、民間事業者等からの寄付金を活用し、山岳環境保全施設の整備を進める。	有	有
14	登山道等緊急整備支援事業	39,749	世界水準の山岳高原観光地づくりを進めるため、県が策定した「山岳の環境保全及び適正利用の方針」に基づき、持続可能な登山道整備等をさらに推進していくこと、山域の将来像に応じて実施する登山道等の整備を進めるため、山域の代表者による「長野県山岳環境連絡会」を開催し、山域ごとの取組や課題等の対策及び共有を図る。	有	有

1. 人と生きものパートナーシップ推進事業

(1) 概要

① 事業の概要

本事業の目的は、厳しい状況に置かれている希少種やその生育環境など信州の生物多様性を守るため、企業や学校などより多くの主体を地域の保全活動に呼び込むとともに、必要な緊急保全対策を協働により実施することにある。

本事業の現状と課題は次の4点である。

- ・農林業衰退や過疎化等に伴う里山への人の関与の低下と荒廃
- ・守るべき種の多さに対し、保全活動を支える市民団体は人的・資金的に脆弱
- ・明らかとなった保全上の課題に対応した緊急的な保護増殖作業等の実施
- ・保全活動を社会全体で支える新たな仕組みへの移行(保全活動の質的転換)

② 業務内容

本事業は、生物多様性保全体制構築事業及びホットスポット保全対策事業の2つの事業が実施されている。

1) 生物多様性保全体制構築事業

生物多様性保全体制構築事業は、生物多様性保全に興味を持つ様々な主体を保全活動に呼び込む事業である。具体的には、保全活動に対して資金提供を行う企業を掘り起こし、提供された資金を保全団体の活動資金に充てるための、マッチングを行っている。事業の内容として、事業周知、企業掘り起こし、説明・交流会開催、協定締結などを実施している。

事業周知については、「信州の生き物を未来へ引き継ぐために」と題したリーフレット2,000部を作成し、関係団体を通じて配布している。

企業掘り起こしについては、配布したリーフレット等を通じて保全活動に興味を示した企業等に対し、人と生きものパートナーシップ推進事業の内容や仕組み、具体的な保全団体の紹介等を行っている。説明・交流会開催については、県内の保全団体や希少野生動植物保護監視員、保全活動に興味を持つ個人や企業等を集めて、有識者による講演、保護団体の活動内容の紹介を行うものであり、第5回きずなフォーラムを令和2年2月1日に塩尻市において実施している。

協定締結については、企業の掘り起こし等でマッチングが成立した企業との間で実際に協定を締結する事業であり、令和元年5月16日にNTN株式会社長野製作所と長野県との間でミヤマシジミの保全活動への資金提供についての協定が成立している。

項目	内容
生物多様性保全体制整備	生物多様性に興味を持つ様々な主体を保全活動に呼び込むための活動 ①事業周知 支援可能性のある企業等に事業案内を配布 事業内容や県内の取組をPRするリーフレットを作成(2,000部) 事業案内・交流課開催案内の郵送(150団体) ②企業掘り起こし

項目	内容
	自然環境保全の意識が高い企業を訪問し、本件の取組を説明 ③事業説明・交流会の開催 活動に興味を寄せた企業等に事業内容や保護団体の活動内容を紹介 開催…県下1地区(松本) 対象…企業のCSR担当者及び保護団体 内容…講演、保護団体による活動PR ④支援希望企業との協定締結 マッチングした企業、団体との協定締結式の開催

2)ホットスポット保全対策事業

ホットスポット保全対策事業は、様々な主体と協働で希少種や草原等のホットスポットの保全に必要な緊急対策を実施する事業であり、ホットスポット整備事業、新たな草原環境保全対策普及事業、保全活動支援事業の細事業からなっている。

ホットスポット整備事業は長野県希少野生動植物保護条例に基づいて指定された野生動植物やその生息地の保護を啓発する看板等の設置や、緊急的に必要となった保護対策(防鹿ネットの設置等)を行うものである。

新たな草原環境保全対策普及事業は、防鹿ネットの設置等が難しい場所において、希少種が生息する草原環境をニホンジカの食害から守ることを目的として、草本用に登録されたシカ忌避剤を使用する食害防止策の検証・普及を図る事業である。

保全活動支援事業は、締結された協定に基づいて長野県に対して提供された寄付金を、市民団体や企業等が連携・協働して実施する個別の保全活動に対して補助金(補助率 10/10)を交付する事業である。

表 取組

項目	内容
ホットスポット保全対策	ホットスポットに対して、市民団体や市町村、県民等との協働により保護増殖活動に直結する対策を実施する。 ①ホットスポット整備事業 条例指定種やその生息地の保護を啓発する看板等を設置する。 条例指定種などの希少種で緊急的に必要となった保護対策を実施する。 ②新たな草原環境保全対策普及事業 希少種が生息する草原環境をニホンジカの食害から守るために、鹿忌避剤を適用し、新たなシカ食害防止策として普及を図る。 ③保全活動支援事業 寄付金をもとに市民団体や企業等が連携・協働して実施する個別の保全活動に対し補助金を交付する。

(出典:県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人と生きもの パートナーシップ推進事業	8,918	1,490	1,369	1,323

(出典:県提供資料より監査人作成)

③成果指標

本事業について、県は次の成果指標を設定している。

表 成果指標

成果指標	平成 30 年度	令和元年度	
	実績	目標	実績
生物多様性の保全活動で支援協働した企業・団体数	45 団体	50 団体	51 団体

(出典:県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見**①企業の掘り起こし方法について(意見 21)**

人と生きものパートナーシップ推進事業においては、その事業内容が資金を提供する企業等と保護団体とをマッチングさせる事業であることから、資金の出し手である保全活動に興味を持つ企業等の存在が事業の前提となっている。

保全活動に興味を持つ企業を県がどのように把握するかは、企業等からの個別の問い合わせ、きずなフォーラムへの参加という2つのチャンネルしか存在しない。しかしながら、令和2年2月1日に実施された第5回きずなフォーラムに参加した企業等はゼロであり、昨年以前においても同様の傾向であって、県のヒアリングにおいても、「企業等にこの集まりに参加してもらうのは広報の効果が限られており難しい」旨の説明を受けた。

県としても、県外の企業等に関心を持ってもらうことも大切だが、県内の企業等に関心を持ってもらうことはさらに大切であるとの姿勢であり、この姿勢は是認されるべきものと考え。

一方で、保全活動に興味を持つ企業等は潜在的には多く存在していると推測されるが、具体的にどのように行動すれば保全活動に参加できるのか、企業等の負担がどれくらいのものなのかが必ずしも明らかではないこともあり、保全活動への参加を躊躇する面も否定できないと考える。

そこで、人と生きものパートナーシップ推進事業の広報活動について、紙媒体やホームページによる広報活動とは別に、県内の企業経営者等が集まる会合等に積極的に参加し、事業内容を紹介する機会を設けてもらうことも一つの方法である。対面での広報活動を強化することにより、より多くの企業等にこの事業の存在や内容を知ってもらえることにつながり、ひいては、より多くの企業等の保全活動への参加を呼び込めるものと考え。

県においては、人と生きものパートナーシップ推進事業の広報活動のあり方を再検討することが望ましい。

2. 希少種戦略構築事業

(1) 概要

① 事業の概要

この事業の目的は、絶滅の危機に瀕する希少野生動植物の保護対策を推進するため、希少野生動植物保護条例に基づく保護対策を実施し、効果的な保護活動を推進すること、及び絶滅の危険度が高まったライチョウの保護に必要な取組を緊急的に実施し、戦略の構築により種の安定的な存続を目指すことにある。

現状と課題を整理すると次の3点が挙げられる。

- ・ 県内では絶滅の危機に瀕する希少種が増加
- ・ 早急に保護すべき種の現状と課題を明確にし、具体的な取組内容を示したうえで、効果的な保護活動を実施する必要がある。
- ・ ライチョウについては、絶滅の危険度が急速に高まっており、緊急的に保護対策が必要

② 業務内容

これらの現状と課題に対して、希少野生動植物保護対策事業及びライチョウの緊急保全対策事業の2つの事業が実施されている。

1) 希少野生動植物保護対策事業

希少野生動植物保護対策事業には2つの細事業が含まれる。保護回復事業計画の策定と希少野生動植物保護監視員の委嘱である。

長野県希少野生動植物保護条例(平成15年3月24日条例第32号)に基づいて指定されている希少野生動植物は80種あり、条例第31条では、県知事は保護回復事業計画を指定希少野生動植物ごとに定めることとされている。平成30年度までに定められた保護回復事業計画は14計画であり、令和元年度においてはクビワコウモリについて保護回復事業計画が定められ15計画となった。

そもそも希少野生動植物については、その生息領域は生息態様等について不明であるものが多く、保護活動を担う保護団体が存在しないものもあるため、短期間で保護回復事業計画を定めることが困難である場合もある。

このクビワコウモリの保護回復事業計画については、令和元年5月28日、長野県環境基本条例に基づいて設置されている長野県環境審議会に諮問された。長野県環境審議会はクビワコウモリの保護回復事業計画のための希少野生動植物保護対策専門委員会を設置し、有識者や保護団体参加者等に保護回復事業計画の検討を委嘱し、専門委員会が原案を作成し、パブリックコメントの手続きを経て、長野県環境審議会は令和2年3月17日に県に対してクビワコウモリの保護回復事業計画を答申し、令和2年3月26日に制定された。

また、既存の保護回復事業計画については概ね5年ごとにその効果を検証・評価することを、その計画の中で定めているが、令和元年度においてその検証・評価は行わない。

また、希少野生動植物保護監視員は長野県希少野生動植物保護条例第38条第2項に基づいて設置されているもので、条例により指定された希少野生動植物をパトロールし、パトロール中に発見した生息状況等を県に対して報告する役割を担っている。

令和元年度末において 98 名の監視員(脊椎動物 19 名、無脊椎動物 23 名、維管束植物 56 名)が委嘱されており、令和元年度中の報告書は 286 通(脊椎動物 5 通、無脊椎動物 102 通、維管束植物 179 通)であった。

また、希少野生動植物保護監視員に対しては年 1 回の研修会が開催されており、人と生きものパートナーシップ推進事業において記載した第 5 回きずなフォーラムはこの研修会を兼ねて開催されたものである。

表 取組

項目	内容
保護回復事業計画の策定	クビワコウモリの保護回復事業計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・必要なものを対象に保護回復事業計画を策定する必要あり。 ・平成 30 年度までに 14 種について保護回復事業計画を策定 ・令和元年度はクビワコウモリについて新規計画を策定 ・計画策定後概ね 5 年ごとに計画の効果を検証・評価するが、令和元年度における効果・検証は行わない。
希少野生動植物保護監視員の委嘱	希少野生動植物保護監視員の委嘱と報告書の受理 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度末において 98 名に委嘱(脊椎動物 19 名、無脊椎動物 23 名、維管束植物 56 名) ・令和元年度中に受理した報告数 286 通(脊椎動物 5 通、無脊椎動物 102 通、維管束植物 179 通)

(出典: 県提供資料より監査人作成)

2) ライチョウの緊急保全対策事業

ライチョウの緊急保全対策事業には 4 つの細事業が含まれる。それは、ライチョウ生息実態緊急調査事業、ライチョウ保護マナー啓発事業、ライチョウサポーターズスキルアップ事業及びライチョウ保護行政連携会議開催事業である。

まず、ライチョウ生息実態緊急事業は、近年の生息実態が不明で、かつ生息数の減少が危惧される北アルプス中部・針ノ木岳周辺の生息状況及び減少要因を調査するものである。

近年の調査状況は次のとおりである。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
調査区域	北アルプス中部 ・常念岳周辺	御嶽山	北アスプス北部 ・白馬岳周辺	南アルプス中部 ・塩見岳周辺	北アルプス中部 ・針ノ木岳周辺

調査内容は、なわばり調査及び雛生存率調査である。

次に、ライチョウ保護マナー啓発事業については、ライチョウの減少要因として、キツネやテン等の捕食者の影響が大きく、これらの捕食者は登山者等の出す残飯等のゴミに誘引されて高山帯に侵入していると考えられた。これを受けて、ライチョウの捕食者であるキツネ等を誘引するゴミを出さないよう登山者に対するマナー啓発を集中的に行うものである。具体的には、登山者のマナーがライチョウ生息数の減少に影響していることを示したチラシ等を作成し、山小屋等に配置するとともに、ライチョウサポーターズを活用して、現地でマナー啓発を行うキャンペーンを実施するものである。

そして、ライチョウサポーターズスキルアップ事業は、登録済みのサポーターズのレベルアップのため

の研修会・現地講習会の実施、ライチョウ目撃情報の収集、生息地での保全活動の実践等が挙げられる。

ライチョウ保護行政連携会議開催事業は、ライチョウ保護に取り組む行政機関の情報共有・連携強化のための会議を開催するものである。

表 取組

項目	内容
ライチョウ生息実態緊急調査事業	ライチョウの生息状況及び減少要因の調査 ・北アルプス中部・針ノ木岳周辺 ・調査内容はなわばり調査及び雑生存率調査
ライチョウ保護マナー啓発事業	登山者のマナーがライチョウ生息数の減少に影響していることを示したチラシの作成及びキャンペーンの実施 ・チラシの山小屋等への配置 ・ライチョウサポーターズの活用 ・現地でのマナー啓発のキャンペーンの実施
ライチョウサポーターズスキルアップ事業	・研修会・現地講習会の実施 ・ライチョウ目撃情報の収集 ・生息地での保全活動 ・サポーターズ登録更新
ライチョウ保護行政連携会議開催事業	ライチョウ保護に取り組む行政機関の情報共有・連携強化のための会議の開催

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
希少種戦略構築事業	301	7,155	5,097	5,968

(出典: 県提供資料より監査人作成)

③成果指標

本事業について、県は次の成果指標を設定している。

表 成果指標

成果指標	平成 30 年度	令和元年度	
	実績	目標	実績
保護回復事業計画の策定及び評価検証数	23 種	24 種	24 種

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

3. 外来生物戦略構築事業

(1) 概要

① 事業の概要

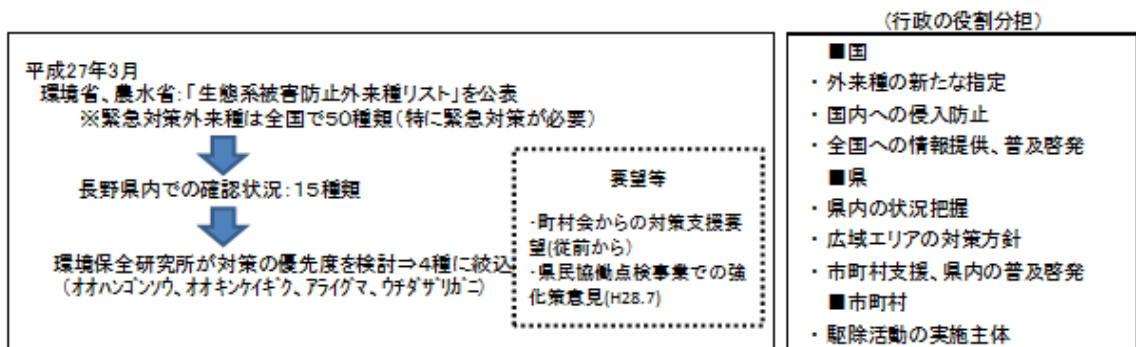
この事業の目的は、信州の豊かな生態系を維持・回復するため、特に生態系に与える影響の大きい外来生物を中心に現状把握と分析を実施して対策方針を策定するとともに、新たな駆除技術開発や駆除事例づくりを通じ、地域が取り組む外来生物対策の戦略的な展開を目指すことにある。

この事業の現状と課題として次の3点が挙げられる。

- ・自然公園など生態系の核心的区域への外来生物の急速な分布拡大は、信州の強み・魅力である自然資源(固有種)に影響を与え、大きな脅威となっている。
- ・現状では外来生物の分布等の実態が把握されておらず、駆除対応を一部市町村にとどまっておらず、急速に分布拡大する外来生物に対応するためには、広域単位で計画的に対応することが必要。
- ・駆除活動を上回る外来生物の急速な分布拡大の状況に地域は疲弊しており、市町村は県に対策の支援を求めている。

そして、このような現状と課題に対応するためには、次のような外来種対策の必要性が挙げられる。

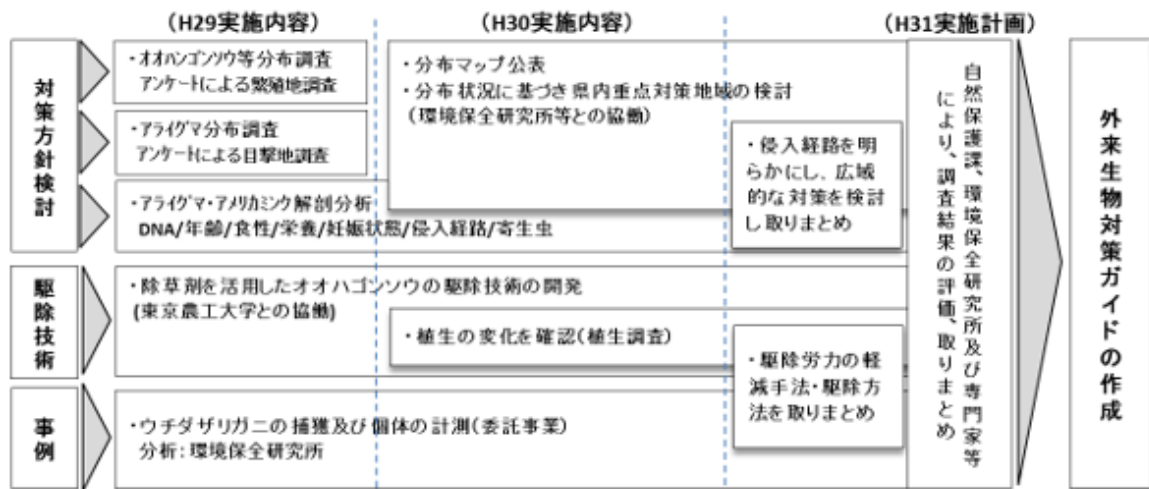
- ・県は従来、駆除方法の指導者研修会やリーフレットによる普及啓発を行ってきたが、地域で実施している駆除活動は外来生物の拡大スピードに追い付かず、なかなか成果が見えない状況にある。
- ・外来生物の分布拡大が進み、長野県の持つ生物多様性への大きな脅威となっているため、生物多様性保全上の観点からの対応が必要であり、県内各地で行われている駆除活動の参考となる指針(外来生物対策ハンドブック)を早急に示す必要がある。



② 業務内容

上記外来種対策の必要性を受けて、令和元年度に実施された外来生物戦略構築事業の具体的内容は次の3つである。

まず、対策方針検討事業として、2つの細事業を行う。1つは、アライグマ等を対象とし、その侵入経路を明らかにし、広域的な対策を検討し取りまとめるために、アライグマ等の解剖分析を行うことである。もう1つは、過年度の外来生物戦略構築事業で実施してきた対策方針検討事業、駆除技術開発事業、駆除事例づくり事業の成果を基に、さらに県下で戦略的に駆除を実施していくための考え方や方法を対策種ごとにまとめたハンドブックを作成することである。



次に、駆除技術開発事業として、東京農工大学が取り組もうとしている「除草剤を活用したオオハングウソウの駆除研究」の一部を支援するとともに、共同で駆除労力軽減技術を開発する。

そして、駆除事例づくり事業として、ウチダザリガニの試験捕獲及び捕獲個体計測を、委託事業として、下伊那郡松川町の片桐ダム・入倉堤において実施する。

表 取組

項目	内容
対策方針検討事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対策方針検討のためのデータ収集(アライグマ) ・外来生物対策ガイド作成
駆除技術開発事業	駆除労力を軽減するための手法の開発(オオハングウソウ)
駆除事例づくり事業	早期駆除対応のモデル事業づくり(ウチダザリガニ)

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
外来生物戦略構築事業	-	2,069	2,417	5,442

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 委託調査の公表等に向けた取組について(意見 22)

本事業においては、アライグマ等、ウチダザリガニについて、それぞれ外部へ委託調査が行われている。そして、それぞれ委託先からは詳細な報告書が提出されており、その内容は、今後の施策の立案・検討に役立つものになっていると思料する。

外来生物に対する戦略構築は長野県のみの問題ではなく、国、47 都道府県、すべての市区町村に共通する課題となっている。長野県内の市町村においても例外ではない。この点を鑑みると、このような調査

内容・成果はより多くの機会で活用されるべきものとする。

令和元年度においては「長野県版外来種対策ハンドブック」が制作され、その内容が長野県のホームページにも掲載されたため、外来生物戦略構築事業の内容が長野県民の目に見える形になった。

このような公表物を制作するためには、その前提としての調査が必要であり、外来生物戦略構築事業はこのような調査を行っている。

具体的にどのような調査であり、今後どのように事業を展開する計画なのかを公表することは、外来生物に対する県の基本的な取組姿勢、すなわち危機意識を県民に伝える意味で必要であるとする。

具体的な公表の仕方は別途考慮が必要と思われるが、調査内容・成果・報告書・サマリー(要約)はなるべく公表することが望ましい。

4. 自然探勝会事業

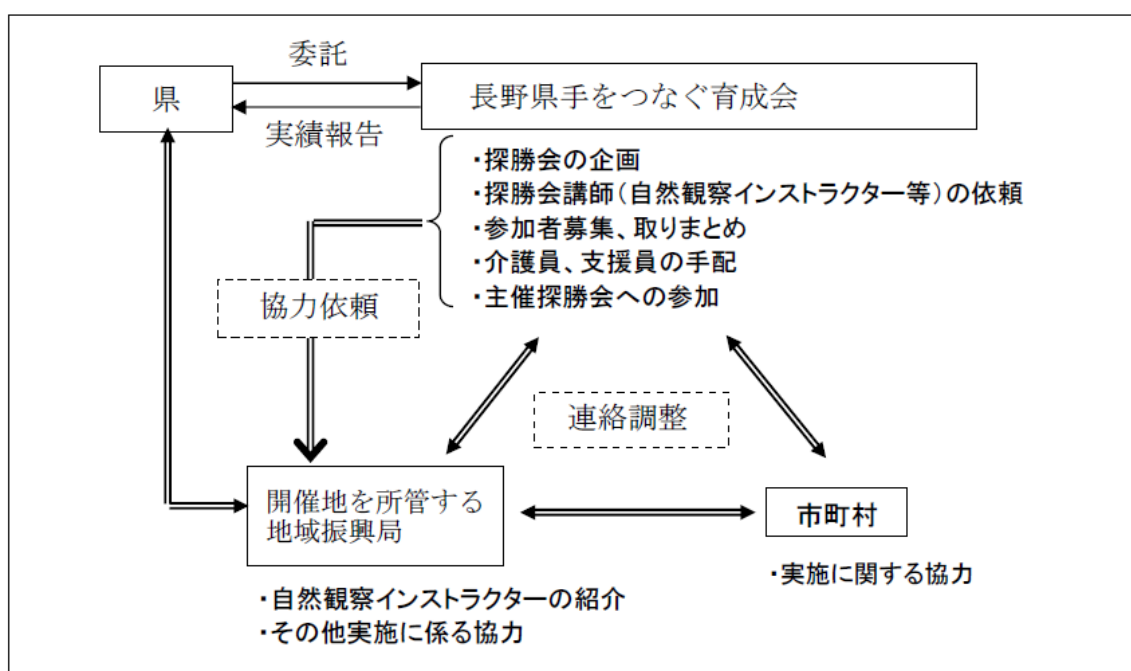
(1) 概要

① 事業の概要

この事業の目的は、自発的に高原等を散策する機会が少ない介助者を必要とする障害のある方に、自然観察インストラクター等による自然観察会を行うことで、自然にふれあえる機会を提供し、自然に対する理解を深めることにある。

具体的には、長野県手をつなぐ育成会に事業委託し、県内自然公園 4 か所程度で、地域に偏りがないように実施する。そして、参加者としては、障がいのある人で、バスの乗り降り及び多少の歩行が可能な人を対象としている。

事業実施のフローのイメージは次のとおりである。



② 業務内容

令和元年度においては、県内 4～5 地区程度での開催が計画され、令和元年 7 月 6 日に全県地区、10 月 6 日に長野市地区がそれぞれ開催されたものの、台風 19 号の影響により残りの地区については中止となった。

表 取組

項目	内容
自然探勝会の開催	県内 4～5 地区程度

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自然探勝会事業	600	600	600	556

(出典:県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見**① 事業費の執行の事務処理について(意見 23)**

本事業は、前述のとおり、全県と長野市地区は計画どおり実施されたが、他地区は台風 19 号(令和元年東日本台風)の影響により中止となった。

当初予算は 60 万円であり、5 地区のうち 2 地区の実施であるから、単純計算で 1 地区あたり 12 万円、2 地区のみの実施であるから 24 万円となる。もちろん、参加者数や移動手段としてのバスの賃借の有無によってこのような単純計算は成り立たないし、中止となった地区についても事前調査はすでに行われていたからそれに要した経費は発生していた。

最終的に委託先に支払った金額は、上記の内容を踏まえた契約変更後の 55 万円余となっている。

内部での決裁や財務規則等の法令上の手続きは適正に行われていたが、より丁寧な事務処理を行う上では、相手方とのやり取りの経過等を書面で残すことが望ましい。今後の事業実施にあたっては、委託事業とするのか補助事業とするのか等も含めて、必要な改善策を講じる必要がある。

5. 自然保護センター整備・運営事業

(1) 概要

① 事業の概要

本事業の目的は、霧ヶ峰、乗鞍、美ヶ原及び志賀高原という長野県を代表する山岳高原リゾート地域に設置された自然保護センターが担うべき、次に掲げる機能の強化充実を図ることである。

- ・自然公園の環境や観光に関する情報提供、自然保護に関する普及開発
- ・自然保護活動等に協働で取り組む団体やボランティアの連携強化・連絡調整
- ・エコツーリズムなど環境配慮型観光の推進を通じた地域の振興

② 業務内容

上記目的を達成するための施策として、本事業は2つの細事業からなっている。

- ・自然保護センターの管理運営

自然保護センターにおいて、自然保護の普及啓発や各自然公園の環境や観光に関する情報提供等を行うとともに、自然保護センターが関係団体やボランティアの活動拠点として機能しうよう、施設の適切な維持管理を継続する。

委託先、再委託先については下表のとおりであり、委託契約上の再委託については適切な処理が行われている。

- ・自然保護センター緊急修繕事業

委託契約において、施設・備品について通常の補修以外(大修理または展示品及び備品等の更新)にかかる費用は、管理委託者である県の負担となっている。

令和元年度においては5件の設備、備品の更新・修繕が計画された。

しかしながら、乗鞍自然保護センターの本屋根及び外壁の修繕(予算額 53,001 千円)については、改修方針の再検討及び入札の不調により未実施となった。

表 取組

項目	内容
自然保護センターの管理運営	霧ヶ峰…直営(嘱託職員を配置、諏訪地域振興局が所管) 乗鞍…松本市に管理運営を委託(さらに一般財団法人自然公園財団に再委託) 美ヶ原…松本市に管理運営を委託(さらに美ヶ原観光連盟に再委託) 志賀高原…山ノ内町に管理運営を委託(さらに長野県志賀高原自然保護センター運営協議会に再委託)
自然保護センター緊急修繕	・前庭テーブルの修繕(乗鞍) ・暖房機器の更新(霧ヶ峰) ・PC等機器の更新(霧ヶ峰) ・研修室入口の建具等の修繕(霧ヶ峰) ・本屋根及び外壁の修繕(乗鞍)…入札不調により未実施

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移**(単位:千円)**

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自然保護センター整備・運営事業	9,095	9,788	10,704	10,716

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

6. 信州ネイチャーセンター構築事業

(1) 概要

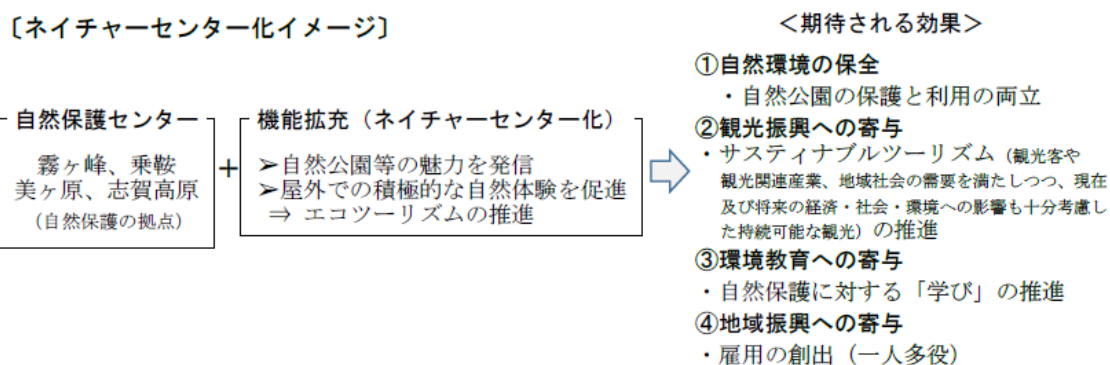
① 事業の概要

平成30年9月に「信州ネイチャーセンター基本方針」が策定された。

「ネイチャーセンター」とは、自然保護センターの従来機能(自然保護の拠点)に加え、エコツーリズムの拠点として自然体験機能が活性化された自然保護センターを指す。ここで「エコツーリズム」とは、本件にある自然公園の自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域本来の姿を持続的に保つことができる観光のあり方と定義されている。

すなわち、自然公園におけるエコツーリズムとは、自然公園等の魅力を発信し、屋外での積極的な自然体験を促進することを意味する。

このエコツーリズムを促進することにより、自然環境の保全や環境教育への寄与が期待されるだけでなく、観光振興への寄与・雇用の創出を通じた地域振興への寄与が期待される場所である。



そして、このネイチャーセンターの目指す姿として、自然公園の「玄関口」として人と自然をつなぐ拠点となることとし、その基本コンセプトとして、

- ・自然公園を訪れたら最初に立ち寄る施設(ワンストップサービス)
- ・自然・文化を体験できるエコツーリズムの拠点施設(質の高い解説サービスの提供、五感で感じる展示物)
- ・多様な利用者が様々な目的で活用できる施設(保護や研究の活動・交流拠点)を掲げている。

本事業は、4つの自然保護センター(霧ヶ峰、乗鞍、美ヶ原、志賀高原)において実施されるべきものであるが、直営管理である霧ヶ峰自然保護センターにおいてパイロット的にネイチャーセンター化に向けた機能強化を目指すものであり、信州ネイチャーセンター基本方針策定後2年目にあたる。

② 業務内容

本事業は、3つの取組に分けられる。

まず、自然体験の促進であり、これはソフト面の充実である。次に、拠点整備であり、これはハード面の充実である。そして、広域連携であり、将来的なエコツーリズムの拡充を図るための施策である。それぞれに含まれる施策について次にまとめる。

1) 自然体験の促進

㊦ ツアーガイド養成研修

エコツーリズムの普及を図るには、それを支えるガイド人材の養成が不可欠である。しかしながら、有料のエコツアーガイドが定着しているのは上高地や軽井沢等の一部の地域でしかないのが現状である。そこで、有料のエコツアーガイドを要請するためのスタートアップ研修を行い、人材育成を図る。このスタートアップ研修は、参加者 30 名程度、2 泊 3 日程度の日程で、霧ヶ峰自然保護センターにおいて実施した。

㊧ 民間活力を活用するためのツアーデスク設置

本細事業は、霧ヶ峰自然保護センター改修が視野に入ったこともあり未実施となった。

㊨ センター職員による無料の短時間プログラムの提供・ワンストップサービスの機能向上

霧ヶ峰自然保護センターにおいては、3名の嘱託職員が配置されている。そして、シフト勤務を行いながら、自然公園内の状況の把握、ホームページや SNS の更新作業を行いつつ、研修等の受入や訪問客を対象として 30 分から 2 時間程度の散策等の短時間プログラムを提供している。

この短時間プログラムは通常時は土日祝日に実施されているが、7 月、8 月については平日にも実施できるよう体制を整えている。

また、霧ヶ峰には県が設置する霧ヶ峰自然保護センターのほかにも八島ビジターセンターと車山ビジターセンターが設置されているが、観光情報については 3 施設によるトライアングル会議を随時開催して情報共有を行い、ワンストップ機能の向上を図っている。

㊩ モデルコース設定・HP 機能充実

この事業の目的は、平成 30 年度において行った霧ヶ峰の自然価値の掘り起こしと評価の結果に基づいて、その価値を見える化し、県民等にわかりやすく発信することにある。

従来は自然公園内の散策を行うにあたり、所要時間を記したマップはあるものの、生物多様性の視点からのものは存在していなかった。そこで、自然価値の見どころをスポット(地点)ごとにまとめ、それを結び付けてモデルコースを設定し、自ら自然環境の魅力を体感・学習できるような「セルフガイドマップ」を作成する。また、そのガイドマップは外国人にでも対応できるよう英語版を作成するとともに、それらをすべてホームページ(<https://nature-nagano.com/kirigamine-map/>)上に掲載する。

なお、このモデルコースの設定は現地の実情を踏まえたうえで環境保全研究所において行われている。

2) 拠点整備

㊦ FreeWifi導入

霧ヶ峰自然保護センターにおいては、有線LANによるインターネット接続は可能であったが訪問客が利用することができない状態であった。そこで、本事業は、無線 LAN のアクセスポイントを 2 か所設置し、訪問客にも利用可能な状態にする事業である。

㊧ 園地の植生を再生するための電気柵設置

霧ヶ峰においては、シカが高山植物であるニッコウキスゲを食べてしまうことにより、ニッコウキスゲの開花が減少し、それが霧ヶ峰の訪問客の減少につながっているのではないかと指摘が、霧ヶ峰自然保護センター機能強化検討会でなされている。本事業は、ニッコウキスゲの群生地を中心に電気柵を設置し、シカの食害からニッコウキスゲを守ることを目的としている。

3) 広域連携

⑦ 連絡会議の開催・連絡会議の検討結果を踏まえた広域連携策の実施

本細事業は、霧ヶ峰自然保護センター改修が視野に入ったこともあり未実施となった。

表 取組

項目	内容	
自然体験の促進	・ツアーガイド養成研修 ・民間活力を活用するためのツアーデスク設置 ・センター職員による無料の短時間プログラムの提供	多彩な自然体験プログラム提供
	・ワンストップサービス機能強化 ・モデルコース設定・HP 情報充実	情報発信の強化
拠点整備	・FreeWifi導入	利便性向上
	・園地の植生を再生するために電気柵設置	園地の魅力向上
広域連携	・連絡会議の設置 ・連絡会議の検討結果を踏まえた広域連携策の実施	県内ビジターセンターとの連携強化

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
信州ネイチャーセンター構築事業	-	-	6,799	9,848

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 効果的な発注方法の検討について(意見 24)

本事業の細事業であるツアーガイド養成研修及びモデルコース設定・ホームページ機能充実の両事業は、一般競争入札により業者選定をしている。

高度な知識、優れた技術力等が要求される事業の場合は、公募により契約の目的に最も合致した企画を提示し、相手方を選定する「公募型プロポーザル方式」による発注が行われている。事業の目的や性質を考慮し、効果的な発注方法を検討する必要がある。

7. 魅力ある自然公園づくり事業

(1) 概要

① 事業の概要

この事業の目的は、県内の美しい自然環境を次の世代に継承し、地域の貴重な自然資本としての有効活用を図るため、県立自然公園や自然環境保全地域等の活用方策を検討するとともに、地域住民等関係者が協働で環境保全を図りつつ利用促進に向けた取組を推進することにある。

本事業は、県立 6 公園を対象に、県立自然公園点検・検討事業(平成 27～29 年度)を実施し、地域関係者とともに、県立公園の現状を確認しつつ、今後の方向性を協議したことを受けて、平成 29 年 9 月の長野県議会定例会で県立自然公園条例が改正され、次の事項が盛り込まれたことを踏まえて実施するものである。

表 事業

項目	内容
地域会議の創設	公園計画を見直す際には、地域の意見を反映させる仕組みを講じることとし、その具体化として、県立公園ごとに地元市町村や関係事業者からなる「地域会議」を創設することとした。
公園事業制度の創設	公園計画に利用上の自由度が比較的高い「公園事業」を創設し、利活用を制度面から促進する仕組みを構築。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

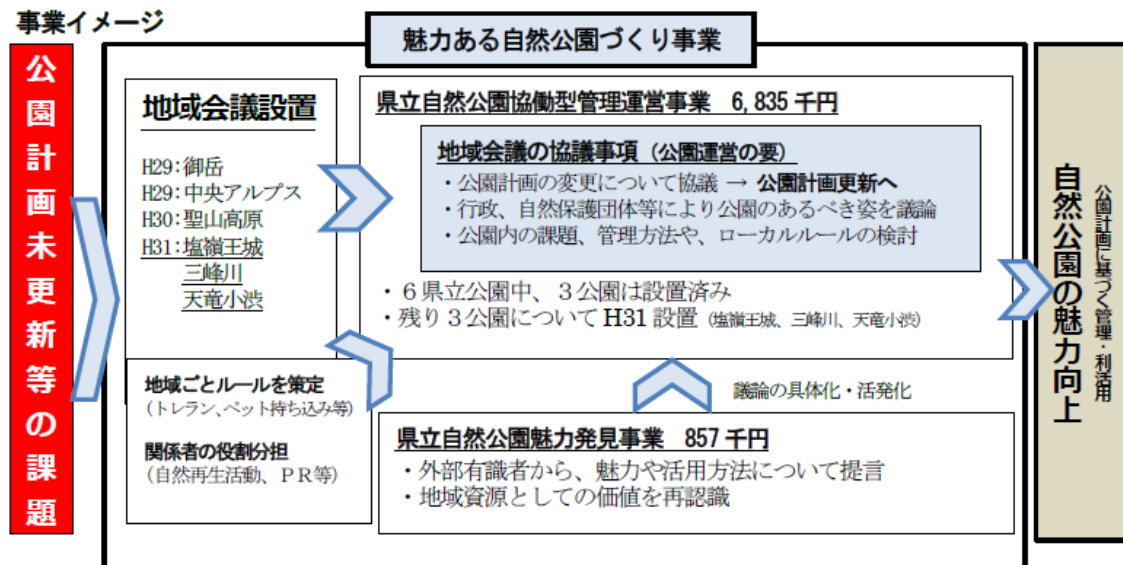
② 業務内容

本事業は 2 つの細事業からなっている。

1 つは、県立自然公園協働型管理運営事業であり、未更新である公園計画の見直しに着手し、公園計画の前提となる地域会議を創設することである。もう一つは、県立自然公園魅力発見事業であり、県立自然公園の持つ自然資源の魅力について、外部の専門家の助言や提案を受けることである。

・県立自然公園協働型管理運営事業

事業イメージ



地域会議の設置と公園計画更新業務発注のスケジュール

自然公園	区分	H29	H30	H31	H32	H33	備考
御岳	地域会議	設置済	→	→	→	→	
	計画更新	発注済					
中央アルプス	地域会議	設置済	→	→	→	→	
聖山高原	地域会議		設置済	→	→	→	
	計画更新		発注済				
塩嶺王城	地域会議			設置予定	→	→	※
	計画更新			発注予定			
三峰川	地域会議			設置予定	→	→	
	計画更新				発注予定		
天竜小渋	地域会議			設置予定	→	→	
	計画更新					発注予定	

平成 31 年度(令和元年度)予算資料における上記スケジュールによれば、令和元年度においては、地域会議の設置が 3 か所、計画の更新が 1 か所となっている。

このうち、地域会議については、塩嶺王城が令和 2 年 2 月 19 日に、三峰川が令和 2 年 1 月 30 日に、天竜小渋が令和 2 年 2 月 21 日にそれぞれ第 1 回会議が開催され、スケジュールどおりの進捗となっている。また、公園計画については、塩嶺王城について、公園計画更新の前提となる調査及び公園区域図のデジタルデータ化が完了し、地域会議において、公園計画変更書案の取りまとめに向けて議論が進められている。

表 取組

項目	内容
県立自然公園協働型管理運営事業	<p>(1) 県立自然公園地域会議の設置と開催 長野県立自然公園条例第 5 条に規定する「必要な措置」として、地域関係者の意見を公園計画に反映させるため、県立自然公園ごとに地域会議を設置する。</p> <p>(2) 現行公園計画の更新 地域会議において保護と適正な利用の検討を確実にを行うために、現行の公園計画書を最低限のアップデートをするとともに、デジタル(GIS)データ化して有効活用を図る。</p>
県立自然公園魅力発見事業	<p>(1) 外部有識者等による県立自然公園のポテンシャル診断 全国の自然公園等観光地を熟知した専門家の視点から、県立自然公園の持つポテンシャルを診断してもらうとともに、類似の自然公園等との優位性や差別化の可能性等の助言を得る。</p> <p>(2) 集客効果のある事業計画の提案 診断結果を踏まえ、利活用できる自然資源、自然資源の活用方法、他の自然公園等との比較及び参考になる取組等について助言、提案を得る。</p>

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
魅力ある自然公園づくり事業	14,649	14,469	10,157	7,250

(出典:県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見**①外部委託調査結果の利活用について(意見 25)**

本事業の細事業である県立自然公園魅力発見事業のうちの外部有識者等による県立自然公園のポテンシャル診断においては、一般競争入札により民間事業者による業務委託を行い、その結果報告書である「令和元年度 県立自然公園魅力発見業務報告書」を受領している。

この報告書には、上述のとおり、利活用できる自然資源、自然資源の活用方法、他の自然公園等との比較及び参考になる取組等についての助言、提案が記載されている。そして、この委託事業の委託者が県である以上、報告書の相手方が県であることは言うまでもない。

しかしながら、業務委託の対象は、県立自然公園という、地元自治体の住民だけでなく、広く長野県民、日本国民が利用できる公園に関するものである。とすれば、この報告書を、地元自治体によって構成される地域会議において活用してもらうのは当然ではあるが、それだけでは不十分であると考え。

この報告書には、既存の旅行ガイドブック等にもあまり記載されないような魅力、スポット等についても触れられている。観光地化された名所はもちろん典型的な観光地であるが、あまり知られていない隠れた観光地が意外な人気を集めている例もまた多い。

この報告書を県の県立自然公園魅力発見事業のためだけのツールと考えるのはこの報告書を過小評価するものであり、地元自治体の住民、長野県民、日本国民等に県立自然公園を広く知ってもらうためのツールとして活用すべきものとする。

報告書そのもの、あるいはその内容について、広く知ってもらうための仕組みが必要であり、報告書の公表も含め情報発信のあり方を検討することが望ましい。

8. 国定公園等自然環境保全対策事業

(1) 概要

① 事業の概要

本事業の目的は、自然公園の適正な維持管理を行うことで、自然環境の保全及び適正な公園利用に資することにある。

美ヶ原地域は、県内有数の観光地として多くの利用者が訪れるが、近年、トレイルランニングの普及等により荒廃した遊歩道の維持管理負担や、利用マナーに対する注意喚起の必要性が特に増しているほか、ニホンジカの食害が希少植物に及ぶなど、県内の国定公園の中でも特に多様な課題を多く抱えている地域である。このため、国定公園の管理者たる県として、地元市町や地権者、長野県美ヶ原自然保護センター運営協議会と協力して施策を展開していく上で、公園施設の維持管理のほか、情報の集積点として各種取組への助言や関係機関への情報提供、施設の経過(効果)観察を行う、現場に精通して人材を配置する必要がある。そこで、嘱託職員 1 名を配置し、シカ植生被害対策、公園パトロール及び環境整備、希少動植物の保護対策等に従事させることにより、上記目的の達成を図るものである。

② 業務内容

環境部行政事務臨時嘱託員設置要綱に基づき、嘱託員 1 名を直接雇用し、7 月から 10 月までの期間を中心に、防護柵のメンテナンス等によるシカ植生被害対策、自然公園内の巡回パトロールや空き缶等のゴミ拾いによる公園パトロール及び環境整備、踏み荒らしや盗掘防止等の注意喚起や観光客等利用者への啓発による希少動植物保護対策に従事させるとともに、定期的な活動報告を義務付ける。

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国定公園等自然環境保全対策事業	552	503	580	592

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

9. 自然保護レンジャー事業

(1) 概要

① 事業の概要

自然保護レンジャーは、自然公園利用者が快適に自然とふれあえる場所となれるよう、利用者に対する利用マナーの普及啓発、情報提供及び公園内の美化清掃を行うボランティアであり、自然公園の保護及び適正な利用の推進を図ることを目的・ねらいとしている。

この自然保護レンジャー事業における現状と課題として次の2点がある。

- 1) 近年、自然公園における利用者が増加し、それに伴ってマウンテンバイクの持込みやペットの連込み等、利用形態が多様化している。起こりうる様々な問題に対処できる自然保護レンジャーの適切な利用指導が求められ、自然保護レンジャーの意識と資質が向上できる研修機会が必要である。
- 2) 外国人観光客の急激な増加により、マナー違反が見受けられるため、自然公園におけるマナーを理解してもらうために自然保護レンジャーによる普及啓発(外国語表記普及啓発リーフレットの配布)が必要である。

表 自然保護レンジャー制度の概要

項目	内容
名称	長野県自然保護レンジャー(平成13年度創設)
活動内容	・自然公園等の利用者に対する適切な利用指導 ・自然公園等の自然環境に関する情報を県に提供 ・自然環境保全活動
委嘱	・ボランティア活動として、自然公園等の自然環境保全及び利用者に対する利用指導にあたる熱意を有する者 ・年間10日以上活動区域の巡視が可能な者 ・年齢20歳以上の者 ・委嘱期間は3年
委嘱者数	386名(令和2年3月31日現在)
活動実績	活動日数4,205日、1人あたり18.1日(令和元年度)
その他	貸与品(腕章、レンジャー手帳及び帽子(一部の者)、ボランティア保険加入)

② 業務内容

長野県自然保護レンジャーについては「長野県自然保護レンジャー設置要綱」が制定されている。その第4条によると、長野県自然保護レンジャーの委嘱の要件として次の6項目が掲げられている。

- (1) 活動しようとする地域の自然環境について理解に努め、積極的に活動できる者
- (2) ボランティア活動として、自然公園等の保護及び利用の指導にあたる熱意を有する者
- (3) 年間10日以上活動区域の巡視のできる者
- (4) 研修会、連絡会議に原則として出席できる者
- (5) 年齢20歳以上の者
- (6) レンジャーとして委嘱されている者にあつては、第11条規定の活動報告書提出実績のあるもの(委嘱期間が1年に満たない者を除く)

(「長野県自然保護レンジャー設置要綱」第4条より引用)

そして、長野県自然保護レンジャーに対しては、第 11 条において、長野県自然保護レンジャー活動報告書の年 1 回の提出(地域振興局長あて)が求められている。

地域振興局長はこの自然保護レンジャー活動報告書の提出を受けて、活動報告書を取りまとめ、速やかに知事に報告すること(第 11 条第 2 項)となっており、知事及び地域振興局長は、レンジャーからの報告に対しては、適宜対応すること(第 11 条第 3 項)とされている。

また、県が行う長野県自然保護レンジャー向けの施策として、地域振興局長は、レンジャーの意識及び資質の向上のため、委嘱式及び研修会を行うこと(第 10 条)、地域振興局長は、レンジャー相互の連携を図り効果的な施策を推進するため、連絡会議を開催すること(第 10 条第 2 項)とされている。

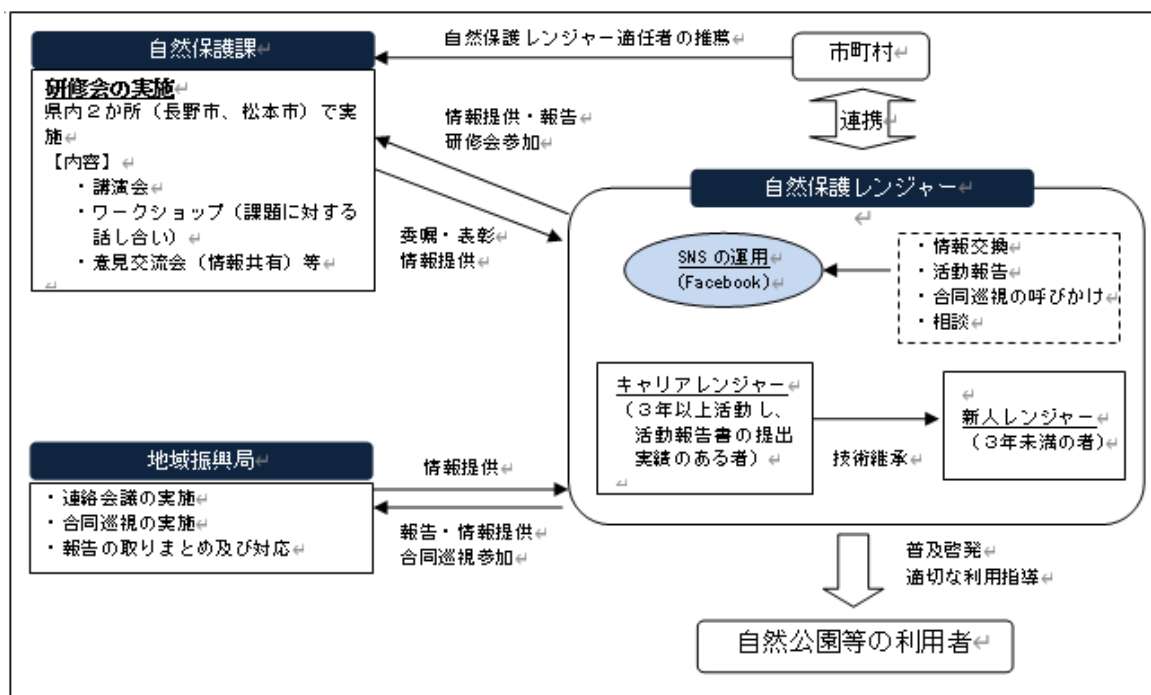


表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自然保護レンジャー事業	661	629	1.021	546

(出典:県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

①活動報告書のとりまとめの正確性について(意見 26)

監査手続において、提出された活動報告書とその活動報告書から作成された知事あての報告書について、諏訪地域振興局からの報告書と松本地域振興局からの報告書の 2 件をサンプリングし、その内容の検証を行った。

その結果、諏訪地域振興局からのものについては、2 件の活動報告書について知事あての報告書への

集計漏れが発見された。ヒアリングによれば、この 2 件は、本来ならば諏訪地域振興局に提出されるべきものが、県環境部自然保護課に直接送付されたもので、諏訪地域振興局に集計漏れはなく、県環境部自然保護課での集計表への追記漏れであったとのことである。

また、松本地域振興局からのものについては、集計漏れはなかったものの活動報告書の写しの添付漏れが 2 件発見された。

すなわち、サンプリングした 2 つの報告書の両方に、単純な集計ミス、事務ミスが発見されたことになる。集計作業の正確性の向上を図る必要がある。

②活動報告書のとりまとめの内容について(意見 27)

長野県自然保護レンジャー設置要綱第 11 条第 3 項において、自然保護レンジャーからの活動報告に対し、知事及び地域振興局長は適宜対応することとなっている。

活動報告書には、活動月日や指導件数を記載する以外に「活動内容及び特記事項」という自由記述欄があり、提出者により差はあるものの、この欄に施設や登山道等の状況を報告する記述や実際に見聞した内容の記述がなされている。

また、報告の中には定期の報告書以外にも口頭やメール等でなされるものもあり、それに対しても県及び各地域振興局は必要に応じて適宜対応を行っているとのことである。ただ、記録はそれぞれの部署での管理となり、報告に対していつ、どのように対応したか、共有が図られていない案件も見受けられる。

自然保護課及び各地域振興局においては、自然保護レンジャーからの活動報告書はもとより、その他の報告についても、対応した事案については、連絡を密に行うなどして、情報の相互共有化を図ることが望ましい。

10. 自然公園施設等整備事業

(1) 概要

① 事業の概要

本事業の目的は、国立公園・国定公園及び長距離自然歩道関連の県有施設について、適切な施設整備を行い、利用者の安全性・利便性を確保することにある。

本事業を実施するうえでの現状と課題については次のとおりである。

県が整備してきた自然公園内及び長距離自然歩道の施設は、世界水準の山岳観光地に向けて利用増進を図る一方で、十分な整備・維持補修ができないまま老朽化している。年々県有施設の老朽が著しくなり、事故等で管理者責任を問われかねない。(幸い、現状で事故等は発生していない。)

要修繕施設について概算事業費を見積もったところ 745,770 千円に達し、令和元年度当初予算額 15,233 千円を執行続けると仮定した場合 50 年弱の期間を要することとなる。

② 業務内容

令和元年度は、上信越高原国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、中部山岳国立公園において歩道等の改修工事を実施し、それ以外においても自然災害等への対応のための修繕等を行っている。

表 取組

項目	内容
上信越高原国立公園	山ノ内町内の歩道橋(木道)の改修工事
八ヶ岳中信高原国定公園	長和町～松本市の人留柵の改修工事
中部山岳国立公園	松本市内の木道補修のための資材購入
自然災害等への対応	長野県内一円の県有施設の緊急修繕及び施設利用環境整備

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自然公園施設等整備事業	9,207	22,127	9,680	21,285

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 要修繕箇所のリスト化について(意見 28)

令和元年度においては、長野県内一円の県有施設の緊急修繕のための修繕費として 705 千円が予算計上された。この予算に対し執行された内容は中部北陸自然歩道のマップの改訂及び印刷費である。

予算の目的・趣旨は、台風などの自然災害への対応であるが、予算執行の必要がないまま冬を迎えたため、現場作業を伴わない中部北陸自然歩道のマップの更新業務にあてたものである。環境部内において適切な手続きが行われ、他事業へ予算を充てることで、不執行額を減らす努力がなされている。

自然保護課所有の施設は多数存在し、そのほとんどは高地にある。そのため、損耗が激しく、修繕して

直ちに老朽化することも考えられるなど、他部局所有の施設にはない特殊性が存在するが、限られた予算の中で県有施設の計画的な修繕・更新を行っていくためには、県有施設のリストを作成することが望ましい。

11. 自然環境整備支援事業

(1) 概要

① 事業の概要

本事業の趣旨は、県内の国立公園、国定公園及び中部北陸自然歩道の整備を効果的に推進し、自然環境の保全や受入れ環境の整備を図るため、市町村等が実施する事業を支援し、自然環境の保全等に資する施設整備を行うことである。

1) 国立公園を対象とした事業(国立公園整備事業)

この事業の目的は、登山者層が多様化する中で、外国人をはじめとする多くの利用者に対応するため、県内の国立公園において、市町村が整備した使用施設の国際化対応・老朽化対策のための施設整備を支援することで、利用環境を整備することにより、市町村が実施する中部山岳国立公園・上信越高原国立公園・妙高戸隠連山国立公園の施設整備を自然環境整備計画に基づき計画的に進めることとしている。

2) 国定公園及び中部北陸自然歩道を対象とした事業(国定公園等整備事業)

この事業の目的は、県内の国定公園及び中部北陸自然歩道の整備を効果的に推進し、自然環境の保全を図るため、自然との触れ合いの場の整備や自然環境の保全に資する施設整備を行う市町村を支援することにより、市町村が自然環境整備計画に基づき計画的に実施する、国定公園及び中部北陸自然歩道の施設整備を支援することとしている。

② 業務内容

表 取組

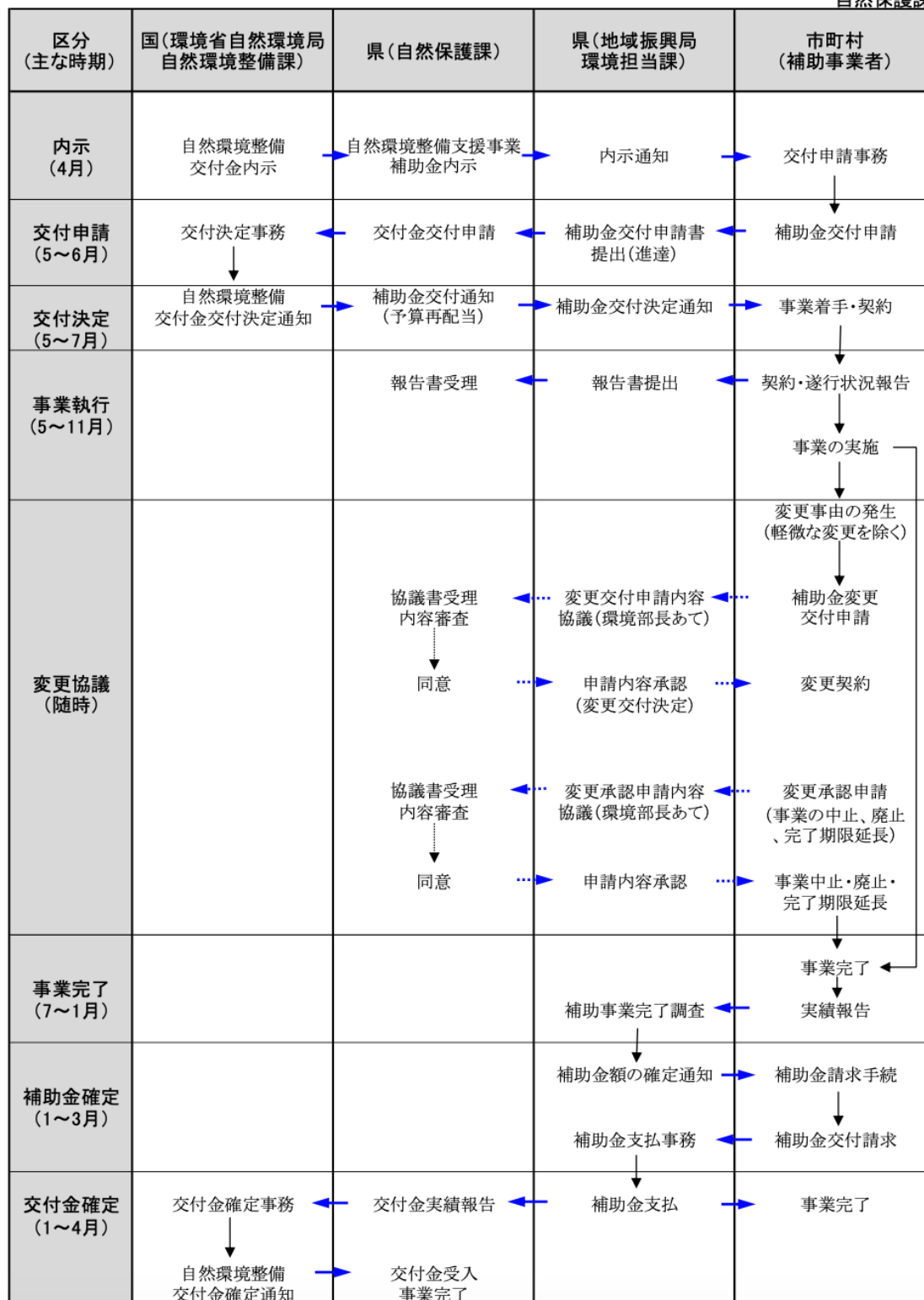
項目	内容	
国立公園整備事業	事業内容	国立公園において、市町村が整備した公園利用施設の国際化対応や老朽化対策のための施設整備等に対して支援し、受入れ環境を整備する。
	対象地域	中部山岳、上信越高原、秩父多摩甲斐、南アルプス、妙高戸隠連山
	対象事業	国際化対応のための整備(標識等の多言語対応整備、公衆トイレの再整備等) 老朽化対策のための整備(荒廃・破損した歩道等の利用施設の再整備等)
	事業主体	市町村
	補助率	1/2(国補 10/10)
国定公園等整備事業	事業内容	国定公園及び長距離自然歩道において、市町村が行う施設整備等を支援する。
	対象地域	国定公園:八ヶ岳中信高原、天竜奥三河及び妙義荒船佐久高原 その他:中部北陸自然歩道
	対象事業	歩道、園地、休憩所、野営場及び自然再生施設等の整備
	事業主体	市町村
	補助率	45/100(国補 10/10)

(出典:県提供資料より監査人作成)

事務フローは次に示すとおりである。

自然環境整備支援事業 事務手続フロー

自然保護課



この事業は、市町村への直接補助(国から見ると間接補助)がその中心となっている。この市町村への直接補助の事業における事務フローの事業主体は市町村であり、その事業主体に対し補助金を交付するのがこの事業の内容となっている。その事業主体と県との事務フローは「自然環境整備支援事業実施要領」、「自然環境整備支援事業補助金交付要綱」に規定があり、その事務フローにおいて用いる書式については「自然環境整備支援事業補助金取扱要領添付様式」、「自然環境整備支援事業補助金取扱要領別記様式」に規定されている。

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自然環境整備支援事業	30,224	55,251	72,678	66,073

(出典:県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

①要綱の遵守について(結果 1)

令和元年度における本事業の対象地域は、国立公園であるものが 5 件、国定公園等であるものが 10 件、合計 15 件について内示が行われている。そのうち、事業が中止となったものが 2 件、令和 2 年度に繰越になったものが 4 件あるため、令和元年度に事業が完了したものは 9 件となる。

この 9 件について、要綱等に沿った手順が踏まれているかどうかを検証した。その結果は次のとおりである。

- ・交付要綱第 9 に規定されている契約報告書の副本の提出が確認できなかったものが 2 件
- ・交付要綱第 9(契約及び遂行状況の報告)に「速やかに地域振興局長に報告」と規定されているものの、契約日から 1 か月以上が経過してから提出されているものが 2 件(2 件とも諏訪市)

以上の状況は交付要綱第 9 に示す「速やかな」提出とは言えない。要綱を遵守する必要がある。

(3) 監査の意見

①遂行状況等の報告期限について(意見 29)

本補助事業以外の補助事業では、補助金交付要綱または要領では、契約報告または遂行状況報告の期限を具体的に定めている。たとえば、「民間との協働による山岳環境保全事業」では、「工事等の契約締結日の翌日から起算して 14 日以内」となっている。

本事業についても報告期限を具体的に定める必要がある。

12. 県立自然公園整備支援事業

(1)概要

①事業の概要

本事業の目的は、県立自然公園において、自然環境の保全を図るとともに、公園利用増進及び自然とのふれあいを推進するため、自然環境の保全に資する施設整備を行う市町村及び民間事業者等を支援することにある。

そして、現状と課題については、現在、県立公園内の施設等整備においては、国の補助制度がなく、登山道の修繕等に対する補助制度があるのみであり、公園利用を増進するための計画的な歩道整備や公衆トイレ等の施設整備を行うものは存在していないことがあげられる。

事業内容は次の2点である。

1)歩道整備

長野県が提唱する山岳のユニバーサルツーリズムを自然公園内でモデル的にスタートし、誰もが楽しめる山岳環境の整備を全国に発信(3年間のモデル事業)

2)トイレ整備

県立自然公園の未整備トイレ(平成28年度時点で10か所)解消のため、補助制度を継続。

②業務内容

歩道整備については、阿智村の中央アルプス県立公園内の富士見台高原(ヘブンスそのはら展望周辺)において事業を行った。すでに平成30年度において整備内容についての調査を終えており、令和元年度においてはその整備内容を実現させるための事業を行ったものである。

この事業については、ナイトツアー(星空観察)の人气が高まりつつある状況を受けて、高齢者や障がい者にも参加しやすい環境整備の一環として行ったものであり、3年間のモデル事業の総決算にあたるものである。

表 取組

項目	内容
歩道整備	事業主体…阿智村 箇所名…園原遊歩道(ヘブンスそのはら内) 事業費…20,370千円 補助金額…6,790千円 備考…平成30年度調査委託実施済み
トイレ整備	令和元年度は予定なし

(出典:県提供資料より監査人作成)

この事業については、事業主体は市町村又は民間事業者であり、その事業主体に対し補助金を支出するのがこの事業の内容となっている。その事業主体と県との事務フローは、「県立自然公園整備支援事業実施要領」、「県立自然公園整備支援事業補助金交付要綱」によると次に示すとおりである。

他方、トイレ整備については令和元年度においては実施なしとなった。

県立自然公園整備支援事業 事務手続フロー

(H29.4.3時点)

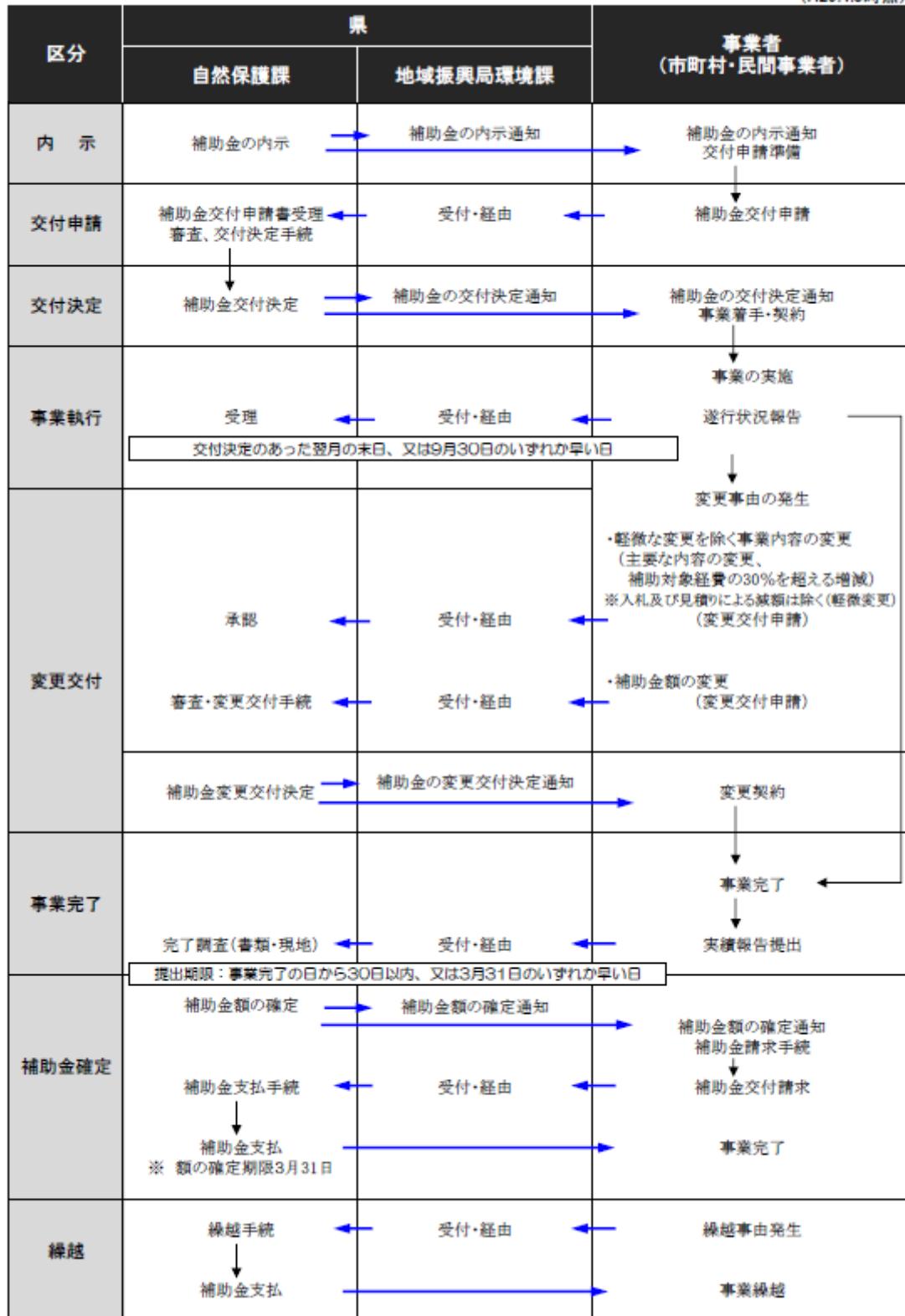


表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県立自然公園整備支援事業	-	331	9,445	17,472

(出典:県提供資料より監査人作成)

③成果指標

本事業について、県は次の成果指標を設定している。

表 成果指標

成果指標	平成 30 年度	令和元年度	
	実績	目標	実績
環境配慮型トイレの整備率	82.7%	84%	83.4%

(出典:県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

①事業結果の発信について(意見 30)

本事業の内容に「誰もが楽しめる山岳環境の整備を全国に発信」とあり、モデル事業であることが明らかにされている。となれば、本事業は歩道整備が終わった段階で事業終了とはいえない。

整備計画を策定する段階でモデル事業として備えるべき性質等について検討したうえで、整備計画の策定及び施策の実施を行ったものと考えられるが、モニタリングの必要性は依然として残っている。

モデル事業であれば、「誰もが楽しめる山岳環境の整備」が達成できているのか、不足している点はないのか、あるいは、同様の効果を他のコストが軽減される方法により実現できないのか等について事業の評価が必要である。たとえば、高齢者や障がい者の使い勝手についてアンケート調査を実施するなどにより評価する必要があると考える。

また、全国に発信することも事業内容に含まれているならば、これも歩道整備が終わったことをもって事業終了とするのではないと考えるべきである。事業主体は民間団体ではあるが、モデル事業という目的をもって補助金を支出している以上、県内はもとより、県外に対しても広く知見を求める必要があると考える。

令和 2 年度においては本事業の予算要求はゼロとなっているが、上記のような事後処理活動が行われることが望ましい。

13. 民間との協働による山岳環境保全事業

(1) 概要

① 事業の概要

本事業の目的は、県民共有の財産である長野県の山岳の環境保全を図るため、民間事業者等からの寄付金を活用し、山岳環境保全施設の整備を進めることにある。

本事業の現状と課題、事業効果は次のとおりである。

表 現状と課題、事業効果

項目	内容
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本県は年間約170万人の登山者が訪れる日本を代表する山岳県であり、山岳の環境保全と適正利用の両立を山岳関係者ととも確保する必要がある。 ・本県自然公園内にある約1,000kmの登山道のうち、約94%に当たる管理者不明確な登山道の維持管理は、山小屋関係者がボランティアで実施しており、県立自然公園内の山岳保全施設の整備については、現在、計画的な補助制度がない。 ・山岳トイレは、厳しい立地条件により、建設、維持管理等大きな費用がかかるため、整備が進まない。今後は零細な経営の山小屋や避難小屋のし尿処理の改善を図る必要がある。
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の対応が求められる損傷施設等の改修を図るとともに、登山道等の整備により、山岳環境の保全が図られる。 ・多様な主体が寄付を通じて山岳環境の保全に参加できる。

② 業務内容

表 取組

項目	内容	
市町村を事業主体とする施設整備	対象事業	施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・登山道及び付帯施設(標識等) ・高山植物保護(獣害防護柵、登山者の踏み荒らし防止のためのロープ設置等) ・し尿処理(携帯トイレブース等)
	補助率	事業費の1/2
	対象地域	県内の自然公園(国立公園、国定公園及び県立自然公園)
山小屋関係団体を事業主体とする資材購入	対象事業	資材購入 <ul style="list-style-type: none"> ・登山道の維持及び補修 ・標識及び案内看板の設置及び補修 ・高山植物保護(獣害防護柵、登山者の踏み荒らし防止のためのロープ設置等)
	補助率	資材費の10/10
	対象地域	県内の自然公園(国立公園、国定公園及び県立自然公園)

(出典: 県提供資料より監査人作成)

本事業の事業主体は市町村及び山小屋関係団体であり、その事業主体に対し補助金を支出するのが本事業の内容となっている。その事業主体と県との事務フローは、「民間との協働による山岳環境保全事業実施要領」、「民間との協働による山岳環境保全事業補助金交付要綱」によると次に示すとおりである。

民間との協働による山岳環境保全事業 事務手続フロー

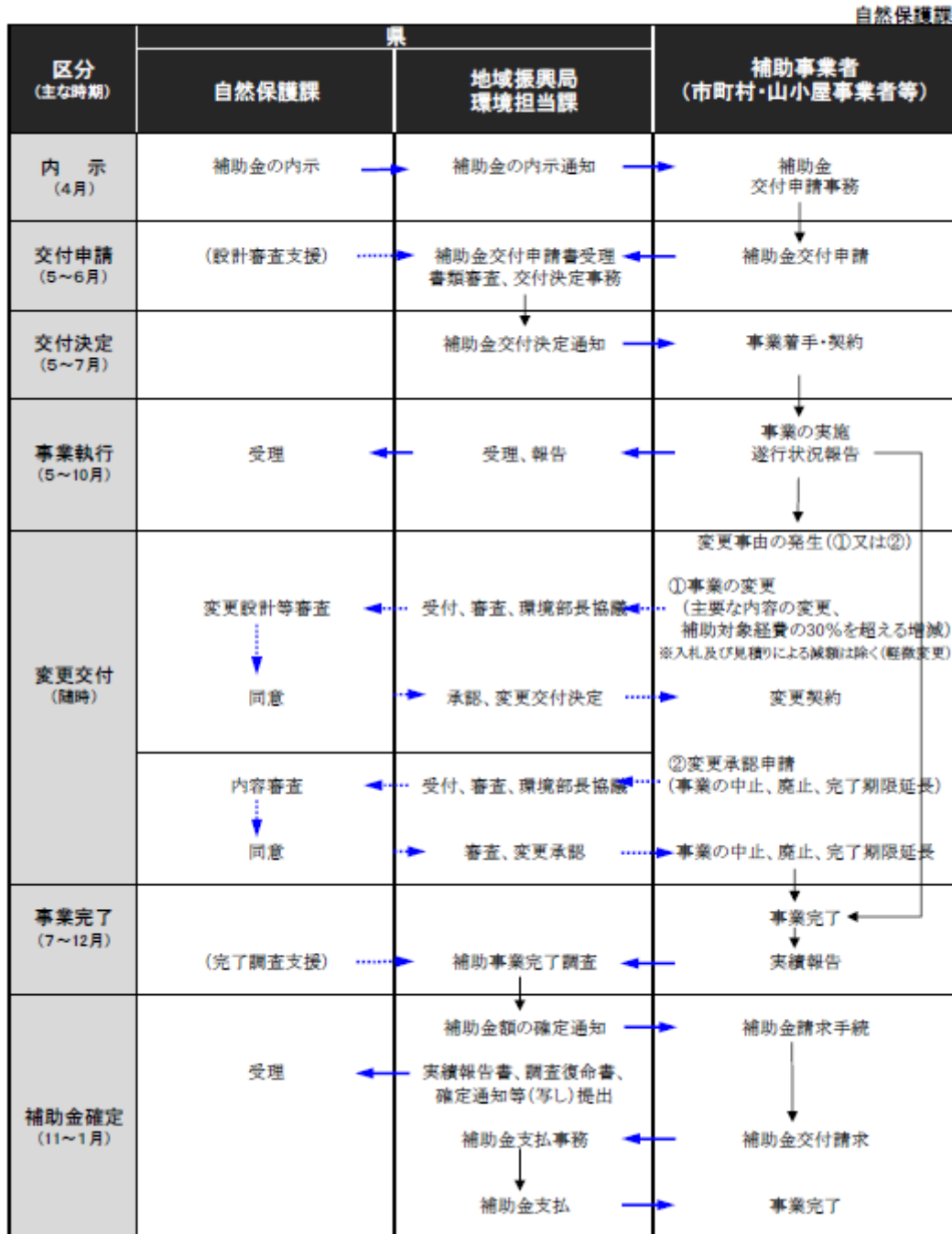


表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
民間との協働による山岳環境保全事業	5,716	3,440	9,759	15,413

(出典:県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果**① 要領等の遵守について(結果 2)**

令和元年度の本事業は、事業主体が市町村であるものが 7 件、山小屋関係団体であるものが 2 件で、合計 9 件の内示が行われている。

その後、担当する各地域振興局に対して遂行状況報告が行われ、それが県に対しても提出されることとなっているが、監査実施日において 9 件中 2 件(佐久穂町及び松本市)について、県に対する提出を確認することができなかった。

事業主体は実施要領第 12 に基づき、工事等の契約締結日の翌日から 起算して 14 日以内に遂行状況報告書を地域振興局長あて提出することとされているが、明らかに徒過しているものが 3 件(阿智村、茅野市及び松本市)で確認された。

工事等を分割発注している場合において、その都度遂行状況報告をするのかどうかについては実施要領には明文の記載がなく、実際に分割発注した松本市においては最終の契約後に遂行状況報告を発している(ただし、期限は徒過している)。

事業主体が山小屋関係団体の 2 件については、対象事業が資材購入であることもあり、遂行状況報告に添付すべき契約書の写しに代えて資材購入先(ホームセンター)の見積書等(写し)が添付されていた。

以上の状況は要領に定める規定に反しており、要領を遵守する必要がある。

(3) 監査の意見**① 事業箇所選定過程の透明化について(意見 31)**

監査実施時のヒアリングにおいて、内示されるべき事業箇所の選定をどのように行っているかを確認したところ、前年度において選定は終了している旨の回答を得た。内部文書を閲覧したところ、前年度の 6 月~8 月にかけて、各市町村等に実施要望箇所についての照会を行っており、場合によっては現地確認を行っているとのことであった。そして、その照会結果をもとに予算編成を進め、当年度については要望額通り内示されたとのことであった。

しかしながら、近年の長野県内における災害等の発生状況を鑑みると、今後、実施希望箇所の事業費の総額が予算額を大幅に上回る状況が想定される。

このような状況となった場合は、当該事業に限らず、事業箇所の選定過程を市町村等に周知するなど、透明化を図る必要がある。

14. 登山道等緊急整備支援事業

(1) 概要

① 事業の概要

本事業の目的は、世界水準の山岳高原観光地づくりを進めるため、県が策定した「山岳の環境保全及び適正利用の方針」に基づき、持続可能な登山道整備等をさらに推進していくこと、山域の将来像に応じて実施する登山道等の整備を進めるため、山域の代表者による「長野県山岳環境連絡会」を開催し、山域ごとの取組や課題等の対策及び共有を図ることにある。

そして、課題としては以下の3点が挙げられる。

- ・平成25年度に実施した登山道一斉調査の結果から300か所の危険箇所が抽出されていること。
- ・その後、御嶽山の噴火や自然災害による登山道崩落等が発生していることから、長野県山岳環境連絡会からの要望を受け、新たに70箇所の危険箇所(危険箇所は300から370に増加)を把握。
- ・このため、平成30年度末に解消が見込まれる189箇所を除いた181箇所について、令和4年度までに当該事業により解消する。

また、本事業は平成29年度までは山岳環境整備推進事業であったが、平成30年度より登山道等緊急整備支援事業となっている。

② 業務内容

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
山岳環境整備推進事業	27,167	39,844	-	-
登山道等緊急整備支援事業	-	-	52,466	39,749
計	27,167	39,844	52,466	39,749

(出典:県提供資料より監査人作成)

本事業は、市町村等への直接補助、市町村・山小屋関係団体等の連絡体制の整備、山岳環境モニタリング体制の整備の3つの細事業からなっている。

1) 市町村等への直接補助

事業主体が市町村及び山域連絡調整会議である場合に、その事業費の一部を補助する事業である。補助率は、国立公園、国定公園、県立自然公園等のいずれであるかにより異なる。また、国立公園の場合は補助対象事業費の50%、国定公園の場合は事業費の45%について国から補助を受けることができる。

令和元年度においては、10事業に対して予算が内示された。このうち6事業が年度内に終了し、3事業は事業内容が変更されて令和2年度に繰越となり、残り1事業は自然災害の影響により想定されていなかった事態ではあるが、事業主体による内示辞退となった。

この事業の事業主体は市町村等であり、県は補助金を交付する役割を持つ。その事業主体と県との事務フローは「登山道等緊急整備支援事業実施要領」、「登山道等緊急整備支援事業補助金交付要綱」によると次に示すとおりである。

登山道等緊急整備支援事業 事務手続フロー

自然保護課

区分 (主な時期)	国		県		補助事業者 (市町村)
	環境省	自然保護課	地域振興局 環境担当課		
内示 (4~5月)	交付金の内示	補助金の内示	補助金の内示通知		補助金 交付申請準備
交付申請 (5~6月)	申請受理 交付決定事務	交付金交付申請 <small>※国交付金(自然環境整備交付金) 活用の場合</small>	補助金交付申請書受理 審査、交付決定手続		補助金交付申請
交付決定 (5~7月)	交付金交付決定	補助金交付通知 <small>※国交付金活用の場合</small>	補助金交付決定通知		補助金の交付決定通知 事業着手・契約
事業執行 (5~11月)		受理	受理、報告		事業の実施 逆行状況報告
変更交付 (随時)		変更設計等審査 ↓ 同意	受付、審査、環境部長協議 ↓ 承認、変更交付決定		変更事由の発生(①又は②) ①事業の変更 (主要な内容の変更、 補助対象経費の30%を超える増減 ※入札及び見積りによる減額は除く(経費変更)) ↓ 変更契約
		内容審査 ↓ 同意	受付、審査、環境部長協議 ↓ 審査、変更承認		②変更承認申請 (事業の中止、廃止、完了期限延長) ↓ 事業の中止、廃止、完了期限延長
事業完了 (7~1月)		完了調査支援	完了調査(書類・現地)		事業完了 ↓ 実績報告提出
補助金確定 (1~3月)	実績報告受理 交付金確定事務	交付金実績報告 <small>※国交付金活用の場合</small>	補助金額の確定通知 ↓ 実績報告書、調査復命書、 確定通知等(写し)提出 ↓ 補助金支払事務 ↓ 補助金支払		補助金請求手続 ↓ 補助金交付請求 ↓ 事業完了
交付金確定 (1~4月)	交付金確定通知	国費振算or精算払請求 交付金受入			
繰越 (1~3月)		繰越手続 ↓ 繰越承認	受付・経由 ↓ 繰越承認通知		繰越事由発生 ↓ 事業繰越

2) 市町村・山小屋関係団体等の連絡体制の整備

山岳関係者による山域ごとの取組や課題等を共有するための「長野県山岳環境連絡会」を開催する。

長野県山岳環境連絡会は、山岳の環境保全及び適正利用の両立を図るため、長野県下の山岳関係者、関係行政機関等により組織し、登山道や山岳地域トイレ等の施設のあり方や整備の方法、山岳地域の生態系の保全等について、情報を交換し、合意形成を図りつつ対策を推進することを目的としている。

令和元年度は、5月と2月の2回にわたり開催されている。

3) 山岳環境モニタリング体制の整備

安全な登山や生物多様性保全を推進するため、国立環境研究所と連携し観測システムの利活用を図る事業である。

国立環境研究所では、温暖化影響モニタリングカメラを使って、長野県内の山岳環境を定点観測しており、その画像を登山者等に提供している。

観測地点マップ



北アルプス



表 取組

項目	内容
市町村等への直接補助	<p>①山域 上信国境、奥秩父、ハヶ岳、中央アルプス、御嶽、南アルプス、北アルプス南部、北アルプス北部、戸隠、北信</p> <p>②補助対象 ・登山道の修繕(木道、階段工ほか)等 ・道標の改修 ※御嶽山は噴火に伴う被災登山道の復旧・復興 ・損害賠償保険</p> <p>③補助率 ・国立公園(国 50%、県 25%、市町村 25%) ・国定公園(国 45%、県 27.5%、市町村 27.5%) ・県立自然公園等(県 2/3、市町村 1/3) ・損害賠償保険(県 1/2、市町村 1/2)</p>
市町村・山小屋関係団体等の連絡体制の整備	・山岳関係者による山域ごとの取組や課題等の共有のための「長野県山岳環境連絡会」を開催する。
山岳環境モニタリング体制の整備	・安全な登山や生物多様性保全を推進するため、国立環境研究所と連携し観測システムの利活用を図る。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

①要領等の遵守について(結果 3)

本事業においては、事業主体である市町村等から各地域振興局への報告、あるいは、各地域振興局から環境部長への報告が、「登山道等緊急整備支援事業実施要領」、「登山道等緊急整備支援事業補助金交付要綱」に定められており、報告様式も「登山道等緊急整備支援事業実施要領」に定められている。

市町村等は、工事等の契約締結日の翌日から起算して 14 日以内に登山道等緊急整備支援事業遂行状況報告書を各地域振興局長あてに提出することとなっているが、事業中止となった 1 件を除く 7 件中 3 件(木曾町、宮田村、白馬村)が期限を徒過して提出がなされている。また、民間との協働による山岳環境保全事業においても状況報告が遅延している例が見受けられた。

事業完了後に市町村等と各地域振興局との間で実績報告や補助金額の確定の進められるが、各地域振興局長は、補助金の額を確定したときは、速やかに様式第 12-2 号を環境部長あて提出することとされているが、6 件中 1 件(諏訪地域振興局)はその様式が用いられていない。

以上の状況は要領に定める規定に反しており、要領を遵守する必要がある。

(3) 監査の意見

①状況報告の提出期限について(意見 32)

自然保護課においては、事業主体である市町村等と各地域振興局、各地域振興局と環境部長(または長野県知事)との間で所定の報告が求められている事業が複数存在する。自然環境整備支援事業、県立自然公園整備支援事業、民間との協働による山岳環境保全事業、そして本事業においては、事務フローはほぼ同一である。

ところが、各事業の共通する事務に「遂行状況報告」(事業主体→地域振興局長または知事)があるが、報告(提出)期限の規定が事業毎に異なっている。

たとえば、市町村等が工事等の契約締結を行った際に各地域振興局長に提出することとなっている状況報告は、自然公園整備支援事業においては「速やかに」、県立自然公園整備支援事業においては「補助金の交付決定のあった月の翌月の末日から起算して 10 日以内」、民間との協働による山岳環境保全事業及び登山道等緊急整備支援事業においては「工事等の契約締結日の翌日から起算して 14 日以内」と異なる期限が定められている。また、様式についても、県立自然公園整備支援事業、山岳環境保全事業及び登山道等緊急整備支援事業については様式が定められているが、自然環境整備支援事業においては市町村等からの報告書の副本を提出すれば足りることとなっている。

今後は、必要に応じて報告期限の統一を図るなど、改善が図られることが望ましい。

VI. 資源循環推進課

監査対象とした事業と結果・意見の有無

資源循環推進課が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	“チャレンジ 800”ごみ減量推進事業	8,941	1人1日あたりのごみ排出量が日本一少ない県としてSDGsの達成目標も踏まえ排出量の一層の削減を目指す。	無	有
2	産業廃棄物の3Rサポート	151	廃棄物処理法に基づく、事業者の環境に配慮した事業活動、拡大生産者責任を踏まえた廃棄物の適正処理に係る啓発を実施する。	無	無
3	きれいな信州環境美化運動の推進	98	多様な主体が実施している環境美化活動を推進し、3Rに対する意識高揚を図る。	無	無
4	循環型社会形成推進事業	33	廃棄物の発生抑制等において顕著な実績を挙げている者を表彰する。	無	無
5	リサイクル関連法等の円滑な推進	70	自動車リサイクル法等に基づき、関係事業者に有効期限満了通知を送付する。	無	無
6	一般廃棄物処理に係る市町村支援	21	一般廃棄物に関する事業を実施する市町村への技術的援助を実施する。	無	無
7	一般廃棄物処理施設に係る許可事務等	904	一般廃棄物最終処分場の立入検査時に放流水等の水質検査を実施する。	無	無
8	産業廃棄物に係る許可事務等	528	廃棄物処理施設の設置許可の適否を判断するため、専門的知識を有する者から意見を聴取する。	無	無
9	多量排出事業者等に対する産業廃棄物処理計画等の作成指導及び公表	40	多量排出事業者等への産業廃棄物の減量その他処理に関する計画の作成、指導を行う。	無	無
10	産業廃棄物処理業者等の指導育成	257	産業廃棄物処理業者等が産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、県への報告に関する指導及び育成を行う。	無	有
11	PCB 廃棄物処理推進事業	696	PCB 廃棄物処理の届出指導及び情報提供、広域協議会運営に係る費用を負担する。	無	無
12	廃棄物処理施設用地の維持管理	4,412	最終処分場ひっ迫時の公共関与による施設整備のための、予定地の維持管理を行う。	無	無

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
13	関東甲信越産業廃棄物処理対策連絡協議会	15	各都県市との協議および情報交換、視察情報を共有する。	無	無
14	産業廃棄物実態調査	6,490	第5期長野県産業廃棄物処理計画策定のための産業廃棄物の発生・排出・再生利用・処理等の実態を把握する。	無	無
15	産業廃棄物指導員配置事業	23,332	警察 OB 等による産業廃棄物指導員の配置等、排出事業者及び処理業者に対する監視指導を行う。	無	無
16	不法投棄監視連絡員配置事業	8,570	住民と連携した情報収集により、不法投棄に対する抑止力醸成と、早期・適切対応を図る。	無	無
17	産業廃棄物不適正処理の防止	49,115	不法投棄や不適正処理等により放置された産業廃棄物の飛散・流出、崩壊といった事故、二重の不法投棄等を防止する。	無	有

1. “チャレンジ800”ごみ減量推進事業

(1)概要

①事業の概要

長野県は、令和元年度事業計画時点で3年連続「1人1日あたりのごみ排出量」が日本一少ない県(令和2年度時点で5年連続日本一)として、3Rのうち2R(リデュース・リユース)を意識した取組をSDGsの達成目標も踏まえ一層進めるとしている。

本事業は、特に一般廃棄物の排出量に占める割合が高いとされる生ごみや事業系廃棄物の削減に取り組むとともに、廃棄物を地域で循環資源として利活用を進める「地域循環圏」の構築に引き続き取組み、「ごみ減量日本一」の継続を目指すことを目的としている事業である。

②業務内容

表 取組

項目	内容
地域循環圏の構築推進・支援	アドバイザーによる循環相談等により、“チャレンジ 800”実行チーム(各地域振興局単位で設置済)での地域ごとの課題整理、取組支援
食べ残しを減らそう(食品ロス削減)・レジ袋削減県民運動の継続	「残さず食べよう! 30・10 運動」の推進 ・テレビ CM 放送 ・協力店の増加及び連携した推進(呼びかけキャラバン、グッズ作成等) ・街頭等啓発活動、各種団体を通じた呼びかけ 「信州発もったいないキャンペーン」の継続 ・賛同事業者の増加及び連携した推進 ・店頭等啓発活動 ・食品ロス削減取組実施市町村の支援
レジ袋等削減県民運動の実施	・レジ袋削減キャンペーンの実施 賛同事業者の業種拡大 賛同事業者と連携した啓発活動 ごみゼロの日に合わせた河川等での廃棄物一斉回収 使い捨てプラスチック発生抑制等の啓発
信州ごみげんねっとの運営	・市町村、関係団体等との連携によるサイト内容の充実 (イベント情報、ごみげん協力店情報等の発信強化)
様々な媒体を活用した啓発	・ごみ減量キャンペーン等の新聞広告の継続
環境教育の継続	3R 推進のための講座・研修会を環境カレッジに登録 ・学校講座 ごみ排出量の多い町村での小学校高学年を対象とした食品ロス削減(ごみ減量)講座の開催等 ・地域講座 3R 推進基礎講座、使い捨てプラスチック削減講座の開催等

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
“チャレンジ 800”ごみ減量 推進事業	1,109	3,013	4,583	8,941

(出典: 県提供資料より監査人作成)

③成果指標

本事業について、県は次の成果指標を設定している。

表 成果指標

成果指標	平成 29 年度	平成 30 年度	
	実績	目標	実績
1 人 1 日あたり一般廃棄物排出量	817g	800g	811g

(出典: 令和 2 年 4 月発表県資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

①廃棄物のさらなる削減推進について(意見 33)

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。長野県の 1 人 1 日あたり一般廃棄物排出量は、5 年連続全国一少ない県となっている。

表 廃棄物

項目	内容
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)で規定された燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・ばいじん等 20 種類の廃棄物
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物であって事業系一般廃棄物、家庭系廃棄物、廃家電製品に含まれる PCB 使用部品やごみ処理施設の集塵施設で集められたばいじん等で特別に管理が要求される特別管理一般廃棄物

2015 年の国連総会で SDGs が採択されており、持続可能な開発目標は全世界的に求められている取組である。その観点において、ごみ排出量の削減は、現世代が未来世代に負った義務であり大きな政策目標とも考えられる。

平成 30 年度実績における 1 人 1 日あたり一般廃棄物排出量は、全国平均の 918g に対し、上位県と下位県では 200g 以上の差が生じている。

表 1 人 1 日あたり一般廃棄物排出量が少ない上位 5 県

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
都道府県	長野県	滋賀県	京都府	神奈川県	埼玉県
排出量	811g	834g	838g	845g	858g

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 1 人 1 日あたり一般廃棄物排出量が多い下位 5 県

	47 位	46 位	45 位	44 位	43 位
都道府県	富山県	新潟県	福島県	鳥取県	青森県
排出量	1,045g	1,034g	1,029g	1,027g	1,002g

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 年度別長野県 1 人 1 日あたり一般廃棄物排出量

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
排出量	838g	836g	822g	817g	811g

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 年度別長野県 1 人 1 日あたり一般廃棄物排出量が少ない上位 5 市町村

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
市町村	南牧村	川上村	泰阜村	中川村	豊丘村
排出量	306g	308g	374g	386g	412g

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 年度別長野県 1 人 1 日あたり一般廃棄物排出量が多い下位市町村

	77 位	76 位	75 位	74 位	73 位
市町村	木島平村	軽井沢町	山ノ内町	野沢温泉村	白馬村
排出量	1,685g	1,577g	1,216g	1,197g	1,176g

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 残余容量及び年数

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	対前年度	全国
残余容量	974,346 m ³	918,530 m ³	5.7%減	101,341 千m ³
残余年数	14.0 年	14.9 年	—	21.6 年

※最終処分地における、今後埋立可能な量を残余容量といい、その量が満杯になるまでの残りの期間の推計値を残余年数という。
(出典: 県提供資料より監査人作成)

1 人 1 日あたり一般廃棄物排出量が少ない上位県は海がない県が多く、1 人 1 日あたり一般廃棄物排出量が多い下位県は全て海がある県である。このことについては、最終処分場の開設のしやすさ等が関係していると考えられるが、長野県は、最終処分場の残余容量の少なさもその取組は、子細に行われている。特に「残さず食べよう！ 30・10 運動」は、長野県松本市で始まり、今や全国にその運動が広がりつ

つある。

これら行政の取組無くして5年連続ごみ排出量日本一になることはできず、行政の不断の取組の成果と考えられる。県としては、さらなる削減として、令和2年度は1人1日あたり一般廃棄物排出量795gを目標に事業を行っている。

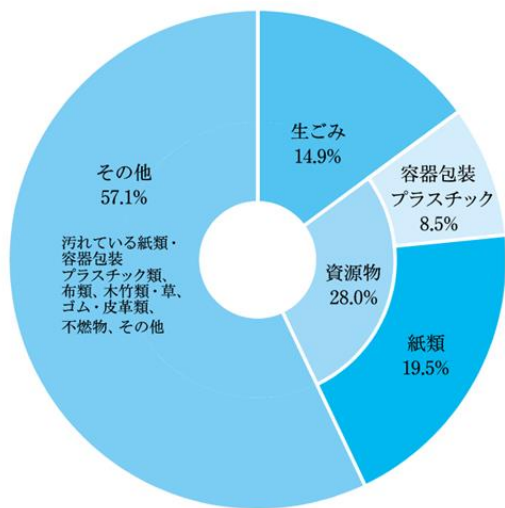
ここで年度別の一般廃棄物排出量を見てみると、過去5年間減少しているものの減少率は低くなってきており、削減が難しくなっているとも考えられる。また、一般廃棄物排出量が多い市町村に挙げられている5町村は、観光地や別荘地があるなど、居住者でなく一時的に滞在する観光客等が多い町村である。

長野県は、観光庁が毎年刊行している宿泊統計調査報告でも毎年10位前後にランクされ、毎年1,000万人超が県内に宿泊する観光県でもあるため、一般廃棄物排出量が多いというだけで、その市町村の廃棄物政策が滞っている等と結論づけるのは早計である。

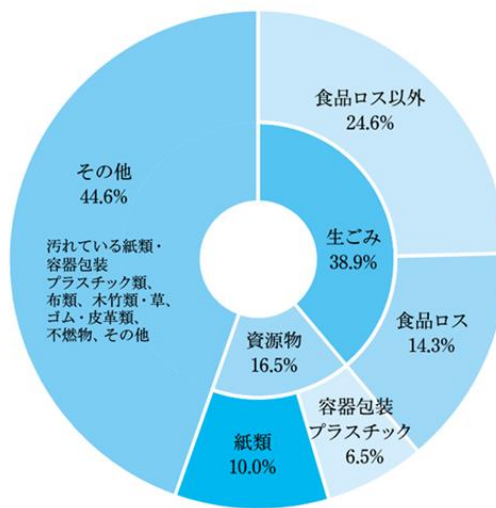
一般廃棄物排出量が多い市町村5位以内には入っていないが、長野市、松本市は、それぞれ68位、71位と県内の人口が多い市1位と2位の市は一般廃棄物排出量が多く、一般廃棄物の排出は、その市町村で行われている様々な活動が密接に結びついていることがわかる。

さらに、一般廃棄物排出量のうち、家庭系(以下の表では生活系と表現)と事業系の内容を見ると、一般廃棄物排出量が少ない町村は、事業系が少ないことに加え家庭系も少ないことがわかる。これら家庭系が少ない町村では、家庭系一般廃棄物で最も多く排出されている生ごみについてコンポストなどを利用して家庭内で処理しているなど生活にごみの削減が根付いているということである。

このような理由により、一般廃棄物排出量が多い市町村の廃棄物削減施策に問題があるわけではないが、一般廃棄物排出量のさらなる削減を進めていくために県は、市町村が実施する施策に対し、今後も技術的援助に努めていく必要がある。



事業系一般廃棄物



家庭系一般廃棄物

(出典:松本市一般廃棄物処理計画)

表:市町村別 1人1日あたりのごみ排出量(平成30年度)

順位	市町村	合計(g)		前年度比 (%)	順位	市町村	合計(g)		前年度比 (%)		
		生活系	事業系				生活系	事業系			
1	南牧村	306	306	0	1.7	40	飯田市	748	572	177	2.1
2	川上村	308	308	0	▲4.6	41	松川村	758	466	292	▲2.4
3	黍草村	374	374	0	▲2.0	42	須坂市	758	558	200	0.0
4	中川村	386	335	51	9.0	43	上田市	761	550	211	▲0.3
5	豊丘村	412	384	28	▲0.4	44	山形村	761	504	258	0.6
6	喬木村	415	415	0	▲9.4	45	安曇野市	778	462	316	▲1.0
7	阿南町	426	426	0	3.3	46	根羽村	779	770	9	1.0
8	平谷村	426	426	0	0.9	47	富士見町	785	601	184	▲0.5
9	下條村	435	435	0	2.5	48	千曲市	787	536	251	▲0.4
10	大鹿村	449	449	0	▲1.4	49	中野市	787	554	233	▲3.2
11	高森町	451	451	0	3.7	50	筑北村	788	486	302	0.3
12	飯島町	460	366	95	2.0	51	塩尻市	794	502	292	▲0.6
13	北相木村	492	492	0	▲0.5	52	立科町	803	616	186	1.5
14	売木村	501	372	129	14.9	53	小諸市	803	594	209	0.0
15	天龍村	504	487	17	▲1.9	54	飯山市	808	566	242	▲1.0
16	東御市	511	448	63	▲9.4	55	上松町	816	721	95	0.4
17	御代田町	511	344	168	▲1.3	56	麻績村	816	469	347	0.7
18	南箕輪村	516	420	96	4.5	57	生坂村	826	519	307	1.3
19	小川村	521	483	38	2.5	58	大桑村	827	736	90	▲6.1
20	高山村	528	513	15	2.1	59	信濃町	830	654	176	▲1.2
21	松川町	533	533	0	0.5	60	下諏訪町	830	631	199	▲0.4
22	佐久穂町	533	484	49	▲0.6	61	阿智村	832	410	422	▲0.2
23	辰野町	535	470	65	3.9	62	池田町	834	513	320	0.4
24	南相木村	550	550	0	0.6	63	栄村	843	584	258	5.0
25	宮田村	577	502	75	▲0.6	64	小谷村	873	526	346	▲6.7
26	箕輪町	580	489	90	9.2	65	諏訪市	895	579	316	▲1.7
27	飯綱町	594	538	56	▲2.8	66	坂城町	900	570	329	0.9
28	朝日村	602	464	138	2.0	67	茅野市	902	575	327	▲2.3
29	伊那市	654	497	157	▲6.0	68	長野市	911	615	296	▲1.4
30	佐久市	665	509	156	▲0.3	69	大町市	927	681	247	5.7
31	駒ヶ根市	686	471	215	3.6	70	王滝村	959	740	219	▲0.9
32	青木村	688	683	4	1.5	71	松本市	1,015	545	470	▲1.2
33	原村	692	551	141	▲2.8	72	木曾町	1,017	744	273	4.2
34	長和町	693	674	19	▲0.9	73	白馬村	1,176	716	460	▲3.1
35	小海町	697	551	147	0.9	74	野沢温泉村	1,197	825	371	6.7
36	岡谷市	704	514	190	▲0.6	75	山ノ内町	1,216	1,097	119	▲1.6
37	南木曾町	736	682	53	▲1.7	76	軽井沢町	1,577	758	818	1.2
37	小布施町	742	528	213	▲1.7	77	木島平村	1,685	593	1,093	▲5.9
39	木祖村	745	722	23	3.5		長野県	811	554	257	▲0.7

(出典:一般廃棄物処理事業実態調査(平成30年度実績))

長野県内の一般廃棄物排出量は年々削減が進み、前述のように5年連続で1人あたりのごみ排出量日本一を達成しているが、その削減幅は減少してきているのが現状である。

一般廃棄物は、事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物に分けられ、排出量の削減は、事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物のそれぞれで行う必要がある。家庭系一般廃棄物は年々削減が進んでおり、5年前の平成25年と比較すると8%減少しているが、事業系一般廃棄物は約5%増加していることがわかる。

一般廃棄物排出量は、家庭系一般廃棄物が全体の68.3%を占めている。県は、家庭系一般廃棄物の削減には、家庭から排出される生ごみの削減とプラ類の分別や削減・回収の2点を課題として挙げている。

確かに家庭系一般廃棄物の内容を見ると生ごみ及びプラ類が最も多く、これらを削減することが全体の排出量削減に大きく寄与することがわかる。

これについて県は、信州発もったいないキャンペーン、信州ごみげんねっとの運営、広報媒体を活用した啓発、環境教育の推進を、プラ類については、レジ袋削減キャンペーン、河川等での廃棄物一斉回収を通じて削減推進を行っている。

事業系一般廃棄物については、事業系ごみのうち、事業者から排出される紙ごみ食品廃棄物の削減として、地域循環圏の形成・支援、残さず食べよう！30・10運動、信州発もったいないキャンペーン、信州ごみげんねっとの運営、広報媒体を活用した啓発、事業系廃棄物の効果的削減施策検討を通じてその目標を達成するとしている。

一般廃棄物の内容に沿った施策を実行していることがわかり、排出量が最も少ない長野県がさらなる削減に向けて関係諸団体と連携協議している姿勢は評価できる。県においては、今後も積極的な施策で一般廃棄物排出量の削減に取り組んでいくことが望まれる。

2. 産業廃棄物の3Rサポート

(1) 概要

① 事業の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第4条第4項に基づいて県等が事業者に対して廃棄物の排出抑制と適正な処理の確保に関する意識啓発を行うことにより、廃棄物処理法第3条に規定された事業者の責務である環境に配慮した事業活動、拡大生産者責任を踏まえた廃棄物の適正な再生利用及び処分への取組、並びに情報公開等の自主的な取組等を促進するものである。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
産業廃棄物3R実践講習会	産業廃棄物の3Rに関する基礎知識、近年の状況等に係る情報を提供するとともに、3Rに関する県内外の優秀事例を紹介することによって事業者の意識を高め、産業廃棄物の資源化及び発生抑制を促進する。
産業廃棄物3R専門研修会	排出事業者の自主的な取組を推進するため、廃棄物3Rに関し共通の課題を有する特定業者の事業者を参加者とする研修会を開催。先進事例の紹介を行うとともに、事業者の個別課題を解決するための意見交換を行う。
信州リサイクル製品普及拡大事業	県内で発生した廃棄物を利用し、県内の事業者で製造加工した「信州リサイクル製品」の普及拡大を図るため、民間団体と県が協力して設置した「信州リサイクル製品普及拡大協議会」において製品認定及びPRを協働して行う。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
産業廃棄物の3Rサポート	283	230	176	151

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

3. きれいな信州環境美化運動の推進

(1) 概要

① 事業の概要

地域、市民団体、学校、企業、行政など、多様な主体が実施している環境美化運動の取組の輪を、県民運動として広げるとともに県民の 3R に対する意識高揚を図るものである。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
キャンペーンの実施	ごみゼロの日統一美化キャンペーン(春)、きれいな信州美化キャンペーン(秋)の実施
啓発物品の配布	キャンペーン期間を中心に、ポスターを市町村・学校・県機関等に掲示、リーフレット及び花の種を駅やイベント等で配布

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
きれいな信州環境美化運動の推進	75	54	65	98

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

4. 循環型社会形成推進事業

(1) 概要

① 事業の概要

廃棄物の発生抑制、資源化等の推進及び適正処理において顕著な実績を挙げている者を表彰し、優秀な活動を広く PR するとともに、廃棄物行政に係る課題解決を図るため、国等に要望活動を行う廃棄物関係課長会に参加することにより、循環型社会形成の一層の推進を図るものである。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
循環型社会形成推進功労者表彰	循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、再利用及び資源化等の促進、適正処理並びに啓発・普及及び指導・教育等に多大な貢献をしている者を表彰する。
全国環境衛生・廃棄物関係課長会廃棄物会	廃棄物関係主管課長の業務に係る連携調整並びに課題の検討及び情報の交流を図り、廃棄物関係行政の発展向上に資する。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
循環型社会形成推進事業	33	33	33	33

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

5. リサイクル関連法等の円滑な推進

(1) 概要

① 事業の概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下、「自動車リサイクル法」という。)に基づく、引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業について、有効期限満了に関する通知を送付している。また、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下、「フロン排出抑制法」という。)に基づき、有効期限が満了となる事業者に対し、有効期限満了に関する通知を送付している。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
自動車リサイクル法に基づく更新事務	令和元年度中に5年間の有効期限が満了となる事業者に対し、事前に満了を通知する。また、新規登録、新規許可、登録更新及び許可更新申請に基づき、書面審査後、登録通知書又は許可証及び申請書類の写しを送付する。
フロン排出抑制法に基づく登録更新事務	令和元年度中に5年間の有効期限が満了となる事業者に対し、事前に満了を通知する。また、令和元年度中に新規登録及び更新登録となった事業者へ登録通知書等を送付する。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
リサイクル関連法等の円滑な推進	49	157	39	70

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

6. 一般廃棄物処理に係る市町村支援

(1) 概要

① 事業の概要

一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適切な処理に必要な措置を講ずるよう努め、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たって、職員の資質の向上、施設整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努める市町村に対し、廃棄物処理法第4条第2項に基づき、その責務が果たされるよう必要な技術的援助を行うものである。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
廃棄物行政に係る市町村新任担当者研修会	一般廃棄物行政に関する基礎知識の習得を目指して、市町村、一部事務組合及び広域連合の一般廃棄物新任担当者を対象とする研修会を実施する。
一般廃棄物処理実務セミナー	市町村、一部事務組合及び広域連合が抱える一般廃棄物行政に係る諸問題をテーマとして専門家等を講師として招き、市町村等の担当者を対象とするセミナーを開催する。
市町村、一部事務組合及び広域連合が開催する協議会等への出席	長野県廃棄物処理技術研究協議会、長野県19市廃棄物対策事務研究会に出席する。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般廃棄物処理に係る市町村支援	60	136	60	21

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

7. 一般廃棄物処理施設に係る許可事務等

(1) 概要

① 事業の概要

一般廃棄物処理施設のうち、とりわけ環境汚染に対する住民の不安が大きい一般廃棄物最終処分場について、立入検査時に放流水等の水質検査を行い、適切な管理についての指導の充実に資するものである。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
放流水検査	一般廃棄物最終処分場について、9年に一度PH、BOD等の一般項目、水銀、カドミウム、鉛等の健康項目、PCB、トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤等検査項目、チウラム、シマジン等の有機塩素系農薬項目について水質検査を実施する。
周縁地下水検査	水銀、カドミウム、鉛等の健康項目、PCB、トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤等検査項目、チウラム、シマジン等の有機塩素系農薬項目について水質検査を実施する。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般廃棄物処理施設に係る許可事務等	965	891	750	904

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

8. 産業廃棄物に係る許可事務等

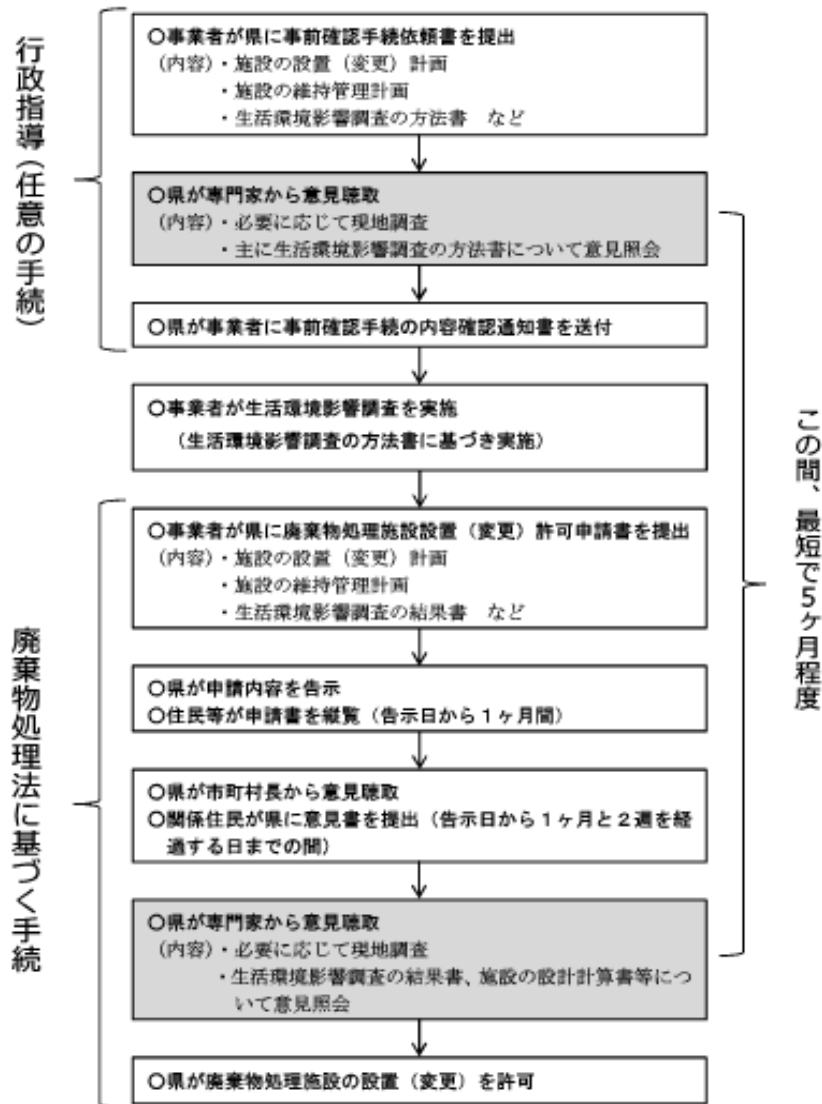
(1) 概要

① 事業の概要

廃棄物処理法第8条の2第3項及び第15条の2第3項の規定により、廃棄物処理施設(焼却施設及び最終処分場に限る。)の設置許可の適否を判断するため、専門的知識を有する者から生活環境の保全に関する意見を聴取し、これら意見を判断材料として許可事務を行うものである。

② 業務内容

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置(変更)許可に係る手続



(出典：県提供資料)

表 事業費の推移**(単位:千円)**

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
産業廃棄物に係る許可事務等	526	731	600	528

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

9. 多量排出事業者等に対する産業廃棄物処理計画等の作成指導及び公表

(1) 概要

① 事業の概要

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるものは、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。本事業は、県として、計画の策定方法をはじめ、減量化、リサイクルの取組指導をすることを目的とするものである。

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
多量排出事業者等に対する産業廃棄物処理計画等の作成指導及び公表	137	56	28	40

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

10. 産業廃棄物処理業者等の指導育成

(1) 概要

① 事業の概要

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 54 条の規定により、産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可をうけた者は、毎年 6 月 30 日までに、前年度における産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、規則で定めるところにより、知事に報告する必要がある。県は、その報告書様式等を報告対象者に郵送している。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
報告様式の送付	県指定の様式を各事業者に郵送する。
報告書の受領	各事業者が作成した報告書を郵送またはメールにて受領する。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
産業廃棄物処理業者等の指導育成	308	247	239	257

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 報告書送付と DX 戦略について(意見 34)

本事業は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 54 条の規定により、産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を受けた者に対し毎年の報告につき、同規則に定める様式に従い報告を求め、その報告様式を郵送する際の郵送代金を計上しているものである。

産業廃棄物の保管、収集、運搬、又は処分を行うものは、その企業の規模が必ずしも大きいわけではなく中小の業者も多くある。そのような事業者の中には、IT に知見があるものだけではなくメール等でのやり取りに不安がある事業者も少なくないという理由から郵送による報告書様式の送付予算を計上していたとのことである。紙面を郵送するということは、その郵送代金の発生だけでなく、印刷作業、封入作業と様々な作業が発生し、その手続きに時間がかかることは想像に難くない。事業者にとってもこの報告は、条例により行わなければならない義務であり県からそのひな形を郵送されなければ報告しないということではない。また、その報告書は表計算ソフトで作成されていることから、IT に慣れている事業者にとっては、表計算ソフトで作成し、そのままメールで送ることのほうが利便性は高いと感じる者も少なくないと考えられる。

この産業廃棄物処理実績報告書の提出については、令和 2 年度は、地域振興局単位でメールでも可能となっているとのことであるが、業界団体である一般社団法人長野県資源循環保全協会からも電子化又は電子媒体での対応を求める要望もあり、多くの事業者は電子化を求めていると考えられる。折しも長野県は、

令和2年7月21日に長野県DX戦略を策定している。同戦略では、長野県の人口が減少し、県の職員も減少していく中で、行政側の業務プロセスを見直すとともにそのDXがもたらす汎用化等のメリットを県民全体で享受することによって、長野県を県民や地場企業にとって魅力的な地域にすることを目的としている。

長野県は、「移住したい都道府県」ランキングで15年連続1位になるなど都道府県として多くの魅力を有するものの平成12年から人口が減少しそれに伴い職員数も縮減されている。そのような状況下において同戦略は、県民生活と行政のDXを推進するスマートハイランド推進プログラムと県内産業のDXを推進する信州ITバレー構想で構成されている。このスマートハイランド推進プログラムは、7つの重点プロジェクトで構成され、そのうちのスマート自治体推進プロジェクトなどを通し、オンライン申請などのデジタル技術の活用により確かな暮らしを営むことを目指すというものである。

これを本件にあてはめると、この報告書のためだけにシステムを構築して報告をするというのであれば過剰投資とも考えられるが、すでに表計算ソフトで作成されている報告書のひな型をメールで送るということであれば、既存のインフラ利用であり郵送費用である年間数十万円の予算を削減できる可能性が高い。また、紙面での報告書の印刷・封入・投函等に費やす県職員の時間を考えると、長野県DX戦略にも適う方向性であり、ITを利用した報告書の送付、作成、受領を検討することが望ましい。

11. PCB 廃棄物処理推進事業

(1) 概要

① 事業の概要

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき県内事業者等が保管する PCB 廃棄物の安全かつ確実な処理を推進するため、PCB 廃棄物処理情報の周知、届出指導を行うとともに北海道 PCB 廃棄物処理事業に関して、広域協議会の運営に係る費用の一部を負担している。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
北海道 PCB 廃棄物処理事業広域協議会負担金	北海道 PCB 廃棄物処理事業に関して、安全確保対策、収集運搬基準、各県の処理の実施時期等の調整を行うため、広域協議会にて協議する。
PCB 廃棄物処理情報の周知届出指導	PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を行うため、関係機関と連携し、県内に所在する PCB 廃棄物の保管情報の正確な把握を行う。また、保管事業者、関係機関等に対し、処理に関する情報を提供する。
PCB 廃棄物等保有状況調査未回答事業所への対応	平成 27 年度から実施している PCB 廃棄物等保有状況調査において未把握の PCB 含有機器を掘り起こし PCB 特別措置法等に基づく必要な措置を行う。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
PCB 廃棄物処理推進事業	13,073	12,821	12,851	696

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

12. 廃棄物処理施設用地の維持管理

(1) 概要

① 事業の概要

県は、平成 5 年、県内最終処分場の残余年数のひっ迫(1.4 年)により、処分場に関し公共関与の方針を検討し財団法人長野県廃棄物処理事業団(平成 5 年 4 月設立、平成 20 年 3 月解散)による北信、東信、中信、南信 4 箇所での最終処分場整備を決定した。この時点で特にひっ迫していた南信地区では、県が設立した、上記財団により実際に処分場用地の具体的な場所が選定されている。しかしその後のリサイクル技術の進歩や建設リサイクル法の施行等により、最終処分量が大幅に減少し最終処分場の残余年数のひっ迫が改善したため平成 19 年 3 月の廃棄物処理計画(第 2 期)において、公共関与の基本的な考え方を見直し、産業廃棄物最終処分場の整備は、民間業者による処理体制を基本とするが、最終処分場の残余年数がひっ迫した際は、公共関与による施設整備の準備を進めることとした。この方針の下、県は最終処分場の残余年数がひっ迫した際には、公共関与による施設整備が行えるよう当該事業により用地の適正な維持・管理を行っている。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
処分場用地の維持管理業務委託	草刈り、残地森林内の竹木の除伐、支障木の伐採・除去を行う。
行政嘱託員による管理	地元地区との委託契約に関する事務、連絡調整。民地境、山道、管理道路の伐採などの日常業務全般や、不法投棄の巡回監視を行う。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
廃棄物処理施設用地の維持管理	4,448	4,224	4,090	4,412

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

13. 関東甲信越産業廃棄物処理対策連絡協議会

(1) 概要

① 事業の概要

関東甲信越産業廃棄物処理対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)への負担金である。

連絡協議会は、各都県市の産業廃棄物の事務に関する懸案事項について協議及び情報交換を行っている。また、視察すべき廃ペットボトルの破碎施設や一般廃棄物・産廃廃棄物の焼却施設があった場合、協議会として視察しており、協議会参加都県市で情報を共有している。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
産業廃棄物の事務に係る懸案事項についての協議及び情報交換	各都県市が事前に協議事項、専門委員会付託希望議題、情報交換事項について議題を提出し、幹事県が議題及び回答を取りまとめる。
廃棄物処理施設等の視察	廃ペットボトルの破碎施設や一般廃棄物・産業廃棄物の焼却施設を視察する。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
関東甲信越産業廃棄物処理対策連絡協議会	0	30	15	15

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

14. 産業廃棄物実態調査

(1) 概要

① 事業の概要

廃棄物処理法に基づく法定計画である第 5 期長野県廃棄物処理計画(令和 3 年から令和 7 年度まで)の策定のため、産業廃棄物の発生・排出・再生利用・処理等の実態把握を行うものである。

② 業務内容

平成 30 年度に県内事業所から排出された産業廃棄物の処理状況に関し、鉱業、建設業、製造業、上下水道業、運輸業、卸・小売業等 5,000 事業所、金融業、保険業、不動産業等 1,000 事業所合わせて 6,000 事業所を対象として郵送によるアンケート調査を行い業種別、廃棄物種類別に排出や処理に関するデータを把握し、これを基に推計することにより県内全体の産業廃棄物の排出状況及び処理状況等を把握する。

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
産業廃棄物実態調査	0	0	0	6,490

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

15. 廃棄物指導員配置事業

(1) 概要

① 事業の概要

県内 10 地域振興局に警察 OB 等の廃棄物指導員を配置し、廃棄物監視員・廃棄物指導員の複数体制とし、生活環境保全のため、排出事業者及び処理業者に対する監視指導を行うものである。

② 業務内容

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
廃棄物指導員配置事業	21,650	22,823	23,153	23,332

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

16. 不法投棄監視連絡員配置事業

(1) 概要

① 事業の概要

不法投棄監視連絡員に関する事業である。

不法投棄監視連絡員は、過去に廃棄物が他県から組織的に持ち込まれたことにより、大規模な不法投棄事件が発生したことを背景として、住民との連携による広範囲かつきめ細かな情報収集を図り、行為者に対する抑止力の醸成と早期・適切な対応を図るために設置されている。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
区域内パトロール	担当区域内において、廃棄物不法投棄等に関する情報を地域振興局長等に通報する。
不法投棄行為者への指導	不法投棄行為者を発見した場合、状況に応じ行為を中止するよう指導する。
廃棄物不法投棄防止対策協議会一斉パトロール	廃棄物不法投棄防止対策協議会が行う一斉パトロールに参加し不法投棄の状況を確認する。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

表 事業費の推移

(単位: 千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
不法投棄監視連絡員配置事業	8,570	8,437	8,535	8,570

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

17. 廃棄物不適正処理の防止

(1) 概要

① 事業の概要

不法投棄や不適正処理等により放置された廃棄物の飛散・流出、崩落といった事故、また、二重の不法投棄や生活環境への影響を防止するため、廃棄物行政を監督する者としての責務及び廃棄物処理法第19条の8の規定により、ブルーシートにより現場を一時保全することなどを実施する事業である。

廃棄物処理法第19条の8

(前略)生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号にいずれかに該当する(行為者に能力がない場合等)と認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。(後略)。

② 業務内容

表 取組

項目	内容
1) 廃棄物飛散防止用ブルーシート購入	平成21年の改善命令違反により収集運搬業及び焼却炉設置許可を取り消された業者の敷地で平成23年に環境基準を超過するダイオキシン類濃度を検出した。これについて飛散流出防止のため、燃え殻・ばいじんを30枚程度のブルーシートで保全している。平成23年、平成25年、平成27年、平成28年、平成30年、令和2年に実施している。
2) 家畜ふん尿流出事案における代執行事業	動物のふん尿が堤の決壊により流出した事案について、撤去等に係る措置命令をはじめ、再三指導を行ったが改善が見られず、農地等周辺に生活環境保全上の支障が出ており、また再度流出するおそれがあることから代執行により築堤し現地封じ込めを行った。

(出典: 県提供資料より監査人作成)

③ 産業廃棄物に関する法令及び行政の採り得る対応

1) 廃棄物処理法

行政処分等	条文	内容
産業廃棄物処理業の事業の停止又は許可の取消し	廃棄物処理法第14条の3及び第14条の3の2	基準に適合しないおそれがあると判断されるに至った場合には、直ちに事業の停止を命ずるとともに、その基準に適合しないと判断されるなど、法が許可を取り消すべき場合として定める要件に該当するに至った場合には速やかに許可を取り消す等の措置を講ずること。
産業廃棄物処理施設の使用の停止及び設置許可の取消し等	廃棄物処理法第15条の2の7及び第15条の3	産業廃棄物の処理施設の基準に適合しないおそれがあると判断されるに至った場合には、直ちに施設の使用の停止を命ずるとともに必要な改善を命じ、さらに法が許可を取り消す場合として定める要件に該当するなど必要な改善を講じることが不可能であると判断されるに至った場合には、速やかに許可を取り消す等の措置を講ずること。

行政処分等	条文	内容
改善命令	廃棄物処理法第 19 条の 3	廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理基準又は保管基準(以下「処理基準等」)が適用される者により、これに適合しない処理が行われた場合には、その適正な処理の実施を確保するため、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう命ずることができるようにするもの。
措置命令	廃棄物処理法第 19 条の 5	処理基準等に適合しない産業廃棄物の処理が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう命ずることができるようにするもの。
生活環境の保全上の支障の除去等の措置	廃棄物処理法第 19 条の 8	処理基準等に適合しない産業廃棄物の処理が行われた場合に速やかな代執行の実施による生活環境の保全を図るため、措置命令を受けた処分者等がこれを履行しないときのほか、措置命令を行うべき処分者等を確知することができないとき又は措置命令を行ういとまがないときに、行政代執行法の特例として、簡易迅速な手続により代執行を行うことを可能とすること。

※ (環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長が通知している行政処分の指針について(通知)(以下「行政処分の指針」)より監査人作成)

2)ダイオキシン類対策特別措置法

本案件は、ダイオキシン類が発生しているためダイオキシン類に関する法律であるダイオキシン類対策特別措置法において定められている環境基準を次に記載する。

媒体	基準値	摘要
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質	1pg-TEQ/l以下	公共用水域及び地下水について適用する。
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質について適用する。
土壌	1000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。 (ただし、土壌汚染の進行防止等の観点から調査基準を250pg-TEQ/g とし、これを上回る場合監視を続け、数値が上がった場合は、焼却施設などの発生源を探すとしている。)

(出典:環境省HPより包括外部監査人作成)

また、環境基準とは別にその処理に当たって守るべき基準として処理基準が定められており処理基準を次に記載する。

媒体	基準値	摘要
燃え殻・ばいじん	3000pg/g	特別管理廃棄物として処理すべき基準

(出典:環境省HPより包括外部監査人作成)

④事業費の推移

表 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
廃棄物不適正処理の防止	10,582	10,784	56,790	49,115

(出典: 県提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

①県の対応について(意見 35)

「表 取組」の 1)に係る事例では、廃棄物収集運搬業及び廃棄物処分業の許可を受けていた事業者が排出した大量の産業廃棄物が保管され行政指導を行っても処理されない違法状態が長期に渡り継続していた。さらに同事業所内の焼却施設から発生した燃え殻・ばいじんから基準を超えるダイオキシンが検出された。

当該事業者に対し県は、再三にわたる行政指導を行っているが、事業者はその指導の受取を拒否している。そのため県は、廃棄物の撤去を求めた改善命令を発出し、対応すべき措置期限を設けてその改善を促したが、措置期限が到来してもその状況は改善されることが無かった。

廃棄物処理法では、許可取消等を行う場合、聴聞又は弁明の機会を付与することが求められているため不利益処分の聴聞を開催したが、事業者はこの聴聞も欠席したため、当該事業者は、平成 21 年 3 月に産業廃棄物収集運搬業許可、産業廃棄物処理施設設置許可を取り消されている。

その後県は、継続的に同事業所の立入調査を行っているとともに同事業所横を流れる河川についてダイオキシン類を測定している。そのダイオキシン類の測定において、環境基準を超えるダイオキシン類が検出された。これについて県は、同事業者に応急措置として飛散流出防止措置の指導を行ったが応急措置の実施は困難であり廃棄物は片づけないという主張をされている。この状況が続くと、燃え殻・ばいじんが風などで飛ばされるなどして近隣に飛散するおそれがあるとして県は、事業者に代わり燃え殻・ばいじんが飛散しないようにブルーシートで覆う措置を「表 ブルーシート張りの状況」に記載の通り実施している。

ブルーシートで飛散流出措置を行った直後に行ったダイオキシン類の測定値では環境基準値内であることが確認されているため、県が行ったブルーシートによる保護に一定の効果が認められたと考えられる。

表 行政指導等の履歴

項目	内容	
対象事例	表 取組 1) 廃棄物飛散防止用ブルーシート購入	
対象地方	東信	
対象業者の許可 及び取消状況	産業廃棄物収集運搬業	平成 7 年 2 月 新規許可 平成 21 年 3 月 許可取消
	産業廃棄物処分業	平成 8 年 1 月 新規許可 平成 18 年 1 月 許可失効
	産業廃棄物処理施設 (中間処理施設 焼却)	平成 8 年 1 月 新規許可 平成 21 年 3 月 許可取消
	産業廃棄物処理施設 (中間処理施設 破碎)	平成 13 年 2 月 新規許可 平成 21 年 3 月 許可取消

項目	内容
行政指導	警告書交付(1件) 保管施設内での木くず保管、焼却施設の改善、消火設備の設置、燃え殻保管施設の整備等 所長名指示書交付(4件) 改善命令を早急に履行すること 放置されている燃え殻の飛散流出防止措置を行うこと 廃棄物の搬出状況を整理すること 課長名指示書交付(2件) 改善計画書の提出、撤去作業の開始、新たな廃棄物の搬入禁止 担当者指示書交付(5件) 過剰保管している廃棄物の撤去を始めること、新たな持ち込みは行わないこと
行政処分	改善命令 平成20年7月 廃棄物の保管基準違反状態(過剰保管等)を解消すること 許可取消 平成21年3月 改善命令の履行期限までに保管基準違反状態を改善する措置を講じなかったため

表 ブルーシート張りの状況

年 月 日	内 容
平成23年1月13日	シート張りを実施(県)
1月14日	シート張りを実施(県)
平成25年6月13日	シート張りを実施(県)
10月29日	シート張りを実施(県)
平成27年8月24日	シート張りを実施(県)
10月9日	シート張りが実施(事業者)されていることを確認
12月14日	シート張りを実施(県)
平成28年3月25日	シート張りを実施(事業者)
5月13日	シート張りを実施(県)
平成30年5月14日	シート張りが実施(事業者)されていることを確認
5月18日	シート張りが実施(事業者)されていることを確認
10月4日	シート張りを実施(県)
令和2年1月20日	シート張りを実施(県)
1月29日	シート張りを実施(県)
3月11日	不法投棄防止看板を設置

「表 行政指導等の履歴」にあるように、平成21年3月に許可を取消した以降も県は、継続的に現地を調査しており、平成22年11月にダイオキシンが検出された後は、応急措置を事業者に求めているが、事業者が対応しないため、事業者に代わって県がシート張りをしている状況がその後も続いている。

当該行為は、本来事業者が行うべきものを県である行政が行っているという点で行政代執行により行っているとも考えられる。金額的には、20万円程度であるが、その予算執行について法的根拠を確認することが望ましい。また、一時保全事業としているがその期限が見えず、この状況に対して、今後のビジョンを示すことの検討が望まれる。

②河川水について(意見 36)

「**監査の意見① 県の対応について(意見 35)**」に記載した事案は、廃棄物処理を行っていた事業者の私有地においてダイオキシン類を検出していることが全ての発端である。ここで、現場を確認すると当該処分場は、民家から数百メートルの場所にあり、近隣には畑や保育所もある土地である。

県は、当該河川水について、以下の6地点でダイオキシン類に係る測定を行っている。

河川水㉞: 焼却施設よりも上流の地点

河川水㉟: 焼却施設のほぼ真横

河川水㊱～㊲: 焼却施設の下流

燃え殻等: 敷地を覆っている燃え殻に含まれるダイオキシン類を調査

焼却炉: 焼却炉各部について付着している燃え殻に含まれるダイオキシン類を調査

当該事業者の現地を確認すると、その私有地一帯が燃え殻・ばいじんが土と混然となっているという状況であり、燃え殻・ばいじんがむき出しの状況では、生活環境の保全上の支障が生じているという状況は確認できた。

平成22年11月に当該地から十数メートル離れた河川においてダイオキシン類が検出されて以来、県は定期的にその河川のダイオキシン類の測定を行っており、その結果の一部を「表 ダイオキシン類の検出状況と直前の降水量」に記載した。

必ず採取している㉞は、下流4か所の採取地点のうち焼却施設から一番近い地点である。ブルーシートを張る前の平成22年11月に河川水を採取した際は、基準値を上回るダイオキシン類が検出されている。ブルーシートを張った後も3回基準値を上回る値が検出されているが、基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことを受けての再調査として採取された河川水からは基準値を上回るダイオキシン類が検出されたことはなく、この状況をもって県は、一時措置としてブルーシートを張っている状況においては、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれはないとしている。

㉞以外の地点については、㉞の上流地点は2回、下流地点は㉟、㊱地点を主に採取している。上流地点を採取しているのは平成23年1月と平成24年7月だけのため、その限られたデータだけで結論付けるのは早計であるとしても、その2回について上流である㉞と㉟を比較すると、焼却施設の下流である㊱における含有量が10～200倍前後となっていることがわかる。

ダイオキシン類は、物が燃えると発生する物質であることが知られており、上流の採取地においても同じような値を示していれば自然由来のダイオキシン類と考えられなくない。しかし、焼却施設がある当該地を挟んで上流では、検出する値が小さく、下流で大きくなるこの傾向は、当該地の燃え殻・ばいじんが、雨等により流れ出している可能性を否定できない。そこで、県がダイオキシン類を測定している採取日についてその直前の降水量を調べた結果を次表に記載した。

表 ダイオキシン類の検出状況と直前の降水量

採取日	㉞	㉟	直前7日間の 降水量(mm)	直前3日間の 降水量(mm)
H22.11.15		1.9	0	0
H23.1.25	0.030	0.35	0	0
H23.11.1		0.58	7	7
H24.7.25	0.064	2.5	25	3.5
H24.12.3		0.40	8	0.5

採取日	㊦	㊧	直前7日間の 降水量(mm)	直前3日間の 降水量(mm)
H25.11.19		0.21	2.5	0
H26.7.24		0.97	19.5	0
H27.7.4		1.4	21.5	20.5
H27.10.9		0.61	14.5	0
H28.11.21		0.085	21	8
H29.10.4		0.078	32.5	4
H30.11.29		0.068	0	0
R元.9.20		0.74	0.5	0.5

(出典: 県提供資料および降水量は、気象庁が観測した当該地が所在する市町村の降水量について、採取日の前日から3日間又は7日間のデータを元に監査人が作成)

上表を見ると、ブルーシートを張っていない平成22年11月15日は、直前7日間での降水量が0であるが、それ以外の基準値を上回った日は、直前7日間に降水量が20mm以上降っていることがわかる。ぎりぎり基準値を下回った平成26年7月も含めれば、梅雨時に採取した河川水からは基準値前後のダイオキシン類が検出されていることになる。直前7日間の降水量が多いと必ず検出値が高くなるとはいえないが、検出値が高い時は降水量が多いという関連性が見える。

以上を鑑みれば、下流でのダイオキシン類の検出と焼却施設に関連性がないと言い切ることはできない。平成27年以降梅雨時の採取が行われていないが、降水量と検出値に関連性がないことを確認するためにも、さらには、生活環境保全上の支障がないことを確認するためにも、採取日を梅雨時にするなど採取時期・タイミングを検討することが望ましい。

③土壌及び燃え殻・ばいじんについて(意見 37)

ダイオキシン類対策特別措置法は、都道府県知事に土壌のダイオキシン類の調査を認めている。

「**監査の意見① 県の対応について(意見 35)**」に記載した事案について、監査人も現地を視察している。

実際に、現地の燃え殻・ばいじんを確認すると、操業を止めてから10年以上経過しているためか、どれが燃え殻・ばいじん、どれが土壌なのかを判別することが難しく、それぞれが混然一体となっている状況である。

ダイオキシン類対策特別措置法においては、当該物が土壌なのか、燃え殻・ばいじんなのかでその対応策は大きく異なり、当該物が土壌であり、その値が1,000pg-TEQ/gを超えている場合、直ちに除去、覆土が必要とされているのに対し、当該物が燃え殻・ばいじんだとすれば、そのものを処分する際に特別に管理が必要とされており、処分しない限りその場所で管理ができるとされている。

県の見解によれば、ダイオキシン類自体は、水には溶けず土壌の上に置いておいたとしてもそれが地下に浸透することはない、結果として直接地下水を汚染することもないということである。しかしながら、土壌の上に燃え殻・ばいじんを放置している状況であるため、土壌、燃え殻・ばいじんが適切に管理されていることについてさらなる監視が望まれる。



④周辺地域の土壌における値について(意見 38)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき定められた環境基準は、土壌について 1,000pg-TEQ/gであるが、それ以下であっても 250pg-TEQ/g 以上の場合、監視を続け発生源の特定が必要とされている。これは、1,000pg-TEQ/g 未満であっても監視を続け、その汚染が広がらないこと及びその汚染源を探す必要があるというものである。

「**監査の意見① 県の対応について(意見 35)**」に記載した事案について、土壌は 2 か所採取しているが、このうちの 1 か所で 280pg-TEQ/g と調査指標値を超えた値が検出されている。

また、調査指標値を超える値が検出された場合、環境省が策定しているダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルによれば、周辺の状況に応じて追加で調査を行うこととされているが、監査時点ではその調査が行われていない。当該マニュアルに従い、調査指標確認調査の実施を検討する必要がある。

⑤新規の不適正処理事案の発生を未然に防止することについて(意見 39)

産業廃棄物の不適正処理事案については、解決までに長い期間を要するものや、(本報告書で例示した事案のように)解決のめどが立たないケースが見受けられる。県はそのような事案に適切に対応していくとともに、新規の不適正事案の発生を未然に防ぐ取組が重要となる。

県においては、事務処理要領を作成し、新たな不適正事案の防止に努めているとのことだが、今後もそのような取組を効果的・効率的に実施していく必要がある。

第5 本報告書で用いた主な用語

用語	解説
アスベスト	石綿。天然にできた鉱物繊維で、熱に強く摩耗に強い、丈夫で変化しにくい等の特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、繊維は、髪の毛の 5000 分の1と細かいため飛散しやすく、吸い込んだ場合、20～50 年で肺ガンや中皮腫になる可能性があることから、現在国を挙げて対策に取り組んでいる。
エコアクション 21	中小事業者等の幅広い事業者に対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定した「エコアクション 21 ガイドライン」に基づく認証・登録制度
エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより気温上昇をもたらす気体の総称。京都議定書において削減対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素(CO ₂)・メタン(CH ₄)・一酸化二窒素(N ₂ O)・ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)・パーフルオロカーボン類(PFCs)・六フッ化硫黄(SF ₆)の6種類
京都議定書	1997(平成9)年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された、拘束力を有する法的文書。2000(平成 12)年以降の先進国の地球温暖化対策として、法的拘束力のある数値目標が決定され、具体的に削減対象ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等)と、1990(平成2)年比の削減目標(先進国全体で 5.2%、日本は6%、欧州は8%削減など)、達成期間(2008(平成 20)年から 2012(平成 24)年の間)を定めている。国際的に協調して目標を達成するための仕組みとして、排出量取引、共同実施(JI)、クリーン開発メカニズム(CDM)などの新たな仕組みが合意され、これらを京都メカニズムという。2005(平成 17)年2月に発効
外来種	国外や国内の他地域から、ある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布を越えて生息又は生育することとなる生物種
環境基準	大気の汚染、水質の汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたもの
環境影響評価制度	大規模な開発事業を実施する際に、事業者自らが、あらかじめ、環境に与える影響を住民や関係自治体などの意見を聴きながら、調査・予測・評価し、環境に配慮した事業にしていくための制度
環境配慮型トイレ	し尿の処理方式が地下浸透方式(垂れ流し)でないトイレ。処理方式によっていくつかの種類があり、し尿を微生物に分解させるバイオトイレや、し尿を溜めたタンクをヘリコプター等により搬出するカートリッジ式トイレ等がある。
気候変動	全球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。
希少野生動植物	生息数が少なく、まれにしか見ることが出来ない動植物のこと。レッドリストに掲載された種や、「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動植物種(捕獲・殺傷等禁止)、国際希少野生動植物種(国際取引の規制)その他、分布

用語	解説
	が局限される固有種などを指して使われる。
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体や NGO などが作成している。
希少野生動植物保護監視員	長野県希少野生動植物保護条例に基づき、県の委嘱(自然保護レンジャー等の中から一定の知識・経験を有する者を委嘱)により、希少野生動植物の生息・生育地の監視活動を行うボランティア
キッズISOプログラム	非特定営利活動法人国際芸術技術協力機構が開発し、国内外で実施されている子ども向けの環境教育プログラム
忌避剤	有害動物の嫌う成分を用い、有害動物が近寄らないようにする薬剤
光化学オキシダント	工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。主成分はオゾンであり、人や植物に有害である。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと
山岳の環境保全及び適正利用の方針	2016(平成 28)年度に開催した長野県山岳環境連絡会において、登山安全条例の規定に基づき、長野県が策定した方針。近年の登山者の多様化や増加等による山岳環境への影響(登山道周辺の崩壊、高山植物の踏み荒し等)を防ぎ、安全な登山が行えるよう、登山道の整備及び維持管理と山岳の適正利用に関する統ルールを定めた。
産業廃棄物3R実践協定	産業廃棄物の3R(発生抑制、再利用、再生利用)及び適正処理に関して、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の自主的な取組を進めるため、県と協定を結ぶ制度
自然公園	優れた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園・国定公園と、県が指定する県立自然公園の3種類がある。
自然保護レンジャー	県の委嘱により、自然公園などにおける動植物の保護や施設の適切な利用指導を行うボランティア
自然環境保全地域	高山性植生や優れた天然林など、自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣又は都道府県知事が指定する地域。特別地区・普通地区等に分けられ、一定の行為が規制される。
小水力発電	水力を利用した発電のうち、規模の小さいもの。長野県では「長野県環境エネルギー戦略」において、FITの対象となる発電規模3万 kW 未満の小水力を「自然エネルギー」の種別の一つと位置づけて普及拡大に取り組んでいる。
食品ロス	消費・賞味期限が切れた食品、売れ残り、食べ残しなど本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品。食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など様々な過程で発生
信州型自然保育認定制度(信州やまほいく)	長野県の豊かな自然環境や豊富な地域資源(地域の伝統文化・食文化・地場産業等)を活用した様々な体験活動を積極的に取り入れ保育・幼児教育のこと
3R(リデュース・リユース・リサイクル)	Reduce(リデュース:発生抑制)・Reuse(リユース:再利用)・Recycle(リサイクル:再生利用)の頭文字をとった言葉。2000(平成 12)年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、①リデュース、②リユース、③リサイクル、④熱回収(サーマルリサイクル)、⑤適正処分の優先順位で廃棄物処理やリサイクルが行われるべきであると定められている。
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺

用語	解説
	伝子の多様さまでを含めた幅広い概念
生物多様性ながの県戦略	生物多様性基本法第 13 条に定める生物多様性地域戦略であり、長野県の自然的社会的特性を活かした生物多様性の保全及びその持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画
ダイオキシン類	物の燃焼などの過程で非意図的に生成される炭素、水素、(酸素)、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって 222 種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性の強いものがある。
多量排出事業者	前年度の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の発生量が 1,000トン以上又は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を県内に設置している事業者
地域循環圏	地域の廃棄物処理の実情や食品廃棄物、家畜ふん尿、木くず等の廃棄物の種類に応じて、多様な主体が広域的に連携し、適正規模で廃棄物を資源として循環させる仕組み。廃棄物処理施設等の集約化による社会コストの削減、新規ビジネスの創出、低炭素社会・自然共生社会の形成への効果が期待できる。
電子マニフェスト	産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)に代えて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組み
長野県希少野生動植物保護条例	長野県内に生息・生育する希少野生動植物に対して、県の実情に即し、より広範な種の保護を図るため制定した条例(2004(平成 16)年1月1日施行)条例に基づき、保護の必要のある種を指定種又は特別指定種として捕獲規制を行うほか、保護回復事業計画を策定し希少野生動植物の保護を図っている。
長野県水道ビジョン	安心安全な水道を将来にわたって維持し、持続的な供給体制を確保するため、県内の水道が目指すべき方向性や、とるべき方策・連携策を示すため 2016(平成 28)年度に策定
長野県 DX 戦略	「デジタル技術」と「データ」を活用して、既存の業務プロセスなどの改変を行い、新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革する「デジタルトランスフォーメーション」(DX)をあらゆる分野において実行する必要があるとして、こうした課題認識の下で、長野県全域のDXを推進するための実施方針を具体的に示したものの。
ネイチャーセンター	地域の自然情報だけでなく観光情報、気象情報などの様々な情報が手に入り、滞在時間や費用に応じた多彩な自然体験が提供され、環境教育、休憩・避難、調査・研究、自然保全など、多目的な活動が行われる拠点としてアメリカ合衆国国立公園内に設置された施設
残さず食べよう! 30・10 (さんまる・いちまる)運動	食品ロスを減らすため、外食の中でも食べ残しが多い宴会で、最初の 30 分間と最後の 10 分間に自分の席で料理を食べて、食べ残しをしないように呼びかける松本市発祥の取組
ばい煙	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴って発生する硫酸化合物及びばいじんや、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴って発生する物質のうち、カドミウムや鉛などの人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある有害物質
バイオマス	再生可能エネルギーのうち、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの(化石燃料を除く)。バイオマス資源は、発電や熱利用による活用が可能
パリ協定	2015(平成 27)年 12 月 12 日、フランス・パリで開催されたCOP21において、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際約束。「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑え

用語	解説
	るとともに、1.5°Cに抑える努力を迫及すること」を目標に掲げ、全ての国が参加し、5年ごとに削減目標を提出・更新する仕組みを取り入れた。
COP21	気候変動枠組条約第 21 回締約国会議の略称。気候変動枠組条約とは地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため、1992(平成4)年5月に採択され、1994(平成6)年3月に発効。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。
ヒシ	水生植物の一種のヒシは1年草で、春に湖底に沈んだ種から芽を出し、夏にかけて湖面で葉を広げて繁茂し種子をつけて秋に枯れる。かつての諏訪湖は、湖岸から沖に向け、ヨシ帯などの抽水植物→ヒシ帯などの浮葉植物→エビモなどの沈水植物と、水生植物が移り変わっていたが、現在は、その生態系のバランスが崩れ大量に繁茂するようになっている。
微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が2.5μm以下の粒子。浮遊粒子状物質のうち特に粒径が小さいために肺の奥深くまで入りやすいことから、その健康影響が懸念されている。
マニフェスト (産業廃棄物管理票)	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・性状・運搬業者名・処分業者名などを記載・交付し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできる。
森林(もりの) 里親	森林保全活動を支援する企業などと、森林を所有する市町村・団体とが契約を締結し、森林の整備や地域住民との交流などを行うもの。県は、企業と地域との里親契約に向けた調整(仲介)を行う。
BOD	BiochemicalOxygenDemand の略称。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。生物化学的酸素要求量
COD	ChemicalOxygenDemand の略称。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するとき消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
CSR活動	CorporateSocialResponsibility の略称。企業を取り巻く社会や消費者等に対して「企業の社会的責任」を果たすために行われる活動
GAP (農業生産工程管理)	GoodAgriculturalPractice の略称。食品安全、環境保全、労働安全の視点から、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行う
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	安定性・耐熱性・絶縁性に優れ、変圧器や蛍光灯の安定器など様々な用途に利用されていたが、発がん性などが問題となり、1972(昭和 47)年6月に生産が中止された。
SDGs	SustainableDevelopmentGoals(持続可能な開発目標)の略称。2015(平成 27)年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に盛り込まれた 17 のゴール(目標)のこと。17 のゴールとゴールごとに設定された 169 のターゲットから構成される。